

正月廿七日 京都府及び奈良、滋賀二縣に令し舊門跡、比丘尼御所等の住職なきものは其人を選任せしむ

正月三十日 教導職の東西兩部の稱を廢し、一般に神道と改稱す○生絲製造取締規則を布告す○始て僕婢、車馬、人力車、駕籠、乘馬、遊船等の税則を定む○囚犯の入獄には着衣の外携ふる事を禁ず

正月卅一日 博覽會副總裁佐野常民を辨理公使と爲し、伊、墮二國に駐劄せしむ

正月 中 儒者渡邊樵山歿す年五十三 樵山存齋二卷、孟子章句考、馮能爲詩集、樵山遺稿等

正月 中 師範學校中に小學校を置く○大阪造幣局にて硫酸を製造す○長崎の娼妓始て洋装し市民を驚かす○愛知週報を發刊す

二月 一日 俳優代五大谷廣治歿す年四十一

二月 二日 私立順天病院を創立す

二月 三日 華族以下家祿及び賞祿支給の例を改定す○女學校を文部省直轄と爲す

二月 四日 國學者速見房常歿す 職原須知、裝束問答、見聞私記、萬世雲上明鑑、諸家知譜拙記

二月 七日 澤宣嘉の特命全權公使と爲し露國に駐劄せしむ○復讐を嚴禁す○衣冠なき者は狩衣、直垂、淨衣を以て祭服と爲すを許す○年齢の計算は幾年幾月と數ふべしと令す○土木寮技術科の職名を定む

二月 八日 犯姦律を改正す

二月 十日 硝石輸出の禁を解き其税を課す○定位銀貨の量を増加し其圖式を改定す

二月 十一日 俳人小林見外歿す 早引發句集、獲物發句集、見外發句集等

二月十二日 外務省七等出仕、廣津弘信をして朝鮮國に駐劄せしむ○東京王子製紙會社を創立す

二月十三日 海外購買の官物輸入規則を定む○前田慶寧家祿一萬石を納め學費を助けん事を請ひて聽さる

二月十四日 奏任官の除服出仕の宣下を改め各長官をして命を備へしむ

二月十五日 官幣諸社、伊勢太廟を除く外は其地方官をして祭典を執行せしむ○山陵遣使の制を改む○東京府各區小學校設立の方法を定め男女六歳以上は悉く就學せしむ

二月十七日 證券印紙を發行し其貼用心得方規則を定む○東京、長崎間の電信線成る

二月十八日 特命全權大使岩倉具視等白耳義國王レオポルド二世に謁見し國書を捧呈す

二月二十日 神山、石鐵二縣を廢して愛媛縣を置く○香川縣を廢して名東縣に合併す○富田鐵之助を副領事と爲し米國紐育に駐劄せしむ○皇族の大禮服制を定む○絞罪器械の製を改正す○混穢の制を廢せらる

二月廿一日 東京京橋大火あり

二月廿二日 代領事を廢す○鄉村社、祠官等の給祿を人民に課するを停む

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

二月廿四日 府縣に令し官令を揭示し舊榜を撤す○特命全權大使岩倉具視等蘭國王維廉三世に謁見して國書を捧呈す○全國の耶蘇教制禁の高札を廢す

王子製紙會社

兒童就學規程

證券印紙發行
東京長崎間に電信通ず

師範附屬小學校

順天病院を創設

女學校を文部省直轄とす
復讐を嚴禁

二月廿五日 徒場を懲役場と改稱す

二月廿六日 後光嚴天皇を賢所に祭り給ふ

二月廿七日 外務卿副島種臣を特命全權大使と爲し清國に差遣し、大丞柳原前光、少丞平井

希昌、鄭永寧を之に副す○官選留學生歸郷旅費等の條規を定む

二月廿八日 官吏の月俸、其一月未滿は日數を算し之を給す

二月 中 諸省長官を外國に對しては大臣と稱せしむ○湯屋髮結床に於て寅歳生れの男子

を徵發して朝鮮を征伐するの妄説行はる爲に人心動搖す○東京淺草公園を設

く

三月 二日 官幣社の祭式を定む、親王及び勅任官の皇城内下馬、下乗の制を定む

三月 三日 祕露全權公使トン・オレリオ・カルシヤ參内して國書を捧呈す○舊藩貸付金穀

收入法、及び負債償還法を定め公債證券を下付す○貧民一乳三子の者に養育金

給與の制を設く

三月 四日 官宅賣與規則を定む

三月 五日 僧侶の身代限條規を定む○傭人等の主家出入の工商より分利を請求するを禁ず

三月 六日 敦賀縣越前大野郡の土民、説教の趣意を誤解して擾騷す

三月 七日 神武天皇即位日を以て、紀元節と稱す○二荒神社、都古別神社を國幣中社に陞

格し出羽神社を國幣小社と爲す○外國派遣の勅奏官の從僕數を定め其路費を給

紀元節

舊藩貸付金
穀收入法等
制定

清國に大使
差遣

郵便税を制
定

外人と結婚
を許す

三月 八日 英國代理公使・アージャー・ワットサン參内して國書を捧呈す○第一大學區第二

一 番中學を獨逸學教場と改稱す○失火律條例を定む○書家上野華山歿す年五十

路傍に立禮せしむ

三月 九日 途上車駕行幸に遇ふの禮節を定む、乃ち通行者は車馬を下り、笠、帽等を脱し

三月 十日 郵便賃錢の稱を廢して郵便税を制定し、國內信書の往復を驛遞寮に委し私に遞

送するを一切禁止す

三月 十一日 特命全權大使岩倉具視等獨逸國王維廉一世に謁見して國書を捧呈す○敦賀縣今

立郡の土民又擾亂す、出兵して之を鎮定す

三月 十二日 日光、白根二山鳴動す○全權大使副島種臣横濱を出發す

三月 十三日 長壽者へ祝壽賜金の制を廢す○鐵道犯罪罰例を改正す

三月 十四日 外國人と婚姻するを許す○大藏省、敦賀縣に令して速に縣民擾亂を鎮定し、臨

機處分せしむ○各官廳に郵便箱を設けしむ

三月 十五日 赤坂、濱兩離宮の下馬、下乗の制を定む○蠶種原紙を發賣規則を定む

三月 十七日 下關前田より小倉雨ヶ窪に海底電信線を通ずるを以つて其近傍に投錨するを禁

ず

三月 十八日 銃獵規則を更定す○松前に開拓使支廳の設置を許す

三月 十九日 博物、書籍二館及び博物院、藥園を博覽會事務局に屬す

ず

斷髮し給ふ

金札引換公債證書發行條例公布

三月二十日 天皇、始て御斷髮遊ばされ、皇后御黛を落し、鐵漿を剃ぎ給ふ

三月廿四日 陸軍省職制を更正す○證券印紙賣捌方を定む

三月廿五日 新舊公債證書發行條例を定む○地券法を行ふを以て、土地の名稱を定め、皇宮地、神地、官廳地、官用地、官有地、公有地、私有地、除税地の八種と爲す

三月廿八日 人民の名稱の御名及び歷朝御諱を避くるの制を廢す、但し其二字連用を禁ず

三月廿九日 徵兵使の發遣を府縣に令す○金剛峯寺、教王護國寺を以て、並に古義眞言宗の總本寺と爲す

三月三十日 金札引換の公債證書を發行し、其條例を頒つ○太政大臣三條實美、參議大隈重信、板垣退助、議長後藤象二郎等、伊豆、相模の燈臺を巡視す

三月卅一日 全權大使副島種臣等、上海に至る

三月 中 小田縣民、臺灣島に漂着し掠奪せらる○此頃、静岡縣下にて未だ縁付かざる處女十三歳より残らず樺太に送るの風説ありて動搖す、又足柄縣下にては無妻の男子を朝鮮に送り、處女十七歳の者を西洋人の種取りと爲すの妄説ありて擾騷す

三月 中 西國の切支丹教徒を四月迄に放免す○前島密等、毎日平かな新聞を發刊す

四月 一日 志摩、安乘崎燈臺成る○儒者鎌田梁洲歿す年六十歳論孟私説、周易講義、讀左隨錄、觀禮圖便覽、白采軒存稿、白采軒日記等

四月 二日 更に父祖被毆律を改正す

宣命を祭文と改稱

文部省大學區を定む

四月 三日 宣命を祭文と改稱す○特命全權大使岩倉具視等、露國皇帝アレキサンドル二世に謁し、國書を呈す

四月 四日 外國赴任の奏任官以上の妻女携帶には其船、車賃及び旅費を給與す

四月 八日 米國兼布哇公使、チャルレス・イ・テイロング參内して布哇國書を捧呈す○假に監獄則の施行を停止し、舊規に従はしむ

四月 九日 皇后、御船にて隅田川の櫻花を覽給ふ

四月 十日 官吏の衛内機務及び外交事項等を新聞紙に掲載するを禁止す○再び第一大學區一番中學を開成學校と改稱す○文部省、更に大學區を定む

四月十三日 軍人犯罪律を改正す

四月十四日 車駕、鎌倉に行幸あり○皇太后、皇后行啓の旗章を定め、士民途上の禮節は行幸に準ず○露國皇子アレキシス、清國より長崎に來る

四月十五日 天皇、鶴岡八幡宮に親謁し、野營演習を覽給ふ

四月十六日 天皇、鎌倉宮に親謁し給ふ

四月十七日 車駕、鎌倉より還幸あり○司法大輔佐々木高行を罷む

四月十八日 陸軍中將山縣有朋の陸軍大輔を罷む○長崎縣壹岐の農民、黨を結び所在に亂妨す、之を鎮定す

四月十九日 議長後藤象二郎、文部卿兼教部卿大木喬住、司法卿江藤新平を參議と爲す

四月二十日 特命全權大使副島種臣等、天津に赴き李鴻章と會晤して日清條約を議す

日清條約書
締結

四月廿二日 敦賀縣下の黨民鎮定さる、其主謀者高橋多左衛門等を處刑す
四月廿三日 第三大學區大阪一番中學を開明學校と改稱す
四月廿五日 琉球藩王尙泰、封爵の謝表を上る
四月廿八日 島津久光、老病を以て車馬に乗じて車寄に至るを許さる
四月廿九日 天皇、下總大和田原に行幸あり、近衛兵を親閲し給ふ
四月三十日 特命全權大使副島種臣、李鴻章と日清條約書を締結す○大分縣下の黨民首謀者後藤吉郎等を處刑す

上野公園を
設置

四月 中 東京赤坂有馬邸内の水天宮を日本橋蠣鼓町に遷座す
四月 中 東京上野公園を設置す○公私學校に令して便宜地名等を以て校名に附しむ
四月 中 國學者今尾清香歿す年六十九源氏物語傳中の月、道行ぶり、賤路環歌集、日本紀勳靈、草津紀行、忍山紀行、足利職人盡歌合、四時そとろあるき、心なき家集

太政官職制
更定
洋式權衡

五月 一日 車駕、大和田原より還幸あり
五月 二日 太政官職制を更定す、又内外史官の分課を改め、各其長を兼しむ
五月 四日 洋式權衡を發行す○第五大學區の長崎一番中學を廣運學校と改稱す○轟武兵衛歿す年五十六

皇城炎上

五月 五日 皇城炎上す○天皇、皇后、赤坂離宮に遷り給ひ、假皇居と定めらる○舊教部省廳を太政官代と爲す○外務省の語學所を文部省に隸す○全權大使副島種臣、天津を發す
五月 六日 府縣に令し、濫りに行樹の剪伐を禁す

五月 七日 特命全權大使副島種臣、北京に抵る○大藏大輔井上馨、三等出仕澁澤榮一、財政上に就き建議書を上りて職を辭す

五月 八日 太政官代の下馬、下乘規則を定む○陸軍武官の官等を改定す○諸省府縣に令し圖書の皇系及び歴史、地誌、政表等に關する物を搜索す、尋で各官廳の文書牒簿を謄寫して上らしむ

五月 九日 參議大隈重信を大藏省事務總裁と爲し、會計を調査せしむ
五月 十日 參議西鄉隆盛を陸軍大將兼參議と爲す○島津久光を麿香間祇候と爲し、國事を諮詢す

五月 十一日 俳優五代坂東三津五郎歿す年二十八
五月 十二日 陸海軍二省の中尉、少尉を奏任官と爲す○人民の諸願同等は郵便を以て往復せしむ

五月 十三日 天皇、始めて地方長官に拜謁を賜ふ
五月 十四日 大藏大輔井上馨を罷む○全權大使副島種臣、公使柳原前光及び鄭永寧を總理門に遣し、謁帝の期日を請はしむ

五月 十五日 皇居四近の失火、及び警急號砲の數を申令し、尋で各區望火樓、鳴鐘傳報の制を設く○官幣社の營繕に官費を給するを止む○人家稠密の地に於て牛豚を飼養するを禁す

五月 十七日 下總大和田原を習志野と改名し、操兵場と爲す

習志野操兵場

干支を官曆に載す

五月十八日 天皇、太政大臣三條實美に勅諭して、皇居の經營を速にすること勿らしめ給ふ
 ○前大藏大輔井上馨及び澁澤榮一の財政建議書を却下さる
 五月十九日 海外留學生の三年間に成業すべき者は留學を許し、其他は悉く召還せしむ
 五月二十日 天皇、在京地方長官を召し牧民の要、責任の重を親諭して之を慰勉し給ふ
 五月廿一日 婦女の一家を承繼する者に目印を用ふるを許可す
 五月廿四日 軍醫寮を廢し陸軍本病院と改稱す
 五月廿六日 特命全權副使大久保利通、歐洲より歸朝す
 五月廿七日 民庶の神樂及び舞樂を傳習するを許す
 五月廿八日 皇族官給邸地の制限を定む○古金銀預證券を廢止す○琉球藩王尙泰、其臣馬兼方以下六人をして東京に駐劄せしむ
 五月廿九日 文部省に令し、干支を官曆に載せしむ○假に氏子検査法を停む
 五月三十日 官費留學歸朝者の、私に人の雇使と爲るを禁ず
 五月 中 開拓次官黒田清隆、樺太全島を放棄し、北海道經營に盡力せん事を建言す
 五月 中 朝鮮國の東來、釜山兩府使が公館の門壁に貼附せし、傳令書中に日本國を侮辱するの語を排列す、乃ち我居留民、之を謄寫して本國に報ず、是より朝野の間
 に於て益々其無禮を憤怒し、輿論囂々たり
 五月 中 此頃文部省は教育より宗教を分離せしめんと努む○諸縣に大雷雨あり
 六月 一日 恭親王、全權大使副島種臣を其宿舎に訪ふ

御眞影下賜

六月 三日 北條縣美作勝北、西西條、東北條諸郡の農民、新令を悦ばず、徵兵令に血税の字ある以て、流言相煽動して蜂起亂を作す、是日、本縣に命じて鎮定せしむ
 六月 四日 奈良縣令四條隆平、御眞影の下賜を請ひ、以て人民に瞻拜せしめんとす、之を許さる、尋で各府縣にも頒賜す○儒者角田櫻岳歿す年五十九
 六月 五日 貸借賣買等、金額十圓以上は證券及び受取書を交換せしむ
 六月 六日 渡島檜山、爾志兩郡の士民蜂起す、尋で之を鎮壓す
 六月 七日 祭式職制を廢し、神官奉務規則を頒つ
 六月 八日 陸軍中將山縣有朋を陸軍卿と爲す○田畑石高の稱を廢し、總て段別と爲す○東京府をして外國公使館の地を管理せしむ○金穀貸借、保證人の代償するの條規を更定す

目安箱を廢止

六月 九日 始て歳出入豫算表を公布す○山城白峯宮相模鎌倉宮、遠江井伊谷宮を官幣社に日光東照宮を別格官幣社と爲す○金銀貸借證券等の私用文書に官名を署し、又は官名印を使用するを禁ず
 六月 十日 柏崎縣を廢し、新潟縣に合併す○各廳參退の時限を定む○府縣に令し目安箱を廢し建築書疏は直に集議院、又は管廳に上らしむ
 六月十二日 公文署名式を更定す○信濃上諏訪驛を廢す
 六月十三日 外國人訴訟規則を定む○岩代伊須美神社、阿波大麻比古神社を國幣中社に、遠江岩木山神社を國幣小社と爲す○改定律令を頒布す、乃ち偽造寶貨律を廢し、

改定律令公布

磔刑を停止し、梟首を斬に、絞を終身懲役に降し、笞杖、徒流を懲役と爲し、士族は禁錮に處す

六月十四日 各府縣、東京間の距離路程を定め、布令到達期限表頒布す○海關輸出入荷物取扱條例を定む○公私の文書には必ず總て年號月日を記載せしむ

六月十五日 印旛、木更津二縣を廢し、千葉縣を置く○入間、群馬二縣を廢し、熊谷縣を置く○文部省に命じ、醫制を議定せしむ○伊豫釣島燈臺成る

六月十七日 穀物、其他の輸出入を自由にせしむ

代人規則を定む

六月十八日 代人規則を定む○清國總理大臣毛昶熙等、生蕃は化外民にして政教の及はざる旨を全權大臣副島種臣に答ふ

六月二十日 祕魯國の清民強買事件に付き、遂に判決を露國皇帝に取るの約を定む○福岡縣嘉麻、穗波兩郡の小民、旱炎に乘じ蜂起擾亂して人家を燒毀し、官吏を傷殺す是日、令して速に之を鎮定せしむ

六月廿二日 北條縣下の一揆を鎮定し、是日、其主謀者筆保卯太郎等を處刑す

六月廿三日 兵器支給規則を定む

集議院を廢す

六月廿四日 集議院を廢し、其事務を左院に屬す、又議生を廢す○印旛、木更津二裁判所を千葉縣に、入間、群馬二裁判所を熊谷縣に移し、宇都宮裁判所を椽木裁判所に合併す○印紙偽造、及び犯則者の出訴に賞格を設く○福岡縣下の一揆暴行甚々しく、遂に縣廳に入る、是日、再び陸軍省に令し鎮臺兵を發せしめ、尋で大藏

大丞林友幸を遣し臨機處分せしむ

貨物の私輸禁止

六月廿七日 私に物貨を運輸するを禁ず

六月廿八日 名東縣讚岐、豊田、三野、多度津諸郡の農民、徵兵令を誤解して擾動し、阿波西郡の人民亦動搖を爲す

六月廿九日 海軍省職制を改定す○鳥取縣伯耆、會見郡及び島根縣出雲、能義、楯縫、神川仁多四郡の農民、相煽動し亂を作る、是日、本縣に令して臨機處分し、近傍の鎮臺兵をして緩急赴援せしむ、尋で皆鎮定さる○特命全權大使副島種臣外國使臣として始て清國皇帝に謁見す

芝公園設置

六月 中 東京芝増上寺を神道の大教院と爲す○東京芝公園設置に決定す

七月 一日 志摩、菅島燈臺成る

七月 二日 陸軍少將西郷從道を陸軍大輔と爲す○大藏省官金寄托の約規を定む○私に社寺境内の樹木を切るを禁ず○東京府下の古着、廢金賣買者の取締規則を定む○棋客^{十四} 本因坊秀和歿す年五十四

本因坊秀和歿す

七月 三日 高千穂有綱を華族に列す○全權大臣副島種臣等北京を出發す

七月 四日 招魂社祭に煙火を禁止す

七月 五日 福岡縣下の一揆擾亂、漸く鎮定さる、乃ち其首謀者井上勝次等を處刑す○佛國代理公使コント・ド・チュレン參内して謁見す

七月 七日 佛國全權公使ジェル・フランソワ・キユスターブ・ベルテミー參内して國書を

捧呈す○比叡山上の山城、近江二國の境界を定め、延暦寺を滋賀縣の管轄と爲す○池上四郎等、滿洲地方の視察を終りて歸朝し、復命書を上る

七月 八日 假に大年毎に戸籍検査の條例を停廢す

七月十三日 陸軍省、敬禮式を定む

七月十五日 令して米麥輸出の禁を解く○火葬を禁止す○踊師匠三代水木歌仙歿す年七十一

七月十七日 國債寮を大藏省に置く○宮内省の内膳、内匠、調度三司を廢す○訴答文例を定む○社寺の什物類を神官、僧侶、氏子、檀越等の私に處分するを禁ず

七月十八日 布令書結尾の文例を定む

七月十九日 違式註違條例を定む○鎮臺條例を改定す

日本坑法を頒つ

七月二十日 祭日及び祝日の推歩成る○日本坑法を頒ち、鑛山坑業の規則を改定す○府縣管内の官林、及び荒蕪地の鬻賣を停む

七月廿一日 儒者湯本武亭歿す年二十七

七月廿二日 大藏省に賞牌、功牌の様式を造らしむ

七月廿三日 特命全權副使木戸孝允、歐洲より歸朝す○權少判事佐久間長敬を名東縣に差遣し、亂民を臨機處斷せしむ○各廳の外國人雇使延期に私に俸給を増加するを禁ず

七月廿四日 始めて強盜條例を定む○鬪犬を嚴禁す

七月廿六日 特命全權大使副島種臣、清國より歸朝す○東京大川花火を復興す

強盜條例制定、鬪犬嚴禁

地租改正

七月廿七日 全權大使副島種臣、公使柳原前光、參内して復命す

七月廿八日 詔して全國地租を改正し、舊法を廢して、新に地券を設け、地價百分の三を租と爲し、府縣廳及び郡村の公費を地價に賦課す

七月廿九日 逃亡犯人相書の制を定む○西郷隆盛、書を板垣退助に致し、自ら遣韓使たらんとするの意を告ぐ

七月三十日 陸海軍刑律を改定す

七月卅一日 皇族の家祿及び賜米、扶助米を廢し、更に賄料金を下賜さる

七月 中 京都府、丹波、何鹿郡の農民、徵兵、及び諸税を免じ、穢多の稱を復する等の事を訴へて擾騷し、三瀨縣、並に廣島縣、青森縣下の農民、又騷動す、皆之を鎮定す

七月 中 竹屋清藏、始て擬氈紙を製造す○北川靜子、始て英國人フリームと結婚す

八月 一日 始て官吏に避暑休暇を賜ふ○第一國立銀行を開業す

八月 二日 皇族家令の官等を改む

八月 三日 天皇、皇后、箱根宮ノ下溫泉に行幸啓し給ふ○大禮佩劍の制を定む○參議西郷隆盛、遣韓大使の選定を太政大臣三條實美に督促す

八月 四日 府縣典事を廢し、正權中屬を置く○各廳に令して外國關涉の事項は、先づ之を外務省に協議せしめ、後、公使に照會せしむ

八月 七日 陸軍裁判所成る

第一國立銀行開業

八月 八日 海軍武官の官等を改定す○外國政府及び其士民の我政府に對する訴訟は外務省をして判理せしむ

八月 九日 私に兵隊の名稱を冒すを禁ず○危害物品の船載條規を定む

八月 十日 各地方の徵役終身以上は、司法省に伺ひて之を處斷せしむ

博士、學士、得業の稱
八月十二日 文部省の大小監を廢して、視學、書記を置く○學士の稱號を博士、學士、得業生の三級に改む○陸軍裁判所の監獄、書記を廢す○越訴律を廢止す

電信通信規則
八月十三日 電線通信規則を定む

八月十四日 山城、豐國神社を別格官幣社と爲す○西郷隆盛、再び書を參議板垣退助に與へ、速に閣議を開き、遣韓大使の問題を決定せん事を逼る○國學者鷲田寬蔭歿す年六十一

八月十五日 始めて水練教授所を開く

八月十六日 西郷隆盛、三條實美を訪ひ、遣韓使問題の決意を促す

八月十七日 朝議、參議西郷隆盛を使節と爲し、朝鮮に差遣するに内定す

八月十八日 文部省をして各廳差遣の海外留學生を管せしむ○參議木戸允孝、征臺、征韓の廟議あるを深憂し、時局に鑑みて内治を急要とするの意見書を上る

八月十九日 西郷隆盛、書を板垣退助に寄せ其盡力を謝す

八月二十日 外務卿副島種臣をして祕露國假條約交換の事を掌らしむ○第一國立銀行の紙幣五種發行を布告し、金貨と同一に使用せしむ○共學寮戸山出張所を置く

日祕假條約
調印

八月廿一日 日本祕露通商航海假條約に調印す

八月廿三日 動產不動産典當規則を定む○勤王家、津崎、村岡局歿す年八十八

八月廿四日 國學者鬼島廣陰歿す年八十一 類言詳解、論語傳解、源氏物語大意鈔、韻鏡徒見、古事記音義解、萬葉集解、源氏物語類語註解、古今和歌集紀直傳解、詞解衣、日本書紀私考、言靈論、音考、神國古事記正傳

八月廿八日 車駕、宮ノ下溫泉を發し足柄縣廳及び裁判所に臨御して、其事務を措置するを覽給ふ

八月廿九日 新に貳錢銅貨を鑄造し、且つ從來の壹錢以下の圖象を改む

八月卅一日 天皇、皇后、東京に還幸し給ふ○小田縣令矢野光儀、其管民の臺灣に漂着して土人の殘暴を受くるの狀を上申す

八月 中 濱田縣下に血稅反對の一揆蜂起す

九月 一日 伊國皇甥トーマス殿下參内して謁見す○豊前、白洲燈臺成る

八月 二日 國學者八田知紀歿す年七十五 浮雲、霧島紀行、古今集正義補註論、調の説、高尾紀行、忍草、經義大上京日記、夢語、正義補註論、泰伯論、藤川紀行、坊津紀行、幽雅眞語、吉野紀行、白雲紀行、意、白雲日記、都鳥集、小門の汐干、桃岡家訓、同雜記、天降眞蹟考、

八月 三日 參議木戸孝允、太政大臣三條實美に面謁し、臺灣出兵及び征韓の不可を論じ内治の急務なるを説く

八月 四日 儒者巖垣月洲歿す年六十六

八月 五日 陸軍省、軍醫監林紀の和蘭軍に従軍して其術を講究せんとするの請を許す

八月 六日 特命全權大使岩倉具視歐洲より長崎に歸る

岩倉特命全權大使歸る

具視歸朝參
内

鹿兒島の農
民擾亂

九月 八日 天皇、伊國皇甥トーマスと俱に陸軍操練を覽給ふ
 九月 九日 佛國公使シエル・フランソワ・ギユスターヴ、ベルテミー參内して國書を捧呈す
 九月 十日 郵便物遺失者の罰則を定む
 九月十三日 特命全權大使岩倉具視等、東京に歸る○鐵道貨物運搬補則及び賃錢表を頒つ
 九月十四日 特命全權大使岩倉具視參内して復命す
 九月十五日 紀伊、汐岬燈臺成る
 九月十八日 皇子降誕、即日、薨去
 九月十九日 官幣中社の班次を定む○各廳の收金及び冗物斥賣價金等計簿を具して大藏省に輸納せしむ
 九月 二十日 狂歌師長者園萩雄歿す九十
 九月廿二日 元護國寺境内の權現山を豊島岡と改稱す
 九月廿三日 官幣中社、白峰、鎌倉、井伊谷の各社に菊紋章の使用を許す
 九月廿五日 故皇子を音羽護國寺北豊島岡に葬る、諡して雅瑞照彦尊と曰ふ○畫家堀江友聲歿す年七十二
 九月廿七日 敎部大輔穴戸璣の文部大輔を罷む○特命全權公使澤宜嘉薨す年三十九
 九月廿八日 近衛條例を改正す
 九月三十日 侍從長河瀬眞幸を辨理公使と爲し、伊、埃二國に駐劄せしむ○鹿兒島縣下大口

開成學校開
業式

祭祝日の休
暇を定む
征韓論

の農民及び人吉の農民擾亂す
 十月 一日 證書の爪印、花押を禁じ、必ず實印を用ひしむ
 十月 四日 太政大臣三條實美、豫め遣韓使の準的を定めんと欲し、其意見を書して之を岩倉具視に問ふ
 十月 七日 米國特命全權公使ジョン・ビンハム、特派全權公使チャルレス・デイロング、參内して國書を捧呈す
 十月 八日 邦民清國在留規則を定む
 十月 九日 車駕、開成學校に臨御して開業式を行ひ給ふ
 十月 十日 士官學校を兵學寮中に置く
 十月十一日 參議西郷隆盛、書を太政大臣三條實美に上り、切に遣使の會議を開かん事を請ふ
 十月十二日 大藏卿大久保利通を參議と爲す○太政大臣三條實美、書を岩倉具視に致し、遣使の期を稽延せん事を商議す○小野尊光を華族に列す
 十月十三日 伊國皇甥トーマス殿下歸國に付き參内す○外務卿副島種臣を參議と爲し、外務省事務總裁を兼しむ○畫家、山本琴谷歿す年六十三
 十月十四日 祭祝日の休暇を定む○府縣判任官の職掌を改定し、庶務、聽訟、租稅、出納の四課と爲す○太政大臣三條實美以下、太政官代にて遣韓使の事を議す○岩倉具視、先づ内治を整頓し以て外征を謀るの力を蓄ふべき事の急務なるを主張す、

參議西郷隆盛、之に抗辯して朝鮮遣使の順序を議定せん事を切請して聽かず、參議板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平、之に賛し、參議大久保利通、大木喬任、大隈重信、又其不可なるを論争し、議、遂に決定せず

十月十五日

再び遣使の會議を開く、西郷隆盛、再論の必要なきを以て參内せず、太政大臣三條實美、遂に隆盛等の説に左袒し、議、始て決す○夜三條實美、書を岩倉具視に致し、海陸軍總裁の任を承けん事を要請す○儒者大田晴軒歿す年七十九
岩倉具視、病と稱して參朝せず、參議大久保利通、木戸孝允、又遣使に反對して辭表を提出す○參議西郷隆盛、韓國出使始末書を太政大臣三條實美に呈す○三條實美、岩倉具視邸に至り西郷隆盛の出使始末書を示し、反覆討論するも、意、遂に合せず

十月十七日

十月十八日

太政大臣三條實美俄に劇病を發し、人事不省に陥る、尋で書を岩倉具視に寄せて辭官の表を執奏せん事を請ふ

十月十九日

新聞紙條目を定む○國學者喜多山永隆歿す年六十四

十月二十日

天皇、三條實美邸に親臨して病を問ひ、尋で岩倉具視邸に臨御し、親諭して實美に代り事を視せしめ給ふ

十月廿二日

參議西郷隆盛、板垣退助、副島種臣、江藤新平、陸軍少將桐野利秋等、共に岩倉具視邸に至りて之に謁し、速に遣韓大使の上奏宸裁を仰ぎ發令の順序を決定せん事を促迫す、具視、明日參内して彼我の兩説を奏陳し、以て宸斷を仰ぐべき旨を答へて之を聽かず、隆盛等、辭色激昂して之に抗論するも、具視、遂に動ぜず

新聞紙條目

征韓論破る

十月廿三日

岩倉具視參内して、三條實美、西郷隆盛等の論旨を奏陳し、且つ意見書を上る○太政大臣三條實美再び書を岩倉具視に致し 前日上る所の辭表を速に聽許せられん事を請ふ○西郷隆盛、辭表を提出す

十月廿四日

天皇、岩倉具視を召し其奏議を嘉納し給ひ、國政を整へ、民力を養ひ、成效を永遠に期すべき勅旨を賜ふ○陸軍大將西郷隆盛の參議兼近衛都督を罷免す○參議、後藤象二郎、江藤新平、板垣退助、副島種臣、各辭表を上る○近衛將校、大に動搖す

十月廿五日

勅して近衛將校、陸軍少將篠原國幹、同中佐、白戸隆盛、山地元治、北村重頼、同少佐、萬年千秋、岡澤精、山口素臣、黒木爲楨等を召し之を親諭し給ふ○篠原國幹、病と稱して朝せず、且つ西郷隆盛の後を追うて陸續と辭表を上り、去る者百餘人に及び、頗る動搖す○參議兼外務省事務總裁副島種臣、參議兼左院事務總裁後藤象二郎、參議板垣退助、江藤新平を罷む○參議大隈重信を大藏卿に、大木喬任をして司法卿を兼しめ、工部大輔伊藤博文を參議兼工部卿に、海軍大輔勝安房を參議兼海軍卿と爲す

十月廿八日

特命全權公使寺島宗則を參議兼外部卿と爲し、外務大丞柳原前光を代理公使と爲して和蘭、白耳義兩國に駐劄せしむ○名東縣下の亂民首謀者矢野文治等を處

近衛將校動搖す

西郷隆盛東京を去る

舊紙幣を焼
燬す

各房に國旗
を掲揚す

後鳥羽天皇
の靈駕を隱
岐より奉迎

内務省を置
く

刑す○西郷隆盛、東京を發して鹿兒島に歸る

十月廿九日 德大寺實則、勅旨を奉じ篠原國幹以下近衛將校百四十餘人を召す、國幹亦病と稱し、朝せざる者又頗る夥し、之を親諭し給ふ○神官は祭服を以て大禮服に換用せしむ○太政大臣三條實美の辭表を却下し、之を聽さず

十月三十日 儒者田中毛野歿す年三十一 温故書樓叢書三十卷、計正和田記一卷、高崎藩神名帳一卷、同別記一卷

十月 中 各種紙幣を東京郊外佐久間町河岸に焼燬し、衆庶をして之を縱觀せしむ

十一月 二日 山陵の禁榜書式を定む○文部省出仕田中不二齋を文部少輔と爲す

十一月 三日 天長節に各戸國旗を掲ぐる事を始む

十一月 四日 英國龍動府にて毎歲博覽會開催に付き、各地方に令して物貨を送致せしむ○陸軍經營部の基礎を定む

十一月 五日 金穀貸借の出訴期限規則を定む○東京府に令し無籍人の病屍を醫學校に送付して解剖せしむ

十一月 七日 後鳥羽天皇の靈駕を隱岐より迎へて攝津水無瀬宮に奉祀し、本宮を陞せて官幣中社と爲す○皇太后、皇后、御同乗の馬車顛倒す、幸に御恠我あらせられず○陸軍幕僚參謀服網領を定む

十一月 八日 紀元節に酒饌を官吏華族に賜ふを令す○官私洋製の船艦諸港に碇泊の際、國旗の掲卸及び船旗の位置等は總て在港軍艦の指令を受けしむ

十一月 十日 内務省を置く○司法大輔福岡孝弟を罷む○西郷隆盛、鹿兒島に着し武村の寓居に入る

十一月十二日 海軍少佐仁科景範を差遣して、支那海路を檢究せしむ

十一月十三日 皇女降誕あり、即日、薨去○佐々木高行を大判事と爲す

十一月十四日 各官廳參退の時限を定む○俳優代坂東彦三郎歿す年七十四

十一月十五日 北海道の豊後重岡、日向熊田二驛間の官道を改めて、梓越を廢し、赤松越を本道と爲す

十一月十七日 第五國立銀行の紙幣を發行す○陸海軍に令し、奏任武官の待命書を提出する際、軍律に處すべき者は刑名を擬案して奏請せしむ○勤王家長谷部恕連歿す年五十七

十一月十八日 特命全權公使の等給を改定す

十一月十九日 故皇女を豊島岡に葬る、諡して雅高依姫尊と曰ふ○勸工寮を廢し、其事務を製作寮に屬す○囚人護送規則を定む○辨理公使河瀬眞孝を特命全權公使と爲し、伊國に駐劄せしむ○郵便はがき及び封囊を發行し、其規則を定む

十一月二十日 葡萄牙特派全權公使ビコント・サン・シヤヌワリヲ參内して國書を捧呈す○邏卒、番人の褒賞及び其の死傷者の救恤規則を定む○舊幕老中本庄宗秀歿す年六十五

十一月廿二日 車駕、日比谷操練場に臨御して、親しく在京常備兵を閲し給ふ○辨理公使鮫島尙信を特命全權公使と爲す○永遵の官令に邊準を施す

第五國立銀
行の紙幣

郵便はがき
を發行

十一月廿四日 陸軍少將山田顯義に特命全權公使を兼しめ、清國に駐劄せしむ

十一月廿七日 陸軍省の會計、軍醫、馬醫部及び海軍省の軍醫祕書、主計、機關科の八等、九等官を奏任官と爲す

十一月廿九日 參議大久保利通に内務卿を兼しむ

東京資産銀行の設立

十一月 中 東京資産銀行を設立す

十二月 四日 高木三郎を副領事と爲し、米國桑港に駐劄せしむ○府縣に令し租税金を以て、一時の費用を支辨するを禁ず○區長、戸長を官吏に準ずるを禁ず

酒井忠義歿す

十二月 五日 白耳義全權公使シャアルド・クルト參内して國書を捧呈す○横濱製鐵所を太藏省に屬す○舊幕京都所司代酒井忠義歿す年六十一

十二月 七日 勅奏官、華族及び有位者と雖も民法裁判に係る者は直に本人を召喚して尋問するを許す

十二月 八日 祭年は滿年を以て推算せしむ

十二月 九日 天皇、越中島に臨御して、親しく諸兵を覽給ふ○皇族の少壯者に命じて海陸軍事を習得せしむ

皇族少壯者に海陸軍事を習はしめ給ふ

十二月十二日 騎兵隊を輕騎兵と改稱す

十二月十七日 天皇、皇后、横須賀に行幸啓あり、造船及び製作諸場を巡覽し給ふ

造船所に臨御

十二月十八日 天皇、還幸し給ふ

十二月十九日 天皇、太政大臣三條實美の別墅に臨幸し、親諭して疾を力め、職に就かしめ給ふ

給ふ

十二月二十日 府縣に令して里程を算測せしむ

土御門天皇の靈駕を奉迎

十二月廿一日 太政大臣三條實美、病後始て參内し、車駕臨幸及び賜與の洪恩を奉謝し、歸途、岩倉具視を訪ひ、辭職の止むことを得ざる所以を説く○土御門天皇の靈駕を阿波國より奉迎して攝津水無瀬宮に合祀し給ふ

十二月廿二日 天皇、金及び物を三條實美に賜ひ、以て維新以來軼掌の勞を慰め給ふ

十二月廿三日 太政大臣三條實美、再び辭表を上る

淳仁天皇の靈駕を奉迎

十二月廿四日 淳仁天皇の靈駕を淡路國より奉迎して山城白峯宮に合祀し給ふ○海軍旗章を更正す○寡婦の戸主たる者に贅婿を納るを許す○新潟第四國立銀行を創立す

十二月廿五日 太政大臣三條實美に勅諭して辭職を聽し給はず○島津久光を内閣顧問と爲し、大臣の下に班し大政に參與せしむ

家祿税

十二月廿七日 國事多事にして經費支へ難きを以て、華士族に家祿税を課し、陸海軍費に充んことを布告す○家祿賞祿還納の制を設け、其方法規則を定む

十二月廿八日 奏任官以上に官祿税を課す○府縣の官吏は知事及び縣令を長官に、參事を判官に、屬を主典と爲す○達書、布告を分ち、各號數を加へしむ○大教正三條西季知、有馬頼咸等、在職中は華族の待遇を辭す

十二月三十日 大久保利通を召し、優詔を下し金七百圓を賜ふ

陸軍士官學校を假設す

十二月 中 陸軍士官學校を假設す○東本願寺、療病院の建物を獻す

明治七年 甲戌 皇紀二五三四年 西曆一八七四年

正月 一日 増上寺大教院講堂焼く○郵便六錢切手を發行す

正月 四日 政治始の儀あり、後以て恒例と爲す○塚本明毅、大日本全圖を製す

正月 八日 裁判所を函館及び長崎に置く

正月 九日 内務省に勸業、警保、戸籍、驛遞、土木、地理、六寮及び測量司を置く○大藏省の戸籍、土木、驛遞、三寮、司法省の警保寮、工部省の測量司を廢す○内務省をして音楽、歌舞を管掌せしむ

正月 十日 内務省職制及び章程を定む○始て東京、琉球間に郵船を設く○熊谷縣令河瀬秀治を内務大丞と爲し、縣令を兼しむ

御歌會詠進

正月 十二日 御歌會始の節、庶民一般の和歌を詠進せしめ給ふ○副島種臣、江藤新平、後藤象二郎、板垣退助、小室信夫、古澤迂郎、岡本健三郎等、憂國公黨を設立す

正月 十三日 三條西季知を神宮祭主と爲す○新鑄銅貨幣を二月一日より發行するを布告す○前參議江藤新平、東京を發して佐賀に歸る

具視襲はる

正月 十四日 右大臣岩倉具視、假皇居より退出の途、赤坂喰違にて高知縣士族武市熊吉等の爲めに襲撃せられ、宮内省にて創傷を療す○開拓中判官榎本武揚を海軍中將と爲す○各廳に令し金穀受納書の改削塗抹を禁す○舊大泉藩士族等の荒地開墾を賞し、金三千圓を賜ふ

東京警視廳を置く

正月 十五日 東京警視廳を銀冶橋内に置き、内務省に屬せしむ其官等を定め、警視長、權正大

民選議院設立の建白

警視、權正少警視、權正大中少警部と爲す○大判事佐々木高行を司法大輔と爲す○儒者林鶯溪歿す年五十二

正月 十六日 此頃より佐賀縣士族、國政を横議する者、憂國、征韓の二黨に分る、征韓黨は舊弘道館に據りて兵器を聚め、以て輦下に迫り遠征を請はんと謀り、尋で前參議江藤新平を推して其首領と爲す

正月 十七日 勅して參議大久保利通、大木喬任を召し、親しく捕賊の事を問ひ給ふ○刺客武市熊吉等捕縛さる

正月 十八日 海軍中將榎本武揚を特命全權公使と爲し、露國に駐劄せしむ○副島種臣、後藤象二郎、江藤新平、板垣退助、由利公正等、民選議院設立の事を建白し、同時に其旨を日新眞事誌に掲載す、是より世論其可否を論じて囂々たり○船燈規則を改正す

正月 十九日 府縣徵收の諸税を改めて賦金と稱す○地所抵當規則を改正す○正副司長及び正權大中小屬等を税關に置く○地方官に令し民俗に従うて違式註違條例を斟酌し、警保寮に稟議して之を行はしむ

僧尼の族籍を定む

正月 二十日 勅して宮中の用度を節し、以て兵備に充てしめ給ふ○僧尼の族籍を定む

正月 廿一日 岩倉具視宮内省より本邸に還る

正月 廿二日 陸軍旗授與式に衆庶の縦覽を許す

軍旗授與式

正月 廿三日 天皇、日比谷操練場に臨み、始めて近衛歩兵第一、第二聯隊に軍旗授與式を行

ひ給ふ

正月廿四日 琉球藩の攝政、三司官を奏任官に准し、其任免を奏請せしむ○川路利良を大警視と爲す○佐賀縣參事森長義、書を馳せて變を東京滞在の佐賀縣令岩村通俊に報じ、之を正院及び内務省に稟申せしむ

正月廿五日 參議木戸孝允に文部卿を兼しむ

正月廿六日 參議大久保利通に臺灣及び朝鮮問題の調査を命ぜらる

正月廿七日 警視廳職制及び章程諸規則を假定す

正月廿八日 皇太后の宮を青山に造營し、青山御所と稱す○檢事職制章程及び司法警察規則を定む○佐賀縣令岩村通俊を罷め、神奈川縣權參事岩村高俊を以つて之に代ふ○移蹕先驅、東京府員の旗章を定む

正月廿九日 葬儀を教導職に依頼するを許す

正月三十日 陸軍調馬厩を置く

正月卅一日 地方官に令し、戦死者の墳墓を修繕して荒廢すること勿らしむ○清國禮祀洲夾江内の通行禁止の旨を各開港場に布告す○大藏省紙幣寮に始て女工を置く

正月 中 儒者肥田野篤村歿す年七十四 鳥相考、易說、東遊記、鎌倉紀行、三野遺稿

二月 一日 佐賀縣士族、征韓、封建、攘夷を名とし、分黨嘯聚し、遂に小野商會の金幣を掠奪して兵を擧ぐ、兵凡そ三千人、其勢頗る猖獗を極む

二月 二日 府縣に租税上納期限に付て令す

佐賀の亂起る

二月 三日 六鎮臺職制を定む○千葉縣廳焼く

戸山學校

二月 四日 熊本及び佐賀傍近の鎮臺に令し、出兵して佐賀擾亂を鎮定せしめ、縣令岩村高俊に命じ、迅急赴任せしむ○書籍館の藏書を各廳に貸渡するを停む○兵學寮戸山出張所を戸山學校と改稱す

二月 五日 巡查を警視廳に置く○廣島鎮臺兵營焼く○年齢計算法を定む

二月 六日 參議大久保利通、大隈重信、臺灣蕃地處分要略を草して之を提出す

二月 七日 警視廳職制章程及び規則を定む○更に府縣に令し、癸丑以來勤王殉死者の事蹟を録せしむ○捕亡律内の徒流人逃條を改正す○參議大久保利通、岩倉具視を訪ひ、自ら佐賀縣に赴き兩黨を鎮撫せん事を請ふ○島義勇、東京より佐賀縣に歸り、推されて遂に憂國黨首領と爲る

二月 八日 陸軍中將兼陸軍卿山縣有朋の兼官を免じ、近衛都督と爲す○各廳に令し雇使外國人の本國、本名及び住地、期限等を東京に牒報せしむ

二月 九日 參議兼内務卿大久保利通を佐賀縣に差遣して擾亂を鎮定せしむ、尋で陸軍少將野津鎮雄に命じ、兵を率ゐて熊本に赴かしめ、陸軍少將鳥尾小彌太を大阪鎮臺に、山田顯義を西海道に、外務少輔山口尙芳を長崎に派遣す○山田顯義の特命全權公使を罷む

二月 十日 第四國立銀行の紙幣を發行し、總て正金同様に通用せしむ

二月 十一日 紀元節に陸海軍に令して祝砲の儀を行ふ、後、以て恒例と爲す

紀元節祝砲

久光鹿兒島に遣はさる

二月十二日 左院の職制及び章程を定む○各種紙幣の損札交換規則を定む

二月十三日 内旨を以て内閣顧問島津久光を鹿兒島に遣はし陰に佐賀の變に備へしむ○佐賀縣令岩村高俊、熊本鎮臺に抵り、陸軍少將谷干城と面謁して出兵を請ふ○蠶種原紙發賣規則を定む

二月十四日 參議兼内務卿大久保利通、東京を發し佐賀に赴く○參議兼文部卿木戸孝允に命じて内務卿の事を兼理せしむ○内閣顧問島津久光、東京を發し鹿兒島に歸る○宮崎縣諸縣郡の農民約五千人、石代上納及び貢納期限の事により擾動す、之を鎮定す

二月十五日 大隅霧島神社を官幣大社と爲し、神宮と改む○外務太丞柳原前光を代理公使と爲し、清國に駐劄せしむ、尋で特命全權公使と爲す○佐賀縣令岩村高俊、熊本鎮臺兵を率ゐて縣廳佐賀城に入る

佐賀の賊縣廳を襲ふ

二月十六日 佐賀賊徒、進撃を開始して佐賀縣廳を包圍す

二月十七日 各廳に令し佐賀軍事の官報を新聞紙に掲載するを禁じ、又山陰、山陽、南海、西海道十七縣に令し官用を除く外、銃砲彈藥を賣買輸送するを禁止す○旅費定則を更定す○儒者伊藤宜堂歿す年八十三

佐賀城陥る

二月十八日 小船税則を定む○佐賀賊徒、遂に佐賀縣廳を陥る、縣令岩村高俊出でて筑後に奔る

二月十九日 參議大久保利通、博多に着し本營を福岡に置き、諸軍進撃の部署を定む○愛

師範學校

知、廣島、新潟、長崎各縣に師範學校を設立す○石狩、札幌、本道中の膽振、千歲郡に島松驛を置く

二月二十日 陸軍少將野津鎮雄、兵を率ゐて福岡に抵り、尋で佐賀縣に進む

二月廿一日 官軍、佐賀賊徒と戦ひて之を破る

黄檗派臨濟宗に合併

二月廿二日 陸軍省の第六局を廢し、參謀局を置く○各廳の自ら洋銀を買ふを止め、大藏省をして其兌換を掌らしむ○散亂の賊徒、再び屯集して官軍と戦ふ、之を肥前中原に擊破す○府縣に令し刊行の圖書一部づつを書籍館に納入せしむ○黄檗派を臨濟宗に合す

二月廿三日 嘉彰親王を征討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍少將伊藤祐磨を參軍に、

佐賀征討總督嘉彰親王

陸軍少將野津鎮雄を參謀長と爲す○右大臣岩倉具視、創愈えて始めて參内す○官軍、進んで佐賀賊徒の根據肥前神崎を衝きて、之を潰走せしむ○江藤新平等、佐賀を脱走す

二月廿四日 參議大久保利通、本營を肥前轟木村に移す

新聞紙の軍事掲載解禁

二月廿五日 新聞紙の軍事掲載禁止を解く○陸軍大輔西郷從道に命じて臺灣生蕃處分取調を委任す

二月廿七日 太政大臣三條實美、勅旨を岩倉具視に傳宣す○東京爲替會社發行の金券引換に付きて令す○官軍肥前蓮池を占領す○前參議板垣退助、藩情鎮撫の爲め東京より歸國す○江藤新平等、鹿兒島に入る

官軍佐賀城に入る

二月廿八日 大久保利通、更に本營を肥前蓮池に移す○官軍、遂に佐賀縣廳を復す○佐賀賊徒、使を官軍陣營に派し歎願書を提出す、言辭無禮なるを以て之を卻く○郵便ハガキ及び封囊の印影を改正す、又封囊を封皮と改稱す

二月 中 飛信遞送規則を定む

二月 中 東京府下の巡查人員を六千人と爲す○華族勉強所を設立す

三月 一日 征討總督嘉彰親王、横濱を發艦さる○參議大久保利通等、佐賀城に入る○江藤新平等、宇奈木温泉に西郷隆盛を訪ひ、面謁して事情を訴へ救援を求む、之に應ぜず

三月 二日 府縣に令し奏任官の黜陟、其性行、事業及び閱歷等を具申せしむ

三月 三日 征討總督嘉彰親王、神戸に抵る

三月 四日 佐賀縣賊徒平定を布告す

三月 五日 金穀出納順序を更正す○賊魁島義勇、副島義高等、鹿兒島に匿る

三月 六日 征討總督嘉彰親王、神戸を發す

三月 七日 出火の際、半鐘にて報知するを廢し、板木と爲す

三月 八日 二等書記官中村博愛を領事と爲し、佛國馬耳塞港に駐劄せしむ○區戸長を官吏に准し、假に其等級を定む

三月 九日 征討總督嘉彰親王、博多に上陸し福岡城を本營と爲す○復た政表課を正院に置く

女子師範學校を設置

外國人の入學を許す

全國戶籍表成る

三月 十日 和蘭海牙に帝國領事館を置き、和蘭人アー・エフ・ボードウインを領事と爲す

○賊魁島義勇等、鹿兒島にて捕縛さる

三月十二日 地方官の管内巡行旅費規則を定む

三月十三日 東京府下に女子師範學校を設立す○畫家小倉青於歿す年五十三

三月十四日 征討總督嘉彰親王、佐賀に至る○江藤新平、島義勇の爵位を褫奪す

三月十五日 限年祿還納者に資金を給するの制を定む○江藤新平等伊豫宇和島に至る

三月十七日 銅錢の海外輸出の禁を解く

三月十八日 天皇、皇后、横濱燈臺寮に行幸啓し給ふ○外國人の内地學校に入學するを許す

三月十九日 天皇、皇后、還幸啓し給ふ

三月二十日 貿易銀貨一圓の圖象を改む

三月廿一日 前橋市大火あり、百廿一戸を焼く

三月廿二日 征討總督嘉彰親王、佐賀を發して熊本に赴く○新銅貨を疑ふ者あるを以て、其舊銅貨品位と差異なきを告諭す○地所差配人が居民の轉住毎に樽代等の贈物を受くるを禁ず

三月廿四日 教導職及び神官、僧侶の禮服を定む○全國戶籍表成る(人口總計三千三百一十一萬八百二十五人) 江藤新平、漸く土佐高知に入り片岡健吉、林有造等と會晤して事情を訴ふるも、又聽かず

三月廿五日 大隅鹿兒島神社を官幣中社に、日向鶴戸神社を官幣小社と爲し、竝に神宮と改

政事風俗史料採集の令

稱す○各廳に令し古今書籍及び諸記録の政事、典故、風俗、人情を徵するに足る者は、其目錄を内務省に致さしむ

三月廿六日 東京京府下にて猥りに焚火するを禁ず

三月廿七日 嘉彰親王の征討總督、陸軍中將山縣有朋、海軍少將伊藤祐磨の征討參軍を罷む

三月廿八日 秩祿引換公債證書發行條例を頒つ○各府縣の實測製圖の差出方を定む○江藤新平、阿波の國境甲浦に上陸す

秩祿引換公債證書

三月廿九日 令して無主の犬は盡く撲殺せしむ○市中の寄場にて女子の手踊狂言に紛はしき者を禁ず○賊魁江藤新平等、遂に捕縛さる

三月卅一日 陸軍少將津田出を陸軍大輔と爲す○郵便貨幣遞送規則を定む

三月 中 板垣退助等、土佐に立志社を興し、片岡健吉其社長と爲る

立志社

四月 一日 遠江御前崎燈臺にて旋轉燈明を設く

四月 二日 官幣社神殿の裝飾及び帷幕、提燈に限り、菊御紋を用ふるを許す○宮内大輔萬里小路博房、大丞山岡鐵太郎を鹿兒島に遣はし、島津久光を慰諭し給ふ

四月 四日 陸軍少將西郷從道を中將に任じ、臺灣事務都督と爲し、兵を率ゐて之を討たしむ

四月 五日 佐賀縣に臨時裁判所を設く○陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍と爲す、又臺灣蕃地事務局を正院に置き、參議大隈重信を長官と爲す

臺灣を討たしむ

四月 六日 太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、參議木戸孝九、勝安房、伊藤博文、寺島

宗則、大隈重信、陸軍中將西郷從道、同少將谷干城、海軍少將赤松則良、延邊館に會し、臺灣征撫の事宜を議す

四月 七日 車駕、陸軍幼年學校に行幸あり

四月 八日 陸軍少佐福島九成を領事と爲し、厦門に駐劄し、福州の事を兼理せしむ○米國人李仙得を臺灣蕃地事務局準二等出仕と爲し、都督を輔翼して島民を懷服せしめ、且つ支那地方官、並に各國領事官の應接等を管掌せしむ

四月 九日 英國公使パークス、生蕃征撫の措置を外務卿寺島宗則に問ふ○事務都督西郷從道、軍艦を率ゐて横濱を發し長崎に向ふ○佐賀裁判長河野敏謙、處刑擬律を制し、之を大久保利通に呈す

四月 十日 官選留學生の旅費規則を更定す○地方貸付金穀の借用證書式を更定す

四月 十一日 若松縣岩代耶摩郡猪苗代の士民擾動す

四月 十二日 陸軍少將四條隆詞の大阪鎮臺司令長官を罷め、名古屋鎮臺長官に、陸軍少將島尾小彌太を大阪鎮臺司令長官と爲す

四月 十三日 英國公使パークス、書を外務卿寺島宗則に致し、豫め局外中立の意を陳ず○佐賀事變の罪を判し、江藤新平^十、島義勇^十、香月桂五郎^十、副島義高^十、中川義純^十、重松基吉^十、福地常彰^十等を佐賀に斬る

四月 十四日 若松縣下の士民擾動を鎮定す

四月 十五日 事務都督西郷從道、參議大久保利道を佐賀に訪ひ、臺灣事情、及び東京事情を

パークス生蕃征撫の措置を問ふ

江藤新平等を梟す

若松縣下の士民擾動を鎮定す

報告す

姑く出師を
停む

四月十七日 参議大久保利通、佐賀より福岡本營に歸る

四月十八日 嘉彰親王、長崎を發す○参議木戸孝允、内治未だ整はずして兵を外に構ふるの非なるを論じ、辭表を太政大臣三條實美に呈す○大久保利通、福岡を發す

四月十九日 米國公使ビンハムの異議により、朝議、姑く臺灣出師を停め、先づ、清國政府と應接するに決す、乃ち太政大臣三條實美、急に權少内史金井之恭を長崎に遣り、大隈重信に東還を命じ、西郷從道に其進發を延ばし、以て後命を待たしむ

四月二十日 大隈重信、長崎に至る

四月廿一日 島津久光、東京に歸る

四月廿三日 官吏犯公罪條例を定む

四月廿四日 嘉彰親王、大久保利通、東京に凱旋す○文官の大禮服を著する者は、印鑑を帶びずして諸門を出入するを許す

四月廿五日 天皇、正院に臨み嘉彰親王、大久保利通を召見して其復命を聽き、親しく慰勞し給ふ○右大臣岩倉具視、書を太政大臣三條實美に贈り、辭官の表を執奏せん事を請ふ○金井之恭、長崎に至りて三條實美の手書を大隈重信に傳達す

四月廿六日 大隈重信、西郷從道の營に赴き、姑く後命を待たんことを説く、之を聽かず、即夜、諸艦に令して發航の期を定め、炭水を積ましむ

四月廿七日 内閣顧問島津久光を左大臣と爲し、参議木戸孝允の内務卿事務兼理を罷む○水路寮に令して海洋現象記事を編輯せしむ○西郷從道、意を決し領事福島九成を以て清國厦門に前往せしむ○参議大久保利通、自ら長崎に赴き臺灣出兵事件を處理せん事を請ふ

華族會館

四月廿八日 天皇、右大臣岩倉具視を召して親諭し給ふ○朝議、急に大久保利通を長崎に遣し、進退の機を決せしむ

四月廿九日 参議兼内務卿大久保利通、東京を發す

四月三十日 副議長伊地知正治を議長と爲す

四月 中 西郷隆盛、桐野利秋、村田新八等と謀り、鹿兒島に私學校を説く

四月 中 華族集會所成る、後の華族會館なり

五月 二日 詔して府縣長官を徵集し、衆庶に代りて律法を議せしむ、乃ち議院憲法、及び規則を頒布す○歷世の陵墓、未だ詳ならざる者あるを以て、土人の傳説する所及び古墳の發掘を禁ず○陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良、軍艦日進、孟春明光、三邦、四艦を率ゐて長崎を發し臺灣に向ふ

五月 三日 領事福島九成、厦門に至り同知李鐘霖に面晤し、西郷從道の照會文を閩浙總督李鶴斗に轉致せしむ○大久保利通、長崎に至る

五月 四日 辦理公使鮫島尙信を特命全權公使と爲す○海軍樂隊の官等を定む○大久保利通大隈重信、西郷從道と面晤して遂に出師の議を決し、要務を定めて之を正院に稟報す

五月 五日 府縣の預米出納規則を定む

五月 六日 大久保利通、李仙得と長崎を發す○領事福島九成、臺灣社寮港に來り上陸して陣營を建設す

五月 七日 琉球藩の首里、那覇、今歸仁に郵便局を設く

五月 九日 大隈重信、米國商船シヤフツボリイ號、英國商船デルダア號を買收し、社寮丸高砂丸と改稱して、臺灣征討に使用す

五月 十日 月俸規則を定む○日進、明光二艦、社寮港に入る

五月十一日 大阪、神戸間の鐵道成る

國憲編纂掛

五月十二日 左院に國憲編纂掛を置く

五月十三日 參議兼文部卿木戸孝允を罷め、宮内省出仕に補す○本年歲計概算表を頒つ○孟春艦、社寮港に入る○詩人廣瀨林外歿す年三十九

五月十四日 三邦艦、社寮港に入る○舊幕臣内藤信親卒す年六十三

五月十五日 大久保利通、東京に歸り、直に事情を具奏して專斷の罪を謝す○米國測量船トスカロラ號に東南港を測量するを許す○儒者青木錦村歿す年五十八

五月十七日 臺灣事務都督西郷従道、高砂丸に乘じ長崎を發す

五月十八日 車駕、東京師範學校へ行幸あり○前田慶寧卒す年四十五

五月十九日 令して討蕃の事由を布告す○民事控訴略則を定む○特命全權公使柳原前光、横濱を發す

五月二十日 大隈重信、長崎より東京に歸る

臺灣生熟二蕃十八社投降

五月廿二日 是より先、我軍の臺灣に至るや、諸酋長、争つて款を納る、牡丹社、兇頑服せず、是日、進んで石門を破り、其酋長を斬る、生熟二蕃十八社、遂に懾懼投降す○西郷従道、社寮港に入る○清國軍艦二隻、又社寮港に入る

五月廿三日 左大臣島津久光、意見書を太政大臣三條實美に示し、右大臣岩倉具視と議さん事を請ふ○佐官傳以禮等、西郷従道に會接し出師の事由を問ひ、臺灣は清國の屬地なれば、速に營を撤し退去せん事を求む、従道、答へて余は只事を行ふのみ、兩國交渉の事宜は當に公使柳原前光と商議すべしと、之を拒絶す○清國軍艦、社寮港を退去す

五月廿四日 島津久光、書を岩倉具視に贈り、大隈重信の參議を罷免せざれば參朝せざる旨を告ぐ

五月廿五日 參議大久保利通、島津久光に謁して其意見の不可なるを諫む、聽かず、利通、遂に辭官の表を三條實美に提出す○滯獄罪囚減役例圖を創定す

五月廿七日 三條實美、岩倉具視、答書を島津久光に致し、其反省を求む○臺灣南部の酋長トキトク等四名、都督府に投降す○府縣判任官同等異俸の制を廢す○木戸孝允東京を去りて國に歸る

五月廿八日 特命全權公使柳原前光、上海に到着す

五月廿九日 米粟輸出の禁を布く

米粟の輸出を禁ず

日米郵便交換條約

六月 一日 陸軍少將谷干城は風港より、參謀佐久間佐馬太は石門口より牡丹社に進撃す
 六月 二日 海軍少將赤松則良、竹社口より進み、三路一齊に牡丹社に入り、蕃地略ぼ平定
 さる○御用掛、御雇等、犯罪處分の制を定む○國學者吉岡信之歿す年六十二
伊勢物語講義、實方集私記しがらみ、假名考
 六月 七日 左大臣島津久光、遂に意見書を撤回す、參議兼内務卿大久保利道、亦出仕す
 六月 七日 米國と郵便交換條約を締結す
 六月 八日 島根縣雜賀町大火あり、二千餘戸を焼く
 六月 十日 諸神社の合併するを禁ず
 六月 十二日 伊達慶邦卒す年五十餘
 六月 十三日 順德天皇の靈駕を佐渡國より奉迎し、攝津水無瀬宮に合祀す○海外留學生監督
 事務章程を定む○巡查懲罰例を改定す
 六月 十四日 第一軍管の第二師管營所を更定し、佐倉を廢して宇都宮に移す
 六月 十七日 新舊公債證書發行條例を補正す○此頃、參議大隈重信、左大臣島津久光を訪ひ
 之と面晤して彈劾の理由を問ふ
 六月 十八日 勅使北條氏恭を臺灣に遣し、將士を慰勞し給ふ
 六月 十九日 東京府下に新に墓地を設け、朱引内の地に埋葬するを禁ず
 六月 廿二日 地方官に令し九月十日を期して、東京に至らしむ
 六月 廿三日 開拓次官黒田清隆を陸軍中將兼開拓次官と爲し、北海道屯田憲兵事務を總理せ

しむ

六月 廿四日 改正閏刑律中の禁錮を禁獄と改む
 六月 廿五日 陸軍少將谷干城、東京に至りて臺灣平定を復命す○露國代理公使兼總領事スツ
 ルーウエ參内す
 六月 廿六日 儒者二宮錦水歿す年七十
 六月 三十日 陸軍中將山縣有朋に陸軍卿を兼しむ
 六月 中 有恒社、始て洋紙の製造を爲す
 七月 三日 避暑休暇を百官に賜ふ○露國人、樺太楠溪にて暴行を爲す
 七月 四日 議長伊地知正治をして地方官會議掛を兼しむ
 七月 五日 司法大輔佐々木高行を副議長と爲し、陸軍少將山田顯義をして司法大輔を兼し
 む○布哇公使ロヘルト・エム・フロウン、參内して國書を捧呈す
 七月 六日 勤王家杉浦大學歿す年四十四
 七月 七日 參議伊藤博文をして地方長官會議々長を兼しむ
 七月 八日 陸軍少將津田田出の陸軍大輔を罷む○英國軍艦シルブイヤ號に東南海岸の測量を
 許す○黴毒病院を兵庫、長崎に設く
 七月 九日 太政大臣三條實美、諭書を陸海軍兩卿に下し、以て緩急に應ずるの策を畫せし
 む○岩倉具視を傷けし刺客武市熊吉^{十三年}等、九人を斬罪に處す
 七月 十日 華士族の分家する者は之を平民籍に編入す○僧尼の編籍條規を定む

初めて洋紙製造す

琉球を内務省の所管とす

七月十二日 外務省の琉球藩を所管するを止め、内務省に屬せしむ
七月十三日 參議大久保利通、自ら清國に派遣せられん事を三條實美に請ふ
七月十四日 太政大臣三條實美、國事多端を以て大久保利通の清國派遣の請を許さず
七月十六日 外務省出仕田邊太一を清國に差遣し、三大臣連署の訓條を特命全權公使柳原前光に傳へしむ

七月十七日 特命全權公使柳原前光上海を發し北京に向ふ
七月十八日 舊藩主にして其賞祿、及び租入を士民に給與し、其人罪あり、又は死亡し、期限滿了せしものは租入は官に納め、賞祿は舊藩主に還付するを定む○横濱國立第二銀行を設立す

七月二十日 特命全權公使河瀬眞孝をして總領事を兼しむ

七月廿二日 一等巡査に佩劍を許す

七月廿四日 全權公使柳原前光、天津に至り直隸總督李鴻章と會見す○諸帳簿證書の金穀物品に關する數字は、必ず壹、貳、參、拾の字を用ひしむ

七月廿五日 是より先、公文中、同盟國主を稱するに皇帝の字を用ふ、是日、之を布告す○小學校教員は試験の上、小學校訓導の證書を與ふ

七月廿六日 大久保利通、更に清國派遣を三條實美に請ふ

七月廿七日 全權公使柳原前光、天津を出發す

七月廿九日 證券印紙規則を廢し、却稅規則を頒つ○第二國立銀行の紙幣を發行す

柳原前光と李鴻章の會見
壹貳參の數字體を採用
小學校訓導の證書

七月三十日 全權公使柳原前光、北京に抵る○參議大久保利通を清國に差遣するに内定す○東京湯島圖書館を淺草に移し、淺草文庫と稱す

八月 一日 參議大久保利通を全權辦理大臣と爲し、清國に差遣し臺灣征討の事につき接衝せしむ、三等議官高崎正風、租稅助、吉原重俊、陸軍大佐福原和勝、權少内史金井之恭等、之に従行す、尋で内務省出仕岩村高俊、司法省出仕井上毅も亦從行を命ぜらる

八月 二日 議長伊地知正治を參議兼議長と爲し、陸軍中將兼陸軍卿山縣有朋を參議に、陸軍中將兼開拓次官黒田清隆に參議開拓長官を兼しむ○參議伊藤博文に命じ、内務卿の事を兼攝せしむ

八月 三日 全權公使柳原前光、總理衙門大臣寶鋆、毛昶熙等と面接し、臺灣問題を談判するも、彼は生蕃は清國の屬土なるを主張し、我は無我の野蠻地なるを論じ、辨難論駁するも彼我の説、遂に合せず○陵掌、墓掌を府縣に置き、諸陵掛を教部省に置く、又府縣に令し陵墓地、寺院地を區劃し、地圖を以て教部省に稟せしむ

八月 四日 大警視川路利良を警視長と爲す○東京湯島書籍館を以て地方官會議所と爲し、改めて議院と稱す

八月 五日 全權辦理大臣大久保利通を召し優詔を賜ふ○海軍少輔河村純義を海軍中將兼海軍大輔と爲す

利通渡海して臺灣の事につき接衝

海軍提督府設置

八月 六日 全權辦理大臣大久保利通等、東京を出發す
 八月 七日 陸軍下士官、及び兵卒の役滿つる者、假に其免役を停む
 八月 八日 全權辦理大臣大久保利通、長崎に至る
 八月十一日 田崎秀親、獨逸代辦領事フアバー^{十二}を函館に殺害して自首す。畫家神田要信歿す年五十
 八月十二日 各廳に令し國家多事の際なるを以て、大に節儉を行ひ、不急の土木工事を止めしむ
 八月十三日 陸軍省の官吏を差遣し、雇使外國人を率ゐて攝津、及び下關、鹿兒島海岸を測量せしむ
 八月十四日 天皇、濱離宮に行幸し、運轉砲の試射を覽給ふ○海軍假提督府を鹿兒島に置く
 八月十五日 侍從東久世通禧を島津久光邸に遣し、勅旨を傳へて、其出仕を促さる
 八月十六日 左大臣島津久光、參朝して恩を謝す、之を親諭し給ふ○全權辦理大臣大久保利通等、軍艦龍驤に乗じて長崎を發し、清國に向ふ
 八月十七日 地方官會議を延期す○外務一等書記官青木周藏を代理公使と爲し、獨逸國に駐劄せしむ
 八月十八日 戊辰、己巳の際、順逆を誤りし戦死者を其親族、朋友の之を祭祀するを許す
 八月十九日 全權辦理大臣大久保利通等、上海に至る○始めて巡査に手帳を下付し、職役の證と爲す

官公私立學校の名稱區別

八月二十日 清國軍艦、及び商船の旗章を布告す
 八月廿二日 全權辦理大臣大久保利通等、上海を發す
 八月廿三日 陸軍大佐三好重臣を陸軍少將、大阪鎮臺司令官と爲す
 八月廿四日 大原重徳、池田慶徳等、中山忠能以下十四人の連署の書を三條實美、岩倉具視に提出し、島津久光の建言を聽許せられん事を請ふ、之を退く
 八月廿五日 罪囚拷問法、或は誣服の弊あるを以て輕用する事なからしむ
 八月廿七日 航海公證規則を定む○田崎秀親の罪を公布し、各地方に令して嚴しく士民を戒諭す○端唄^初歌澤芝金歿す年四十七
 八月廿八日 電信私線の規則を定む
 八月廿九日 官、公、私立學校の名稱を區別せしむ
 八月三十日 測量司を廢し其事務を地理寮に屬す
 八月卅一日 羽前月山神社を國幣中社に同湯殿神社を國幣小社と爲す○地方官に令し、放火竊盜、殺人等の者を告訴する者に賞金を給す
 八月 中 米の海外輸出禁止せらる
 九月 一日 全權辦理大臣大久保利通等、天津に至る
 九月 二日 人民より政府に對する訴訟假規則を定む
 九月 三日 郵便爲替規則創定(來年一月一日より實施)
 九月 四日 更に各廳に令し、費用節約に努めしむ○飛信遞送規則を定む○東京病院を設立

舊貨幣價格比較表更定

九月 五日 舊貨幣價格比較表を更定す
 九月 六日 全權辨理大臣大久保利通、天津を發す
 九月 九日 大藏少輔吉田清成を特命全權公使と爲し、米國に駐劄せしむ。○議院規則小目を定む。○二階馬車を禁止す

鹽谷實山歿

九月 十日 全權辨理大臣大久保利通、北京に抵る。○外國人の病院に入り度き者は、其領事官をして稟請せしむ。○漢學者鹽谷實山歿す年六十三。漢民錄話一卷、實山文鈔、西遊簿二卷、遊學錄二卷、通史詩集、研酬一覽一卷等
 九月 十二日 郵便印紙に字號イ、ロ、ハを加ふ。○印書局器械、略設備するを以て、各省に令し布令、報告等を印行するを得せしむ
 九月 十三日 嘉彰親王を陸軍少將と爲す。○外務少輔上野景範を特命全權公使と爲し、英國に駐劄せしむ

九月 十四日 全權辨理大臣大久保利通、全權公使柳原前光を從へ、總理衙門に大臣恭親王、文祥沈、桂芬等と會して、臺灣の事を議す

九月 十五日 巡查懲罰例を補正す

九月 十八日 小樽、札幌間の電信線成る

九月 十九日 天皇、蓮沼へ行幸あり、練兵を覽給ふ。○罪囚の饋食貫籍の有無を論ぜず、復官費を以て之を給す

九月 二十日 水雷製造局を設く。○重ねて男女の混浴を禁ず

九月 廿二日 電信條令を定む

電信條例

九月 廿三日 外國政府及び其人民の我政府に對する訴訟裁判を司法省に屬す。○陸軍刑律を改正す

九月 廿四日 横濱舊爲替會社の洋銀券發行規則を定む

九月 廿五日 建白書類一切に無稅遞送を許す。○儒者大塚敬業歿す年五十四

九月 廿七日 文部少輔田中不二麿を同大輔と爲す

九月 廿九日 諸港在留の支那人に告諭して、臺灣の事によりて危疑を抱く事なく各其業に安ぜしむ

九月 三十日 府縣に令し、中、小學校營築の地を給す

十月 三日 陸軍省職制を更正す、地所賣買に地券を受けずして發覺する者は、證印稅倍加の罰金を科す。○舊幕臣、鳥井耀藏卒す年七十餘

十月 八日 朝鮮國漂民支費の條規を定む

十月 九日 伊國特命全權公使コント・アレサントロフエ東京に抵る

十月 十二日 長崎醫學校を假に兵員病院と爲し、蕃地事務局に屬す

十月 十三日 各廳歲計の界限を改定す。○株式取引條例を定む、其取引所を東京、大阪に設置す。○海軍第一提督府を相模大津村に置き、鹿兒島假提督府を第二假提督府と爲す

十月 十五日 警視廳の官制、及び等級を更生す。○警視長川路利良を大警視と爲す

十月 十七日 服忌は姑く、武家の制を用ひしむ

株式取引條例を制定

十月十八日 府縣所收の舊紙幣、及び正金兌換證券は、悉く貢租、租等に充て大藏省に輸納して、再び支出を禁ず

十月十九日 管外裁判所に告訴する者、本管裁判所の送牒を受くるの制を廢す○國人の新に暗礁を發見し、及び港灣を測量する者は、圖誌を製して、之を水路寮に上進せしむ

十月二十日 清國政府、先づ日本に臺灣の撤兵を求む、全權辦理大臣大久保利通、之を拒絕す

十月廿一日 日清兩國の談判、將に決裂せんとす

十月廿三日 日清兩國の談判、遂に不調に終る、乃ち全權辦理大臣大久保利通、生蕃は無主の地たるを斷言し、今より我が政治を施し生蕃を開誘するの意を告げ、將に二十六日を以て北京を去らんとす、即ち井上毅に命じ、最後通牒の文案を起草せしむ

十月廿四日 途上行啓に遇ひ、或は敬を虧く者あり、令して之を戒飭す○參議伊藤博文を大阪に差遣さる○全權辦理大臣大久保利通、別辭を各國公使に告ぐ○英國公使ウエート、日清兩國間に居りて調停を謀る

十月廿五日 英國公使ウエート、清國政府の依囑を受けて大久保利通を訪ひ、銀五十萬兩を償金として出すの意を告げ、其の許諾を求む、乃ち之に答へて、償金は清國政府の意に任せ、我征臺の舉を正義と認めんことを求む

日清談判決裂せんとす

日清和議成る

十月廿七日 皇族大禮服、佩劍の制を定む○支那政府、我が要求を承認し明日の會商を約す

十月廿八日 千家尊澄、松園隆温、水谷川忠起等、三十二人に世祿を賜ふ

十月廿九日 清國政府は先づ償金十萬兩を納め、更に日を期して四十萬兩を納付せんと請ふ之を聽す

十月三十日 開拓使瀧卒長以下の官等、及び北海道屯田憲兵設置條令を定む

十月卅一日 全權辦理大臣大久保利通等、總理衙門に至り大臣文祥等と會見し、被害難民撫恤銀十萬兩、臺灣修道建房費四十萬兩を償辨せしめ、我駐臺兵を撤するの約を定め、條款憑單を交換す、是に於て和議全く成る

十月 中 佐々木高行、憲法政治實施の建白を爲す

十一月 一日 全權辦理大臣大久保利通等、北京を出發す

十一月 二日 參議伊藤博文、下關に至りて歸京の勅令を木戸孝允に傳達す○佐賀戰歿の士本縣大屬小出光照以下十六人を招魂社に合祀す○讀賣新聞を發刊す

十一月 四日 官吏犯公罪條例を改定す

十一月 五日 更に士族家祿賞祿百石以上還納の制を設く

十一月 七日 土地の名稱を改定し、官有民の二種と爲す○全權辦理大臣大久保利通等、上海に至る

十一月 八日 陸軍武官制を改定す

十一月 九日 各國駐劄の領事官をして、彼我輸出入物品の數量價格を檢查し、之を大藏省に

讀賣新聞

報せしむ

十一月 十日 全權辨理大臣大久保利通、上海にて償金十萬兩を收納す○國內回漕規則を定む
 ○銃獵規則を改定す○未採の礦物を外國人に典し、若くは之を賣るを申禁す○
 地方廳に令し戊辰以來、本廳政治の施設沿革を録進せしむ

十一月十一日 全權辨理大臣大久保利通等、上海を發艦す

十一月十二日 伊國軍艦ベトルビザニー號に神戸、及び内海の測量を許す、果さず

十一月十五日 家祿賞典渡方割合を定む

十一月十六日 全權辨理大臣大久保利通等、臺灣打狗港に入りて琅瑯山に上陸し、都督西郷從
 道と面晤し、北京談判の始末を告ぐ、異議なく撤兵に決す

十一月十七日 清國交換の條款憑單を布告す○大阪、神戸間の鐵道成る

十一月十八日 曩に軍資を獻じ、以て征蕃の擧を助けし淑子、親子二内親王、九條道孝、徳川
 慶勝以下華族、官吏、士族、農商、婦女、及び佛人モツ等を嘉賞す○全權辨
 理大臣大久保利通、陸軍少將谷干城等を隨へて臺灣を發す

十一月十九日 陸軍會計部の服制を定む

十一月廿二日 計簿金穀數目の誤字を塗抹補填するを重ねて禁す○小野商會の産を收む

十一月廿四日 各支廳の五十里外に在る者は其經費を豫付し、支消の間計を大藏省に致さしむ

十一月廿五日 陸軍裁判所條例を改定す

十一月廿六日 勅使東久世通禧、臺灣に至り都督西郷從道に班師の勅命を傳達す

阪神鐵道成る

大久保利通
歸朝

十一月廿七日 全權辨理大臣大久保利通等、東京に歸り直に參内して、使事を奏聞す○歌人鹿
 島鶴翁歿す年八十九

十一月廿八日 參議伊藤博文の内務卿兼理及び地方官會議議長、並に議長伊地知正治の地方官
 會議掛を罷む

十一月廿九日 地會官會議を延期するを以て、議院を文部省に還付す○士族以下の賞典還納の
 制を設く

十一月三十日 歩兵聯隊、及び山野砲兵、騎兵、工兵、輜重隊等の編制を改む

十二月 一日 大阪、神戸間に大荷物の運送を開始す

十二月 二日 陸軍、歩、騎、砲三聯隊の軍旗、及び歩兵大隊旗、並に嚮導旗を改定す

十二月 三日 蕃地事務都督西郷從道、諸軍を率ゐて臺灣を發し凱旋の途に就く(出征人員三
 千六百五十八人、戦死者十二人、病死者五百六十一人)

十二月 五日 陸前鹽竈神社を國幣中社と爲す

十二月 七日 天皇、蓮沼村に行幸あり、陸軍を親閲し給ふ

十二月 八日 無告者の賑恤條規を定む

十二月十二日 南岩丸に世祿を賜ふ

十二月十三日 伶人に命じて歐洲樂曲を學習せしむ○學生者の排行の制を定む

十二月十四日 御内帑金壹萬兩を大久保利通に賜ひ、佐賀事件以來の勳勞を賞し給ふ

十二月十七日 陸軍武官進級條令を定む

征臺軍歸途
に就く

十二月十八日 東京、名古屋、大阪の三鎮臺歩兵聯隊編制成る○是日、軍旗親授式を内廷に行はせらる○斷非無正條例を定む○官用物を海外に輸送する時は其證書を税關に致さしむ○東京府下京橋以南の瓦斯燈成る

十二月二十日 警部補を警視廳に置く

十二月廿二日 山城護王神社、大和談山神社を別格官幣社に、阿波天日鷲神社を改て忌部神社と爲す

十二月廿三日 宮殿及び諸官廳を皇城に營築するを布告す

十二月廿四日 華族に令し、其系譜事蹟を録上せしめ、以て史料と爲さんとす○參議大久保利通東京を發す○琉球藩三司官及び馬兼才を東京に召す○畫家佐竹永海歿す年七十二

十二月廿五日 全權公使柳原前光、東京に歸る○三府に令して藥品を精覈せしめ、其罰則を定む

十二月廿六日 内務卿大久保利通大阪に至る

十二月廿七日 陸軍中將兼蕃地事務都督西郷從道等、東京に凱旋し、參内して征臺の狀を奏す、天皇、親ら太政官に迎へ、手詔して其功を賞し給ふ○大久保利通、大阪より神戸に赴き、山口の木戸孝允に上阪を督促す○米油の限月賣買を禁止す○東京府下に英學校を設立す

臺灣西郷從道凱旋

佐竹永海歿す

消防出初式

蕃地事務局廢止

十二月廿八日 各廳地を官用地と改め、其の所用事故を稟候せしむ○外務少丞森山茂を理事官と爲し、朝鮮國に使せしむ

十二月三十日 吹上、濱離宮、兩禁苑の拜觀手續を定む

是 歲 民選議院設立の建白書に對して賛否兩派に分れ世論囂たり、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等は賛成者にして、加藤弘之、西周、森有禮等は學理上より強硬に之に反對せり

是 歲 九月「共存同業」發令式を舉げ、歐米の新文明新思潮を吸收味得せんとす

是 歲 陸軍士官學校雇教師ゲリー、川上冬崖と共に圖書學に關する諸事を制定す○山岡成章、小學畫學書を文部省より出版

明治八年 乙亥 皇紀二五三五年 西曆一八七五年

正月 一日 郵便券四拾五錢、拾五錢、拾貳錢の三種を増製す○始めて消防の出初式を舉行す

○郵便爲替法を實施す

正月 二日 勤王家辻辰之助歿す年五十七

正月 四日 蕃地事務局を廢す○大藏卿大隈重信、歲計豫算表を上る○木戸孝允、山口を發す

正月 五日 木戸孝允、神戸に着し大久保利通と會晤す

正月 六日 大久保利通、木戸孝允と共に大阪に至る

正月 七日 地方官に令して舊諸藩の法律罰則等を徵求す

正月 八日 小學生徒の學齡を滿六歳より十四歳迄と定む○東京府下の俳優及び茶店待合等

に税を課す○天然痘豫防規則を頒つ○大久保利通、木戸孝允を訪ひ、其入閣を從憑し、且つ東京歸還を促す○横濱郵便局にて外國郵便の開業式を行ふ

正月 十日 巡查邏卒番人の褒賞、及び死傷救恤規則を改む○大久保利通、木戸孝允、板垣退助等大阪に會議す、征韓論破裂以來、維新の元勳皆野に下り、西郷隆盛は鹿兒島に、木戸孝允は山口に、板垣退助は高知に歸國し、大久保利通獨り東京にあり、朝野常に反目の情態に陥る、井上馨等之を憂慮し薩長土の間に周旋調停して、遂に此の會合を見るに至る○身延山、久遠寺炎上す

正月十一日 木戸孝允、大久保利通の歸京勸告を辭す

正月十二日 嘉永六年以來國事に死する者を招魂社に合祀す○宮城、青森、酒田三縣の士族千五百人を募り、北海道屯田兵と爲し、兼て開墾に従事せしむ

正月十三日 假に坑物税を廢す

正月十四日 囚人給與規則を定む

正月十五日 太政官、民部省、及び正金兌換證券の通用期限を定め、五月迄に新紙幣と交換せしむ

正月十七日 工部卿伊藤博文を大阪に差遣し、京都、敦賀、生野を巡視せしむ○工部省四等出仕、大鳥圭介、及び大藏省の官吏を暹羅國に遣し、其風土民物を視察せしむ

正月十八日 地方奏任官以上除服出仕の制を補正す

正月十九日 大久保利通、黒田清隆を東京に遣し、三條實美、岩倉具視と協議し、木戸孝允

幕末勤王の士の靈を招魂社に祀る

董子内親王降誕

に上京の勅旨を賜はるべく盡力せしむ、是日大阪を發す○宮内少輔、杉孫七郎、陸軍少將、山田顯義等、連署の書を木戸孝允に送り、其歸京を促し、民權擴張憲法制定を切望す○大鳥圭介、川路寛堂、横濱を發し暹羅國に赴く

正月二十日 宮内省の典醫、侍醫及び大少監を廢し、侍講、侍醫、藥劑官、藥劑生、馭者を置く○東京の府縣支廳を廢止す○負債者失踪後の訴訟條規を更定す

正月廿一日 皇女降誕あり、董子と名づけ、梅宮と稱し給ふ○黒田清隆東京に至る

正月廿二日 木戸孝允、井上馨と共に板垣退助、小室信夫、古澤滋と會晤し、民選議院設立の急要論に對する意見を陳述す○伊藤博文、大阪に至る

正月廿三日 陸軍軍醫條例及び馬醫部條例を改定す

正月廿四日 外務少丞森山茂、並に廣津弘信、政府の對韓方針を確定せん事を建議す

正月廿五日 陸軍省所轄以外の各地海岸舊砲臺を保存せしむ○伊藤博文、木戸孝允と會し時勢を論議して、其歸京を促す

正月廿七日 英國公使パークス、佛國公使ベルテシー、外務卿寺島宗則に面會し、横濱衛兵撤去の旨を告ぐ

正月廿九日 木戸孝允、大久保利通に會晤して廟堂の機事を議し、遂に歸京の決心を告ぐ

正月卅一日 天皇、皇后、靜寛院宮邸に行幸啓あり○府縣往復規程、及び納金順序を定む

正月 中 瓊國博覽會事務副總裁佐野常民、歸朝して復命書、及び筆記見聞録、各國賞牌比較表を上る○京都に始て織物學校を設立す

織物學校設立

女子師範學校設立

二月 二日 皇后、東京女子師範學校創建に付き、文部大輔田中不二磨を召して、奨励金五千圓を賜ふ○屠豚場を東京府下四ヶ所に設け、其場所以外に於て屠殺を禁す
二月 三日 陸軍省の造兵司、武庫司を廢す○勅使、東久世通禧、東京を出發す○御陵制札の書式を定む

切手改正

二月 四日 天皇、正院に行幸あり○北海道の産物出港税則を定め、且つ海關所を船改所と改稱す○各廳に令し布達文は、務て平易の文字を用ひしむ○郵便券七種三拾錢、拾錢、六錢、四錢、壹錢、半錢を改む

二月 五日 勅使東久世通禧、大阪に至りて木戸孝允の旅館に臨み、歸京すべき勅諭を傳宣す○更に天皇、皇后の御寫眞復寫の賣買を嚴禁す

二月 七日 天皇、青山開拓使官廳に行幸あり、歸途、池田慶徳邸に臨み給ふ○人民所有の洋式船舶を以て、輸出入税未納の貨物を開港場に運輸するを許し、其規則を定む

二月 八日 臺灣戦死者を招魂社に祀る○安に傳驛村落の廢合、及び改稱を禁す○陸軍軍醫總監松本順に陸軍馬醫監を兼しむ

國會開設の論行はる

二月 九日 文官大禮服着用の際の敬禮式を定む○木戸孝允、伊藤博文と共に大久保利通を訪ひ、立法の基礎を鞏固にし、又民會を開設し、漸を以て國會の端緒を啓かんとするの趣旨を反覆討論す、利通、板垣退助之に同意す
二月 十日 海軍軍醫寮及び武庫司の旗章を定む

苗字を稱せしむ

二月 十二日 軍人軍屬の犯罪が罷免、除隊後發覺するものは陸軍省にて處斷せしむ
二月 十三日 平民に令し、必ず苗字を稱せしむ○令して稻荷講を禁す○經世家平塚飄齋歿す
花藩名勝圖會、聖蹟圖志、天保佳話、年八十四、陵墓一抄、太平新曲、牧民心鑑解

二月 十四日 造幣寮雇英人キンドル歸國に付、宮中に召見して物を賜ふ
二月 十五日 司藥場を京都府下に設く○開拓使の金穀出納順序及び簿籍法を定む

二月 十六日 大久保利通、大阪を發し神戸に至りて乗船す
二月 十七日 武藏羽根田に燈臺設立に着手す○寫眞師内田九一歿す年三十二

二月 十八日 琉球藩の三司官、池城安規、與那原良傑、幸地朝常、東京に着す○大久保利通東京に歸る

舊幕制定の雜稅廢止

二月 二十日 舊幕府制定の國役金、諸雜稅及び新定の釀酒酢油、僕婢、車馬、遊舫等の諸稅を廢し、更に車稅、酒稅の規則を定め、煙草稅を課す

蠶種製造組合條例

二月 廿二日 車駕、招魂社大祭に臨幸あり○衆庶の民事訴訟審判を傍聽するを許す○準等外吏の犯罪條例を定む○木戸孝允、伊藤博文、井上馨等神戸を發す○蠶種取締規則を廢し、蠶種製造組合條例及び組合會議局規則を定む○高知縣士片岡健吉、林有造等、愛國社を組織し、本部を東京に置く

二月 廿四日 木戸孝允、伊藤博文、井上馨等東京に歸る
二月 廿五日 鎮臺條例を更定す○木戸孝允、參内して天機を候す、之に優詔を賜ふ○英、佛二國、横濱の衛兵を撤す○英國海軍大將カピタン・リツチャールド、參内して

内國通運會社

寺院の勅封寶器を管理す

二月廿七日 各廳、雇使、外國人の朝見を請ふ者は本廳の長官をして、之を正院に稟請せしむ

二月廿八日 貿易銀貨の模様を改め、其量を増加す

二月 中 東京小石川藥園を小石川植物園と改稱す○陸運元會社を内國通運會社と改稱す

三月 一日 儒者皆川宗海歿す年八十二九經解、續子史論、詩文章自在、詩林餘材、秘笈名物箋、小易卦象義等

三月 二日 畫家圓山應立歿す年五十九

三月 三日 上總木更津大火あり、四百十三戸焼く

三月 四日 海軍省の犯罪人俸給概則を定む○北海道開拓使中に陸軍佐官以下の準官を置く

三月 五日 天皇、横須賀に行幸し、軍艦清輝號の進水式を觀給ひ、即日、還御し給ふ

三月 六日 木戸孝允、三條實美邸に赴き大久保利通、伊藤博文、板垣退助と會合し、制度變革の次序を討議して其概要を決定す

三月 七日 特に侍從、森寺常德を板垣退助邸に遣し、内諭を傳達せしめ給ふ○行政警察規則を定む

三月 八日 木戸孝允を參議と爲す

三月 九日 貨幣の交換條規を定む

三月 十日 奈良縣東大寺以下の諸寺院所藏の勅封寶器は内務省をして之を管理し、永久保存法を設けしむ

政體取調局を置く

地租改正事務局設置

三月十一日 一六の日は郵便局に於て爲替を取扱はざる旨を令す

三月十二日 板垣退助を參議と爲す○船燈製造購買の便法を設けしむ

三月十四日 府縣に令し概算表を大藏省に上らしむ

三月十五日 武藏羽根田燈臺成る

三月十七日 皇太后、靜寬院宮邸に行啓あり○參議大久保利通、木戸孝允、板垣退助等を政體取調委員と爲す

三月十八日 正院中に政體取調局を置く○左大臣島津久光、制度、法令に關する質議書を三條實美、岩倉具視に提出し、取捨の明答あらん事を求む

三月十九日 地方官に令し、米價の均額を檢して、大藏省に上らしむ

三月二十日 婦女の犯罪に棒鎖を用ふるを禁ず○東京、青森間及び津輕海峽、北海道の電信線成る

三月廿二日 勅して征臺戦死者を長崎梅ヶ崎招魂場に祭り、陸軍中將西郷從道をして祭主たらしむ

三月廿三日 準華族、松園隆温、水谷川忠起、芝小路豊訓、田口定孝、藤大路納親、竹園用長、穂積俊弘、北河原公憲、長尾顯慎、中川興長、今園國映、藤枝雅之、鹿園亥五郎、松林爲秀、北大路實慎、鷺原量長、相樂富道、芝亭實忠、河邊隆次、杉溪言長、大秦供康、南岩丸を華族に列す

三月廿四日 地租改正事務局を置き、内務卿大久保利通を總裁に、大藏卿大隈重信、租税頭

松方正義を御用掛と爲す○大阪府下に司藥場を設く○官立小學師範學校生徒の入學心得書を定む

三月廿五日 府縣に令し、公文中に各地の方言を用ふる者は註釋を加へしむ○貫籍書式を定む○新に醫術開業を請ふ者の手續を三府に布達す

三月廿八日 參議木戸孝允等の政體取調案成る、之を三條實美に提出す○三業會社を創立す

三月三十日 大藏省、郵船を清國上海及び其近港へ通ずるを布告す○博覽會事務局を改めて博物館と稱し、内務省に屬せしむ

三月卅一日 内務卿大久保利通を萬國博覽會事務局總裁に、大丞河瀬秀治を事務官長と爲す○裁判所を新潟、福島二縣に置く

四月 四日 天皇、墨田川に行幸あり、徳川昭武、徳川慶勝邸に臨み給ふ○外務大丞鹽田三郎を理事官と爲し、露國の各國公使電話會議に參列せしむ○東京府、嚴に隠賣

四月 五日 皇后、橋場の細川邸に行啓あり、向島の櫻を遊覽し給ふ○陸軍武官傷痕の扶助及び死亡者の祭桑、並に家族扶助料概則を假定す

四月 六日 皇太后、江の島及び鎌倉に行啓あり○大鳥圭介等、暹羅國より東京に歸る

四月 八日 府縣に令して貧民の疾疫に罹る者は醫藥を給せしむ○縣治條例及び章程を更定す○本草家後藤梧桐庵歿す年七十五物品、和漢目録、合鑑本草、瀕觀寫真、河豚圖、古今沿、草考、百花譜、春秋七草、左傳名物觀、天錦鈔、經學、植、藤、等

縣治條例改正

四月 九日 清國厦門駐在領事福島九成をして臺灣淡水兩口の事務を兼管せしむ○官役人夫死傷手當規則を定む

四月 十日 賞牌及び從軍牌の制を定め、勳等を分ちて八級と爲す

四月十三日 皇太神宮以下の祭式を定む

四月十四日 左院、右院を廢して、元老院、大審院を置き、詔して地方官會議を興し、以て漸次に立憲の政體を立てんとするを諭す○式部寮を宮内省に屬す○歴史課を修史局と改稱し、正院の職制章程を更定す○特旨を以て朝彥王を久邇宮と稱す

四月十六日 歌人泰森爲歿す年六十五田雲、歌集○儒醫清水春道歿す年六十七方秘考、醫術新、說、經見録、隨筆

四月二十日 造幣規則を改定す○右大臣岩倉具、視辭官の表を太政大臣三條實美に提出す

四月廿一日 右大臣岩倉具視、三條實美に面し、再び辭表の執奏を請ふ

四月廿二日 天皇、侍從堀河康隆を岩倉具視邸に差遣して參朝を命じ給ふ○儒者新井雨窓歿す年六十三海防策、地震考、皇統歌、和歌、集、朱子家訓、言行類證詩文集

四月廿三日 右大臣岩倉具視、參内す、天皇、之を親諭し、辭官を聽し給はず

四月廿四日 建勳神社を別格官幣社に班し、新に祠宇を山城船岡山に營造せしむ○内國船覆没遭難、及び漂流物取扱條規を定め、浦口令條を廢す○飛彈高山大火あり、一千三百戸を焼く○官吏の營業行爲を禁止す

四月廿五日 元老院を太政官代中舊左院跡に置く○元老院に議長、副議長、議員、及び書記官、書記生を置く○參議兼海軍卿勝安芳を罷む○勝安芳、山口尙芳、鳥尾小彌

賞牌、從軍牌の制

左右兩院を廢し元老院大審院を置く

建勳神社昇格

太、三浦梧樓、津田出、河野敏鎌、加藤弘之、後藤象二郎、由利公正、福岡孝弟、吉井友實、陸奥宗光、松岡時敏の十三人を元老院議員と爲す、勝安芳、福岡孝弟、辭して拜せず○露國辦理公使スツルウエ、獨逸臨時代理公使ホルレーベン參内し國書を捧呈す

四月廿八日 議官後藤象二郎を元老院副議長と爲す

四月廿九日 平假名繪入新聞を發刊す

四月三十日 各廳に令し簿籍及び文書の保存法を設しむ○陸運會社に五月を限り解社せしむ

○神佛諸宗混同の教院を立つるを停め、各自其宗教を宣布せしむ

四月中 清水誠、國産マツチの製造を開始す

四月中 小學校の算術に珠算を採用せしむ

四月中 郵便貯金規則を定む

五月一日 北辰社の馬場辰猪等、東京下谷麻利志天堂内に於て、始て公開演説を行ふ

五月三日 神佛諸宗を混同して教院を立るを停止し、各自其宗教を布教せしむ

五月四日 司法省の明法寮、及び判事解部を廢し、判事、判事補を置き、檢事の官等を改

む

五月五日 再び令して六月二十日を期し、地方官會議を東京に開かんとし、之を府縣及び

開拓使に布達す

五月七日 海軍省の造兵、武庫二司を廢す○新治縣を廢して、千葉、茨城二縣に合併す○

神佛混同を
停む

郵便貯金

日露千島樺
太交換條約
調印

祕露國と通
商條約を結
ぶ

我國人の外國人に對する民事、刑事訴訟手續を定む○露國駐劄特命全權公使榎本武揚、露國大臣アレキサンドルゴル・チャコフと千島樺太交換條約書に調印す○陸軍省に令し守兵を琉球藩に置かしむ

五月八日 土地百坪以下の切歩賣買を許す

五月九日 陸軍兵學寮を廢す○大審院を元明法寮跡に假設す○平民有祿者に祿税を課す○

琉球藩船舶の埠頭税を免す

五月十日 郵便葉書を改正す○華族の旅行及び申請等の規則を定む

五月十二日 天皇、濱離宮に行幸あり○判事玉乃世履をして大審院長の事を行はしむ○内務

省に令し、歷世天皇及び皇子、皇女の殯斂地を官有地と爲し、之を保存せし

む

五月十四日 官立學校教員の等次を更定す

五月十五日 權大檢事岸良兼養を大檢事と爲す○青森港を以て函館の渡航場と爲す

五月十七日 祕露國と通商條約書を交換す

五月十八日 院省及び開拓使に令し、周年の收入經費豫算表を製して、之を大藏省に致さし

む

五月十九日 賞典米賜方規則を定む○開拓使、其管内に令し容積五百石以上の船舶を造る者

は洋式に従はしむ

五月二十日 米穀相場會社の税額を定む

五月廿二日 陸軍中將西郷從道の陸軍大輔を罷む○還祿者に北海道の地を賣與するを許し、其規則を定む

火葬解禁

五月廿三日 火葬の禁を解く○新治裁判所を廢す

上等裁判所を設置

五月廿四日 司法裁判所を廢して、上等裁判所を東京、大阪、長崎、福島に置き、府縣裁判所の判決に不服なる者をして控訴せしむ○大審院諸裁判所の職制章程、判事職制通則を定む○控訴上告手續を定め、民事控訴略則を廢す

五月廿五日 新舊公債證書發行條例を改定す

五月廿六日 勤王家大館霞城歿す年五十二

小傳馬町囚獄を廢す

五月廿七日 大阪の驛遞寮支廳を廢し、驛遞寮出張、郵便局を置く○東京小傳馬町の囚獄を廢し、市ヶ谷囚獄に移す

五月廿八日 土木寮分局を大阪に置き、淀川流域の事を管せしむ

五月廿九日 車駕下總習志野に行幸あり、船橋驛に御駐輦あらせらる○陸軍非職將校概則を定む○酒類稅則措置條規を定む○衆庶の各廳に對する詞訟は假に上等裁判所に付して之を判理す

五月三十日 天皇、習志野に臨み歩兵演習を觀覽あり、大和田驛に御駐輦あらせらる

五月卅一日 天皇、下志津原に於て射的演習を觀給ひ、大和田驛に御駐輦あり○洋式の船舶に大小砲を設くるを許し、以て海賊に備へしむ○地方官會議所は淺草東本願寺を以て、假に議院と定む○巡查懲罰附録を定む

六月 一日 天皇宮城に還幸あり

六月 二日 參議木戸孝允を地方官會議議長と爲す、又官吏の議事を傍聽するを許す

六月 三日 内務大丞松田道之、六等出仕伊地知貞馨を琉球藩に差遣し、令を尙泰に傳へ、其制度を更革せしむ

六月 五日 地誌編輯例則及び着手方法を府縣に頒つ

六月 七日 天皇、越中島に臨み、鐵板砲擊試驗を觀給ふ○分割還祿の制を廢す

六月 八日 裁判事務心得を定む○督學局の官等を改む○金穀貸借請人證人辨償規則を改む

六月 十日 參議伊地知正治を一等侍講と爲す

六月十三日 陸軍少將嘉彰親王、曾我祐準、井田讓を檢閱使と爲し、六鎮臺を巡檢せしむ

六月十四日 議院憲法及び規則小目を修正す○明治五年の秘魯國船の清民強買事件は露國皇帝の裁決により、日本政府の勝利に歸す

六月十五日 租稅收納順序を定む

六月十七日 正倉院文庫の天平年間古文書類を修史參考の爲め、宮内省に取寄せしむ

六月十八日 地方官會議々事規則、議事堂禮式及び傍廳規則を定む

六月十九日 延喜式及び國史に載する所の神社境域の樹木を剪伐するを禁ず○出京の知事縣令、參事を議院に參集し、互選を以て、豫め幹事、幹事長を投票せしむ、兵庫縣令神田孝平は幹事長に、神奈川縣令中島信行、千葉縣令柴原和は幹事に當選す

史蹟保護

地方長官會議を開く

六月二十日 天皇、親臨して始めて地方長官會議を東本願寺支院に開き給ふ、議官に詔し、務めて民情を體し、其急を先にし其歸を一にせしむ

六月廿二日 邏卒を以て等外吏に準ず

六月廿三日 陸軍少將谷干城を罷む○地方官公用の印文寸法を定む

六月廿四日 天皇、議院に臨幸あり○正副修史總裁を置き、一等侍講伊地知正治に副總裁を兼しむ

六月廿五日 新貨條例を改訂し、更に貨幣條例と稱す

六月廿七日 天皇、議院に臨幸あり

讒謗律、新聞紙條例を定む

六月廿八日 讒謗律及び新聞條例を定む○營繕局を工部省に置く○私有銃砲彈藥の管理を内務省に屬す

六月三十日 元老院の議案條例を定む

幼稚園設立

六月 中 東京女子師範學校内に附屬幼稚園を設く

六月 中 小田原銀行を設立す

六月 中 蘭學者宮崎通泰歿す年七十三蘭學辭典、蘭書考、五倫塾訓

七月 一日 天皇、延邊館に臨み、地方官を招見し、酒肴を賜ふ

七月 二日 熾仁親王、柳原前光、長谷信篤、佐野常民、黒田清綱、佐佐木高行、大給恆、壬生基修、秋月種樹、齊藤利行を議官と爲す○元老院の議事條例を定む

七月 三日 正院に法制局を置き、參議伊藤博文をして局長を兼しむ○内務省焼く、記録類

法制局を置く

を焼失す

元老院會議を開く

七月 五日 天皇、親臨の下に始めて元老院會議を開き給ふ、議官に詔して心力を一にし、上下の康福を圖らしむ

七月 七日 天皇、皇太后、皇后、博物館に行幸啓あり、○官吏に令して政治事項を新聞紙雜誌等に掲載するを禁ず

七月 九日 衆庶の被帽、張傘にて宮城諸門を經過するを差許す○東京裁判所營造成る

七月 十日 篤行者、及び奇特者の賞與條例を定む

七月十二日 久邇宮朝彥親王を神宮祭主と爲す○窮民一時救助規則を更定す

七月十四日 假に士族以下還祿の制を定む

七月十七日 天皇、親臨して地方官會議の閉院式を行ひ給ふ○尋で正院に地方官會議事務局を置く○東京府下の新吉原、根津、品川、新宿、千住の各遊廓に取締會所を設け假に規則を定む

七月十八日 石狩國札幌郡に篠路驛を設く

七月廿三日 左大臣島津久光、政府の開進に鋭意なるを見て頗る不滿あり、是日、三條實美邸に於て諸大臣と會し、其質問を爲す

七月廿四日 司法省に檢務課を置く

七月廿五日 南禪寺に癲狂院を設く

七月廿七日 大谷光尊、大谷光勝、華園攝信、澁谷家教、木邊賢慈、常盛井堯熙に世祿を賜

出版物検閲

七月廿八日 公用土地買上規則を定む
 七月 中 著作出版願には必ず簿書草稿を添附せしむ○此頃、新聞界の横議縦論大に行はれ、小松原英太郎、栗本鋤雲、末廣重恭、杉田定一、栗原亮一等、其雄なる者にして、福地源一郎、獨り東京日日新聞に漸進論を唱へて政府を援く
 八月 一日 筑前烏帽子島燈臺成る
 八月 四日 箱館在留の英國人ブラキストン、商社にて私に國內通用證券を製せしにより其流通を禁ず
 八月 五日 度量衡改定を令す○儒者山田翠雨歿す年六十一
 八月 八日 修史局の職員を定む○參議木戸孝允の地方官會議々長を罷む
 八月 九日 海外旅費を定む
 八月 十日 日向宮崎神社を國幣中社に班す
 八月十二日 芝濱に離宮を置く、後之を芝離宮と稱す○福島上等裁判所を宮城に移し、宮城上等裁判所と稱す
 八月十三日 東京師範學校に中學師範學科を置く
 八月十四日 身軀を典質して金銀を借るを禁ず
 八月十七日 清國天津に領事館を置き、内務省出仕池田寛治を以て副領事と爲す
 八月十九日 俗員を等外四等に準ず

中學師範科

地租改正

八月二十日 蠶種褒賞規則を廢す○各廳に令し海外購買の官物に海關稅を課す
 八月廿二日 日露樺太千島交換條約を批准す
 八月廿三日 儒者上田元冲歿す年六十三 不均語、猶及錄、葉豐註解等
 八月廿四日 海軍退隱令を假定す○家祿引換公債證書發行條例を廢止す
 八月廿八日 地租を改正し、百分の三を課するを布告す
 八月三十日 地租改正の期限を明治九年と定む
 八月卅一日 酒田縣を鶴岡縣と改む○各廳の經費金を制定す○牧羊の業を各地に開かんとし、生徒を府縣に徴して其術を習はしむ
 八月 中 東京商法講習所を創立す○東京氣象臺成る
 九月 三日 太政大臣三條實美、參議木戸孝允と俱に、參内して御輔翼のことに關し意見を奏聞す○出版條例を改正し、罰則を設く○活字の創造者本木昌造歿す年五十三
 九月 四日 印書局を大藏省に屬す○勅使富小路敬直を岩倉具視邸に遣し、病を慰問し物を賜ふ
 九月 五日 名東縣を割きて再び香川縣を置く○出納寮支局を仙臺及び小倉に置く
 九月 七日 家祿賞祿の米祿を改めて金祿と爲す○廢合寺院跡地及び建物處分規則を定む
 九月 八日 租稅、賦金を改めて、國稅、府縣稅と稱す
 九月 十日 外國郵便稅表を改定す
 九月十二日 各廳の事務に係る上申往復等の公文を新聞紙に掲載するを禁ず

本木昌造歿す

國稅府縣稅の稱

江華島事件
起る

九月十五日 政府は征蕃役に百五十萬六千八百弗を以て購入せる十三隻の汽船を十五年間、年二十五萬圓の補助を附し、且つ之に郵便蒸汽船會社より三十二萬五千圓にて買上げたる十八隻の汽船を併せ、無擔保にて岩崎彌太郎の三菱會社に下附す

九月十八日 勸解裁判所を東京に置く

九月十九日 造幣寮技術科の職名を定む○俠客新門辰五郎歿す年七十六

九月二十日 海軍少佐井上良馨、雲揚艦に乗じて將に清國牛莊に赴かんとし、薪水を朝鮮江華島に取り、守兵に砲撃せらる、我兵、之に應戦して砲臺を陥る○地理寮の地誌課を修史局に併す

九月廿二日 内外史官を廢して、正權大史少史を置く○印書書局を活版局と改む○我兵、上陸して朝鮮永宗島城を抜く

九月廿三日 書家松本竣波歿す年五十五

九月廿四日 陸軍武官表を改定す○各國の船舶信號法を頒つ○金子有卿を華族に列す

九月廿五日 僧尼私度の禁を解く○右大臣岩倉具視、島津氏の家令内田政風を招致して、三大臣協和し、以て將來の施政方針を定めんと欲する旨を島津久光に傳へしむ

九月廿八日 内務省に圖書寮を置く○雲揚艦長海軍少佐井上良馨、長崎に歸航して江華島事件を海軍省に報す○大審院訟庭傍聽手續を定む

九月三十日 諸建物書入質規及び賣買讓渡規則を定む○濁酒、醬油等の稅額を廢し、其鑑札を返納せしむ

僧尼私度の
解禁

樺太讓興式
を行ふ

九月中 三菱商會を郵便汽船三菱會社と改稱す

九月 中 理事官長谷部辰連、露國理事官バラハシと樺太島楠溪にて讓興式を行ふ

十月 一日 海軍大輔河村純義、長崎碇泊の春日艦に電令して釜山浦に赴かしむ

十月 二日 内務省、新鮮なる牛痘種を地方に頒つ

十月 三日 天皇、正院に臨み、閣員益々勉勵すべきを親諭し、且つ朝鮮處分の各意見を具奏せしめ給ふ○江華島事件を海内に布告す

十月 四日 煙草稅則を定む○東京府を除く、府縣の警察費を六拾萬圓と定む

十月 五日 正權大舍人を廢し、更に大舍人を置く○參議木戸孝允、上疏して朝鮮處分の廟算一定せば、自ら其使節の任に當らん事を請ふ

十月 七日 天皇、華族會館に臨幸して勅語を賜ふ○安德天皇社を赤間宮と稱し、官幣中社と爲す

十月 八日 外務省出仕田邊太一、租稀權助林正明等を遣して、小笠原島を視察せしむ

十月 九日 地券書換手續を定む

十月十二日 參議板垣退助、上書して速に國會を興し、立法、行政兩官を區分し、内閣を分離せんとして太政大臣三條實美を劾奏す

十月十三日 各地の招魂場は總て招魂社と稱せしむ

十月十四日 軍樂隊概則を定む

十月十五日 陸軍武官休暇規則を定む

政體改革の
建白

海軍を東西
兩部に分つ

邏卒を巡査
と改む

十月十七日 陸軍病院條例を定む

十月十八日 海軍省、假に船艦を東西兩部に分ち、東京灣を東部碇泊所に、長崎港を西部碇泊所と爲し、海軍少將伊東祐磨を東部指揮官に、海軍少將中牟田倉之助を西部指揮官と爲す

十月十九日 天皇、太政大臣三條實美、參議木戸孝允、陸軍卿山縣有朋を召見し、内閣分離を中止すべく親諭し給ふ○左大臣鳥津久光、上書して三條實美を劾奏し、之を罷免せられん事を請ふ○洋式船舶を有する者は、其品種、容積、及び新製賣買等は毎歲之を海軍省に上申せしむ

十月廿一日 天皇、右大臣岩倉具視を召し、鳥津久光の彈劾書處分を諮問し、之を卻下し給はんとす

十月廿二日 天皇、左大臣鳥津久光を召し其論奏の採用する能はざる旨を宣示し、建白書を却下し給ふ○鳥津久光、板垣退助、各辭官の表を上る

十月廿四日 府縣に警部を置き、邏卒を巡査と改稱す○天鹽國留萌郡に鬼鹿驛を置く。

十月廿五日 大阪の紙幣寮支廳を廢す

十月廿七日 左大臣鳥津久光、參議板垣退助を罷む○江華島事件に付き、朝鮮國の罪を問ふに決す

十月廿九日 教導職の代言代書の業を爲すを禁す○上海駐在領事品川忠道をして郵便局の事を兼管せしむ

三菱商船學
校開設

後備軍召集
條例制定

淺草文庫を
開く

十月三十日 府縣稅費途概目を假定す

十月卅一日 出納寮に納金局を置く

十月 中 博物學者山中謙齋歿す年六十一紀伊國金石年表、南海句讀、檀几叢書抄

十月 中 理事官時任爲基、露國理事官マチユニとクリル最北島シムシユ、及び最南島ウルツブに於て千島讓與式を行ふ

十一月 一日 三菱商船學校を設く

十一月 二日 外國人遊歩域内の傳舎に、外人の留宿するを許す

十一月 四日 租稅頭松方正義を大藏大輔と爲す

十一月 五日 徵兵令を改訂す

十一月 八日 後備軍召集條例を定む○洋式船舶の開港場出入規則を定め、國內回漕規則を廢す

十一月 十日 特命全權公使鮫島尙信を外務大輔に、外務大輔森有禮を特命全權公使と爲し、清國に駐劄せしむ

十一月十一日 假に金祿支給規則を定む

十一月十二日 警部巡査の制服並に提燈を定む

十一月十三日 參議木戸孝允病む

十一月十六日 儒醫伊澤棠軒歿す年四十二棠軒公私略、國曆軍行日記、棠軒日録

十一月十七日 淺草文庫を開き、衆庶の圖書閱覽を許す、當時の圖書十四萬五千七百冊と云ふ

○三井商會の育兒院創立を許す

十一月十八日 美玉三平の死事を追悼し、祭饗金を遺族に賜ふ○清國軍艦揚武號、始て長崎に來る○儒者桃節山歿す年四十四出雲私史、藩祖事蹟、改政論等

十一月十九日 東校雇使獨逸人ミユルレル・ホフマンの醫事教導の功を褒して、賞牌を賜ふ
十一月二十日 耕地地券の制を改む○全權公使森有禮、書を清國政府に致し、我國の朝鮮國に對する意志の平和にある旨を告ぐ

檢事局を置く

十一月廿二日 水澤縣を盤井縣と改稱す○琉球藩王尙泰の弟尙弼入覲して臺灣處分の恩を謝す
○檢事局を東京裁判所に置く

十一月廿四日 陸軍武官の服制を改む

十一月廿五日 營繕寮を工部省に置く○元老院に幹事を置く○各省に大少承權官、及び筆生省掌を置く○大藏卿大隈重信、歳計豫算表を上る

十一月廿七日 社寺祿を改めて金祿と爲す

十一月廿八日 畫家張晉齋歿す年六十三

十一月廿九日 皇后、東京女子師範學校の開業式に行啓あり

十一月三十日 府縣職制及び事務章程を定め、縣治條例を廢す

十一月 中 新島襄、山本覺馬と同志社英學校を京都に設立し、宗教的教育を施す

御茶水東京女子師範學校開校
同志社を設立

十二月 二日 宮内省の式部寮を正院に屬す○警視廳東京府の分廳六ヶ所を廢し、改て三十二署を置く○全國戶籍表を頒つ

十二月 四日 天皇、太政大臣三條實美邸に臨幸あり○回漕貨物取扱條例を定む○行政警察規則を改正す

十二月 五日 陸軍省職制章程を定む

十二月 七日 陸軍卿山縣有朋、禁刀の議を上る○洋方醫寺地舟里歿す年六十七

十二月 八日 元老院に議事、庶務、會計、調度の四課を置く

江華島事件
談判

十二月 九日 陸軍中將兼參議黒田清隆を特命全權辦理大臣に、議官井上馨を副大臣と爲し、朝鮮に赴き修好の事を議し、且つ江華島事件を判理せしむ、陸軍少將種田政明、中佐樺山資紀、外務大丞宮本小一、權大丞森山茂、野村靖、開拓少判官安田定則、幹事小牧昌業等、之に隨行す○婚姻養子、養女、及び離婚離縁等は戶籍に登記せざる者は之を無効とし、公認せざるを命ず

十二月 十日 小田縣を廢し、岡山縣に合併す○海軍旗章の内、御旗及び皇族旗を改む○銃砲私藏を禁ず○陸海軍刑律を更正す○外務三等書記官中島才吉を遣し伊太利の萬國養蠶會議に參列せしむ○俳人加藤雀庵歿す年七十九○歌人大田垣蓮月尼歿す年八十五蓮月式部二女和歌集、蓮月和歌、海士殉難

十二月十二日 東京吉原大火あり、六百戸焼く

十二月十三日 裁判所を山口、高知、鹿兒島三縣に置く

十二月十五日 教部省の職制章程を更定す○琉球藩王子尙弼を吹上御苑に饗す

十二月十七日 明石海峽に浮標を設置す○府縣に令じ道路線内の閑地を貸與して家屋を造るを

禁ず○國學者大畑春國歿す年五十八瑞兎奇談

十二月十八日 判任官以下の皆勤賞與の制を設く

十二月十九日 東京府知事大久保一翁を罷め、内務大丞楠本正隆を權知事と爲す

十二月二十日 訴訟用罫紙を發行し、規則を定む

十二月廿二日 元老院條例を定む○府縣巡查懲罰例召募規則及び警部巡查給與規則等を定む

十二月廿七日 天皇、雜司ゲ谷村に幸し、陸軍兵の演習を觀給ふ

十二月廿八日 各寮に史生、寮掌を置く

十二月三十日 辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨告暇の爲め、赤坂假皇居に參内す、天皇、之

を引見して酒饌を賜ふ

十二月卅一日 天皇、賞牌親佩式を行ひ、熾仁親王、晃親王、嘉彰親王、貞愛親王、博經親王

守脩親王、朝彦親王に勳一等旭日大綬章を賜ふ

十二月 中國學者原筍齋歿す年六十八皇朝詩話、皇朝詩話、漢魏五言詩

是 歲 東京芝浦製作所を創立す○東京跡見女學校を建立す

明治 九年 丙子 皇紀二五三六年 西曆一八七六年

正月 一日 全國の人口三千四百三十三萬八千四百四人○煙草に課稅す

正月 二日 儒者山田梅東歿す年八十

正月 四日 全權公使森有禮、北京に着す

正月 六日 辦理大臣黒田清隆等、軍艦五隻を率ゐる横濱を發す

賞牌親佩式

芝浦製作所跡見女學校設立

正月 八日 陸軍少將兼議官鳥尾小彌太を中將と爲し、陸軍大輔を兼しむ○神道、教道職を分ちて三部と爲す

正月 九日 民事の詞訟に本人を拘留するを禁ず

正月 十日 全權公使森有禮、清國總理衙門に抵り、大臣毛昶澂沈桂芬と會し、韓國問題に付て談判す

正月十二日 醫術開業試驗法を設く○私娼街賣條例を廢し、賣淫取締懲罰は警視廳及び地方官に委任す

正月十三日 全權公使森有禮、書を外務卿寺島宗則に致して清國政府の事情を報告す○辦理大臣黒田清隆等、對島に至る

クリアル諸島を千島に併し、得撫、新知、占守の三郡を置く

正月十四日 貨幣條例備考を頒つ○陸軍省、教部省の職制章程を定む○辦理大臣黒田清隆等對馬を發し朝鮮國釜山浦に着す

辦理大臣黒田清隆等、釜山浦を發す

正月十八日 辦理大臣黒田清隆、朝鮮に兵隊増派を電請す

正月二十日 皇城近接の地に商舖を開くを禁ず○大藏卿大隈重信、舊藩債一覽表を上る

正月廿四日 地租徵收期限を改め、延納處分規則を定む○外務省出仕田邊太一、租稅權助林

正明等、小笠原島より歸京し、復命書を上り、且つ開墾の意見を陳ず

正月廿七日 各府縣裁判所に命じ、民事裁判の數を録上せしむ、因て表記載例を頒つ

醫術開業試驗法を設く

千島に三郡を置く

明治天皇——明治九年

黄檗派獨立

正月三十日 辦理大臣黒田清隆等、大阜島側に着し、朝鮮國司譯院堂上官吳慶錫等と面會す
 正月卅一日 判任官月給割賦規則を定む
 正月 中 蘭方醫戶塚靜海歿す年七十八
 二月 一日 清國直隸總督李鴻章、全權公使森有禮と韓國問題を論議し、我處置を難す
 二月 二日 開拓使警察吏の官名等級を改正す
 二月 三日 司法省所轄の各所監倉を内務省に屬す○禪宗黄檗派の臨濟宗より分離して獨立するを許す
 二月 四日 徵兵令を改正す○甲府日々新聞を創刊す
 二月 五日 勅奏官及び華族の違式註違の罪に係り、直に推問を要する者は、上奏せずして本人を召喚するを許す○外務權大丞森山茂、開拓少判官安田定則、共に江華府に至り、留守趙秉式と面接す
 二月 七日 長門元山洲に浮標を設く
 二月 八日 行幸の途中にて直訴する事なからしむ
 二月 九日 海上船舶衝突豫防副則を定む
 二月 十日 高知縣士小南五郎の多年心を國事に竭すを賞し、銀盃及び金を賜ふ○辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨等、江華府に上陸して副師營公館に入る。
 二月十一日 辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨、朝鮮國判中樞府事申樞、都總府副總管尹滋承と會し、會て我が聘使を拒み、及び江華島砲撃の二事を詰問す、申樞等、分

疏して之に服せず

二月十二日 東京、千葉間の官道を改む○播磨洋鹿の瀬に浮標を設置す
 二月十三日 御用掛、御雇の接遇及び犯罪取扱方を定む
 二月十四日 死及び終身懲役の犯罪は裁判官其情を酌量して、之を輕減するを許す
 二月十七日 舊幕臣池田頼方歿す 日安私心得、公秘 録、日記、遺稿
 二月十八日 各廳に經費節減を令す○舷燈製造及び販賣規則を沿海府縣に頒つ
 二月十九日 度量衡規則を改定す
 二月二十日 日韓第四回談判を開く、議遂に合せず、辦理大臣黒田清隆、決然歸國するに決す
 二月廿一日 儒者宮原蒼雪歿す年七十三
 二月廿二日 白川縣を熊本縣と改稱す○詔して陸軍中將西郷從道の征臺の功を賞し、勳一等旭日大綬章を賜ふ○代言人規則を頒つ○辦理大臣黒田清隆、開拓少判官安田定則を遣し、別を韓國全權申樞等に告げしめ、軍艦に歸る
 二月廿三日 米國博覽會事務副總裁西郷從道、東京を發し費府に赴く
 二月廿四日 編曆の事を内務省に屬せしむ
 二月廿五日 韓國全權申樞、尹滋承、辦理大臣黒田清隆に修好の議は貴國の要求に従ひ、將に明後日條約交換する旨を告ぐ
 二月廿六日 辦理大臣黒田清隆等、再び上陸して副師營公館に入る

代言人規則を頒つ

日韓修好條約交換
一致派日蓮宗を單稱

二月廿七日 辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨と共に鍊武堂に抵り、韓國全權申樞、尹滋承と面接して修好條規を交換し、且つ議政府の謝罪狀を收む○日蓮宗の一致、勝劣二派の名稱を廢し、一致派を日蓮宗と單稱せしめ、勝劣派を妙滿寺、興門、八品、本成寺、本隆寺の五派に分ち、各獨立するを許す

二月廿八日 辦理大臣黒田清隆等、江華島を發し歸國の途に就く、且つ外務大丞宮本小一等を留めて、後事を議せしむ

二月廿九日 天皇、芝離宮に行幸あり○東京府、各區取扱所を區務所と改稱す○疫牛處分假條例を定む

水交社

二月 中 水交社を開く

三月 一日 長門角島燈臺成る

三月 二日 裁判所を宮城縣に置く○郵便線路里程表を頒つ

三月 四日 電報追尾音信配達方法を定む

三月 五日 特命全權辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨等、東京に至りて參内す、天皇、太政官代に臨み、復命を聽き、詔して其功を賞し給ふ○司法省に佛蘭西法律專門學科を設け、府縣に生徒を徵す

三月 八日 華族の繼嗣婚姻、生死旅行等は一切、之を宮内省に上申せしむ

三月 九日 裁判所を鶴岡縣に置く

三月 十日 米國人フランシス・ビ・ナイトに清國牛莊副領事を命じ、天津副領事池田寛治の

宮内省、華族の繼嗣婚姻等を上申せしむ

日曜休日の制定

兼管を罷む

三月十二日 一六日の休暇を日曜日に改め、土曜日は正午十二時より休暇と爲す

三月十四日 各廳の布告布達の別冊に其年月號數等を標記せしむ

三月十五日 公文を書寫するに洋製墨汁を用ふるを禁ず

三月十八日 外國船乗込規則を定む

三月十九日 郵便五錢切手發行を布告す

三月二十日 司藥場を横濱に設く○歌人植松茂岳歿す年八十四 天說辨、皇國大道辨、續國說、上京日記、外國一辨天說、松蔭集

三月廿二日 日韓修好條規を布告す○文部大輔田中不二麿、中督學畠山義成を米國費府博覽會に遣し、教育事業を視察せしむ

三月廿四日 天皇、芝離宮に於て外國公使に午餐を賜ふ○府縣巡查の制服は夏時を限り、略制を用ふるを許す

三月廿六日 但馬出石町大火あり、七百餘戸を焼く

三月廿八日 士民の帶刀を禁ず、但し大禮服及び軍人警察吏の制服を着用する者は此限に在らず○參議木戸孝允を罷め、内閣顧問と爲す○副議長後藤象二郎を罷む

三月三十日 國見嶺の縣道を改修し、仙岩嶺と稱す

三月卅一日 陸軍卿山縣有朋の參謀局長を罷む○陸軍中將鳥尾小彌太の陸軍大輔を罷め、參謀局長と爲す○官公私立の病院名稱を區別せしむ

三月 中 東京に訓育院を設く

外國郵便税を定む

- 三月 日 儒者倉石典太歿す年六十二春秋左氏傳集說、大學集說
- 四月 一日 令して男子滿二十歳を成丁と爲す○領事館を英國龍動、及び露國コルサコフに置き、租税寮出仕南保を領事と爲し、龍動に外務省出仕成富清風を副領事と爲し、コルサコフに駐在せしむ
- 四月 二日 儒者平元恒卿歿す年六十七二十四史類覽百餘卷、周易考、儀禮考、周官考、論語考、詩經私記、獻芹錄等
- 四月 四日 天皇、岩倉具視邸に臨御あり、能樂を觀給ふ
- 四月 五日 皇太后、皇后、岩倉具視邸に行啓あり能樂を觀給ふ○地方廳に令して黴毒検査及び豫防法を設けしむ○島津久光、東京を發して歸國す○臺灣事件の功を賞し奉權公使柳原前光、米人リセントル、佛人ファンナード、外務大丞田邊太一、法制官井上毅以下十八人に賞賜、差あり
- 四月 六日 佐賀役の功を賞し、愛媛縣令岩村高俊佐賀縣參事野村維章、元老院幹事河野敏鎌大檢事岸良兼養等に賞賜、差あり
- 四月 七日 上野公園内にて諸品の立賣、擔賣及び音曲等を以て、錢を乞ふを禁す
- 四月 十日 日蓮宗の不受不施派を再興し、布教するを許す○北海道漁獵取締規則を定め、外人の近海に來りて漁獵を爲すを禁す
- 四月十一日 東京鎮臺の守衛部署及び服務概則を定む
- 四月十二日 日米郵便交換條約を改正し、外國郵便税を定む
- 四月十四日 天皇、内閣顧問木戸孝允の染井別墅に臨幸し給ひ、優渥なる勅語を賜ふ○外務省の職制章程を定む○職制律及び條例の官吏公罪に係るものを廢し、官吏懲戒例及び處分心得を定む○陸軍大佐福原和勝を清國に差遣す

四月十五日

郵便局を清國上海に置く

四月十七日

内務省の戸籍、警保、圖書の三寮を廢す

四月十八日

足柄、奈良、度會、磐井、新川、相川、北條、濱田、小倉、佐賀の十縣を廢す○足柄を靜岡、神奈川二縣に、奈良を堺縣に、度會を三重縣に、磐井を宮城、岩手二縣に、新川を石川縣に、相川を新潟縣に、北條を岡山縣に、濱田を島根縣に、小倉を福岡縣に、佐賀を三潯縣に合併す○岡山縣所管の備後を廣島縣に併す

四月十九日

天皇、内務卿大久保利通邸に臨幸し、深厚なる勅語を賜ふ○遺失物取扱規則を定む○質造金銀銅貨、紙幣等の取扱規則を定む

四月二十日

皇族の家扶以下の準等を定む○司法警察規則を廢す

四月廿一日

華頂宮博經親王の王子博厚を皇族に列し給ふ

四月廿二日

訴訟入費償却規則を改定す○議官井上馨を歐洲に差遣し、理財の方を講究せしむ○俳人淺見野井歿す年六十三

四月廿四日

天皇、奥羽地方御巡幸の旨を布告す○司法警察假規則を定む○糺問判事の職務假規則を定む

四月廿五日

木戸孝允、華士族祿の處理に關する意見を太政大臣三條實美に陳述す

四月廿七日 奏任官以上の車馬、皇居及び太政官以外の衙門に入るを許す○判事玉乃世履を

大審院裁判長と爲す

四月廿八日 皇太后、皇后、龜戸邊に行啓あり、遊覽し給ふ

四月廿九日 儒者大島贊川歿す年七十七

四月 中 東京品川硝子製造所を設立す

四月 中 大山巖、西郷隆盛に面して共に歐洲に赴かん事を勸む、之に應ぜず

五月 二日 皇太后、皇后、王子製紙場へ行啓あり○内務省に戸籍、警保、圖書、博物、庶

務の五局を置き、用度課を會計課、往復掛を往復課と改稱し、主計課を廢す

五月 三日 裁判所を愛知、三瀦二縣に置き、足柄、佐賀の二裁判所を廢す○東京裁判所火

く

五月 四日 罪囚の證人及び無罪解放者の路費支給法を改定す

五月 五日 天皇、皇后、靜寛院宮邸に行幸啓あり

五月 六日 奥羽御巡幸は來る六月二日、東京御發輦の旨を布告す○和歌山縣那賀郡の農民

和歌山縣農
民貢租の事
に騒ぐ

再び黨を結びて石代貢租の事を訴ふ、日高郡の農民も亦之に應じて擾亂す尋で

皆平定さる

五月 八日 車駕巡幸を以て、地方官會議を停む○公使領事費用條例を定む○府縣に令し部

民の煉製藥品は司藥場に致して檢閲を受けしむ
五月 九日 天皇、臨幸し給ひ、上野公園を開く○外務書記官中島才吉を副領事と爲し、伊

國羅馬に駐在せしむ

五月 十日 開拓使、博物館を東京支廳内に假設す

五月 十一日 大藏省、使府縣概表を頒つ

五月 十二日 隱田侵墾地等の措置方を定む

五月 十三日 華頂宮博厚親王を海軍少將と爲す

五月 十五日 廳舎貸渡規則を定む

五月 十六日 勸商局を内務省に設く

五月 十七日 郵便切手の半錢を五厘と改む○琉球藩の裁判及び寄寓人の警察事務を内務省に

屬し、内務少丞木梨精一郎をして判事の事を行はしむ

五月 十八日 議官熾仁親王を元老院議長と爲す○開港場の縣令を勅任と爲すの制を廢し、一

般官等相當の奏任たるを令す○天然痘豫防規則を頒つ

五月 十九日 太政大臣三條實美に勅し、車駕東巡中の庶政を攝せしめ、大事は之を行在所に

奏上せしめ給ふ○私借官物律例を廢し、雇人盜家長財物律例を改正す○東京府、

木材營業の規則を定め、其税を課す

五月 二十日 華士族の合家するを禁ず

五月 廿二日 天皇、元老院に行幸あり○華族を六部に分ち、正副督部長及び部長を置く○右

大臣岩倉具視を督部長に、池田慶徳を副督部長に、伊達宗城、久我通久、龜井

茲監、萬里小路通方、松浦銓、山本實政を各部長と爲す

勸商局を設
く

華族懲戒例を定む

車駕、東巡發輦

五月廿三日 内務卿大久保利通、東巡に先ちて東京を發す

五月廿四日 華族懲戒例を定む○海軍少將博經親王薨去年二十五

五月廿五日 大阪、仙臺、熊本三鎮臺の守衛部署を定む

五月廿九日 朝鮮國修信使禮曹參議金錡秀等、東京に来る

五月三十日 皇子、皇女降誕の際は自今宣下に及ばず、直に親王、内親王と稱せらる旨を布告す○勸業寮出仕佐々木長淳を伊國ミラン府に遣し、養蠶公會に參列せしむ

五月卅一日 終身華族の梶野行篤、小松行敏、西五辻文仲、南岩倉具義を永世華族と爲す

六月 一日 朝鮮國修信使禮曹參議金錡秀、參内して方物を上る○儒者中垣謙齋歿す年七十

六月 二日 車駕、東京を御發輦あり○右大臣岩倉具視、内閣顧問木戸孝允、大藏省大隈重信、宮内省徳大寺實則等、之に供奉す○儒醫高橋南溪歿す年七十四維新録六卷、師範校勘六卷、秋田

六月 三日 車駕、草加驛を發し幸手驛に抵る明治大平記、忌服考、史談評言、兵書小釋、清地堂經驗秘録、醫案録、軍醫雜誌、南溪文集、南溪詩鈔

六月 四日 車駕、幸手驛を發し新築堤を覽給ひ、小山驛に至る

六月 五日 車駕、小山驛を發し宇都宮に抵り、故蒲生秀實、高山正之の遺族に祭料を賜ふ○國學者熊代繁里歿す年四十八詞花集解、詞花集略解、清濁集、嘉永百一人一首、三熊野集、常盤集、早苗日記

六月 六日 車駕、日光山満願寺に入る○西洋形商船の船長、運轉手、機關手、試験規則を定む

薰子内親王薨去

六月 七日 車駕、日光山を巡覽し給ひ、使を遣して東照宮、二荒神社に供幣あらせらる○外務大丞宮本小一を朝鮮國に遣し、互市の條規を訂修せしむ

六月 八日 車駕、中禪寺に抵り、華嚴瀧を覽給ふ○三品薰子内親王薨去年二○道路の等級を廢し、國道、縣道、里道の三道と爲し、其廣狹を定む○司藥場に司藥師を置く

六月 九日 車駕、宇都宮に還幸あり

六月 十日 車駕、下野氏家驛に至る○法制局に主事を置く○凡そ罪を斷ずるには證據に依らしめ、斷罪の口供結案を廢す

六月十一日 車駕、下野佐久山驛に至る

六月十二日 車駕、下野蘆野驛に至る○泉涌寺、仁和寺、大覺寺、妙法院、聖護院、青蓮院勸修寺、三千院、曼珠院、實相院、隨心院、毘沙門堂、靈鑑寺、大聖寺、光照寺、寶鏡寺、曇華院、林丘寺、瑞龍寺、三寶院、三時知恩寺、總持院、寶慈院本光院、圓照寺、法華寺、中宮寺、圓滿院、長福寺、禪智院、靈源寺、法常寺圓通寺の年祿を停め、毎歲宮内省より錢穀を下賜す○般舟院以下諸寺の歴朝靈像尊牌を泉涌寺に奉還す○外務省出仕瀨脇壽人を貿易事務官と爲し、露國ウラジオストツクに駐在せしむ

六月十三日 車駕、白河驛に至る○陸軍少將嘉彰親王を戸山學校長と爲し、熊本鎮臺司令官少將野津鎮雄を東京鎮臺司令長官に、東京鎮臺司令官少將種田政明を熊本鎮臺

司令官と爲す○旅費定則を改定す

六月十四日 車駕、岩代須賀川驛に至る○諸寺院の佛像を他管内に持出して開帳するを禁ず

六月十五日 車駕、岩代郡山驛に抵る○太政官の出入に門票を用ふるを停む

六月十六日 天皇、岩代桑野村に着御あり、岩倉具視、木戸孝允をして該村開墾の状を巡視せしめ給ふ○薰子内親王を豊島岡に葬る

六月十七日 車駕、郡山驛を發し二本松驛に至る○寫眞條例を定む○文部省出仕正木退藏を英國に遣し、留學生を監督せしむ

六月十八日 車駕、二本松製絲會社を巡覽し給ふ○朝鮮國修信使金錡秀、東京を發して歸國す

六月十九日 筑摩縣廳火く

六月二十日 車駕、福島驛に至り、縣廳を巡覽し給ひ、且つ若松縣に令して牧野茂敬を祭らしめ、祭染料を賜ふ○岩倉具視、徳大寺實則、木戸孝允、俱に將來施設の方針を陳奏す

六月廿一日 車駕、岩代半田銀山に幸して鑛場を覽給ふ

六月廿二日 車駕、白石驛に抵り、世良修藏及び戊辰死事者に祭染料を賜ふ○舶來染粉を以て、飲食物及び齒磨粉の類に着色するを禁ず○東京府の西村七右衛門、岩崎彌太郎、森田治兵衛、森村市太郎、柴崎守藏、高木五郎兵衛、奥田小三郎、鹽島一助、青木禎吉、吹田久則、増田壽、牧野吉兵衛、澁澤喜作、米倉一平、中伊

右衛門、矢野次郎、岩出惣兵衛、熊谷東州、岩崎彌之助、十九人を會議所議員と爲す

六月廿三日 車駕、陸前岩沼驛に抵る、内務卿大久保利通、宮城縣より迎謁す○郵便切手、四錢、五錢を改正す○農事修學場を勸業寮支廳内に設く

六月廿四日 車駕、宮城縣に抵る

六月廿五日 天皇、宮城縣廳及び師範學校、英語學校を巡覽し給ひ、雇使外國教師及び生徒等に物を賜ふ

六月廿六日 車駕、仙臺鎮臺に臨み、練兵を覽給ふ○東京大川橋成る、東橋と改稱す○故三好清房、吉田守隆の遺族に祭染料を賜ふ

神戸鐵道棧橋成る

六月廿七日 車駕、鹽釜松島に行幸あり○神戸鐵道棧橋落成す○詩人進藤香塲歿す年六十

九香塲臨土詩鈔、
江爾有利著詩、

六月廿八日 東京各新聞社主催にて淺草に始て新聞供養を營む○戸田氏正歿す年六十四

六月廿九日 車駕、宮城縣に還御あり、舊仙臺藩士林子平の遺族に祭染料を賜ふ

六月三十日 車駕、宮城縣を發し吉富驛に至る

六月卅一日 車駕、陸前古川驛に抵る

七月 二日 車駕、陸前築館驛に抵る

七月 三日 車駕、陸中磐井驛に抵る○貸付掛を大藏省に置く

七月 四日 車駕、陸中水澤驛に抵る

發行禁止の制を定む

七月 五日 車駕、陸中花巻驛に抵る○海軍樂隊の官等を改む○新聞紙、雜誌、雜報の國安を妨害する者あれば其發行を禁止し、若くは之を停むることを布告す

七月 六日 車駕、盛岡驛に抵る○兩替渡世組合取締假規則を定む○美術家湯淺壽平歿す年七十七

七月 七日 車駕、岩手縣廳物産陳列所等に臨幸あり

七月 八日 車駕、盛岡驛を發し、沼宮内驛に抵る

七月 九日 車駕、一戸驛に抵る

七月 十日 車駕、三戸町に抵る○月俸規則を更正す○内務省、官吏を遣して全國の官林を檢せしむ、乃ち調査條例苗木培養心得條例を假定す

七月 十一日 車駕、五戸驛に抵る○特命全權公使榎本武揚をして露國彼得堡府の東洋學者會に參列せしむ

七月 十二日 車駕、陸奥三本木驛に至る○國學者山田千濤歿す年六十五 俗語辨、言語活用圖、祝詞集、名古屋管内陵墓考、尾張神名帳集、三河國官社私考、尾張國式社本國帳座地考、椋園時軍錄、椋園安政錄、椋園叢書、八千草、八重葎

七月 十三日 車駕、陸奥野邊地驛に抵る○海軍少將中牟田倉之助の西部指揮官を罷む

七月 十四日 車駕、青森驛に抵る○太政官及び各省の經費金を定む

七月 十五日 車駕、鎮臺病院等を巡幸あり○太陽、太陰兩曆對照表を製し、之を廣く府縣に頒つ

七月 十六日 車駕、明治丸に乗御あり、函館に抵り給ふ

山田千濤歿す

車駕、還幸

七月 十七日 内務卿大久保利通、先ちて函館を發す

七月 十八日 天皇、函館を御發輦あり、明治丸に御じて西還し給ふ○明年を以て内國勸業博覽會を東京上野公園に開催する旨を布告す○監守盜常人盜條例を改正し、罪懲役終身を止む

七月 十九日 内務卿大久保利通東京に歸り、直に太政大臣三條實美を訪ひて報告す

七月 二十日 車駕、横濱港に着御あり

七月 廿一日 天皇東京に還幸し給ふ

七月 廿二日 再犯加等罪條例を定む○名古屋、廣島鎮臺の警備部署を定む

七月 廿三日 僧道契寂年六十一 警若心經一滴談、密宗祖形贊、保國篇、續保國篇、精日本高僧傳十二卷、關邪大義、護法談

七月 廿六日 京都、大阪間の鐵道成る

七月 廿七日 陸地、出海、高低標記を沿海の地に設く○北海道開拓者松川重明歿す年七十五

七月 廿八日 内國勸業博覽會事務局を内務省に置く

七月 廿九日 太政大臣三條實美、參議寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文を遣して北海道を巡視せしむ○縣官の任期例を定む

七月 卅一日 正院臨御の日を改めて、金曜日と爲す

七月 中 畫家村瀨秋水歿す年八十二

七月 中 儒者立野良道歿す年八十五 安房誌科引用書目、上總誌總論、上總誌外傳、歷代通覽略、合戰年表、配流年表、校讞家言

七月 中 東京三井物産合名會社成る

三井物産會社成る

米商會所條例を定む

八月 一日 米商會所條例を定む○國立銀行條例を改定す

八月 三日 内閣顧問木戸孝允に宮内省出仕を兼しむ

八月 四日 正二位淺野長勳、上表して家祿、賞祿を奉還し、民籍に入らん事を請ふ、之を聽さず

八月 五日 華士族以下の家祿、賞祿を廢し、改めて公債と爲し、證券を下附す○太政大臣三條實美等、東京を發し北海道視察の途に上る

八月 十日 内務省に授産局を置く、日光山堂宇保存の爲め、内帑金三千圓を栃木縣令鍋島幹に下賜さる

八月 十一日 假に内國製の洋製紙及び土産の無税輸出を許す

八月 十二日 司藥場を横濱、長崎二港に置き、京都司藥場を廢止す

八月 十四日 鹿兒島製造所を造船所と改稱す○札幌農學校を開く○勤王家河合屏山歿す年七十四

八月 十五日 内閣顧問木戸孝允、諸親王の益々皇族として皇室を輔翼あらせられん事を進言し奉る

八月 十七日 明治十一年佛國にて萬國大博覽會開催に付き、之を布告し衆庶の物貨を輸送するを許す

八月 十八日 内閣顧問木戸孝允、病氣靜養の爲め箱根に赴く○舊小倉藩老臣島村志津磨歿す年四十四

八月 十九日 海兵を解き、水夫を水兵と改稱す○始て露國公使カルルスツルウエに一等賞牌を賜ふ

八月 二十日 大谷光勝、眞宗教院を清國上海に設け、邦人在留者教諭の旨を上奏す

八月 廿一日 太政大臣三條實美等、北海道札幌に着す○築摩、濱松、若松、磐前、鶴岡、置賜、敦賀、鳥取、飾磨、豊岡、香川、名東、三瀨、宮崎の十四縣を廢す○築摩を岐阜、長野二縣に、濱松を静岡縣に、若松を福島縣に、磐前を福島、宮城二縣に、鶴岡、置賜を山形縣に、敦賀を石川、滋賀二縣に、鳥取を島根縣に、飾磨を兵庫縣に、豊岡を京都府、兵庫縣に、香川を愛媛縣に、名東を兵庫、高知二縣に、三瀨を長崎、福岡二縣に、宮崎を鹿兒島縣に併す、又熊谷縣を群馬縣と改稱す

八月 廿四日 日韓通商條約成る

八月 廿五日 天皇、延邊館に臨幸あり

八月 廿七日 皇后、箱根宮ノ下溫泉に行啓あり

八月 廿九日 皇后、宮ノ下溫泉に着御あり○毒婦高橋お傳、東京淺草にて捕縛さる

八月 卅一日 海軍省の職制章程を定む○海軍提督府を廢し、鎮守府を東海、西海二所に假設す

八月 中 華族學校女子部を開く

九月 一日 府縣の經費金を定む

海軍鎮守府を假設す

日韓通商條約成る

憲法取調を開始
大阪堂島米會所設立

- 九月三日 神田孝平の兵庫縣令を罷め、元老院議員と爲す
- 九月四日 皇后、箱根の木戸孝允の旅館に臨み給ふ○横須賀造船所新造の迅鯨丸成る
- 九月五日 海軍少將伊東祐磨を東海鎮守府司令長官と爲す
- 九月六日 天皇、元老院議長熾仁親王に勅して、我が建國の體に基き、海外諸國の法を斟酌し、國憲を起草すべきを命じ給ふ、議員柳原前光、福羽美靜、神田孝平、細川潤次郎、中島信行をして國憲取調委員と爲す○大阪堂島米商會所を設立す
- 九月八日 假に樺太島所產物品の海關稅を除く
- 九月十一日 臨濟宗各派に管長を置く
- 九月十三日 府縣裁判所を廢し、地方裁判所を置く○勸解支廳を區裁判所と改稱す○内閣顧問木戸孝允、箱根より東京に歸る
- 九月十四日 東京各區裁判所取扱規則を定む○東京府、産婆教授所を設く
- 九月十五日 眞宗本願寺末派興正寺に獨立を許す
- 九月十六日 皇后、箱根より東京に還啓し給ふ○東京府、河岸規則を定む
- 九月十八日 元老院に勅して訴訟法を草せしむ○火藥庫圍線規則を定む
- 九月十九日 半錢郵便葉書を五厘と改稱す
- 九月廿一日 徳川慶頼薨す年四十九
- 九月廿二日 詔して特命全權辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨の朝鮮國使命の功を賞し、金幣を賜ふ、其隨員陸軍少將種田政明、外務大丞宮本小一、以下八百六十七人に

札幌ビール成る

- 九月廿三日 賞賜各差あり○儒者世古延世歿す年五十三唱義見聞録、銘肝録、安政文久日記、地獄物語、戊午秘録、懷雪集
- 九月廿五日 桑港駐在副領事高木三郎を領事と爲し、紐育に駐劄せしむ○儒者安井息軒歿す年七十八管子纂語十二卷、左傳釋義二十一卷、論語集說六卷、靖海問答一卷、書說摘要四卷
- 九月廿六日 皇后、東京女子師範學校に行啓あり○大阪堂島米穀取引所を開業す
- 九月廿七日 三府に令し、參事屬官の考課は縣官任期例に準據せしむ
- 九月廿八日 區戶長公撰投票規則を定む
- 九月廿九日 我國人の外國人に對する刑事及び民刑附帶の訴訟手續を定む
- 九月三十日 各廳雇使外國人の給俸に洋貨を用ふるを許す
- 九月三十日 太政大臣三條實美等、北海道を巡視して東京に歸る
- 九月 中 東京府立病院に産婆教授所を設く
- 九月 中 札幌ビール醸造所成る
- 十月二日 陸前金華山燈臺成る
- 十月三日 東京蠣殻町米穀取引所成る○東京神田大火あり、八百五十戸を焼く○開拓使、令して土人の耳環、鯨吻するを禁ず
- 十月四日 勤王家櫻田濟美歿す年八十論語私考、孟子浩氣章私考、學庸私考、小學輯釋、通書解、退志錄、武藝新講義、長沼流、或世、刀法緊要、忌服格大成、讀書漫筆、可驗錄、兵器錄、新四節傳新釋
- 十月七日 租稅權助柳谷謙太郎を領事と爲し、桑港に駐在せしむ
- 十月十日 小笠原島假官廳を父島扇浦に置く

賞勳事務局
を置く

十月十二日 賞勳事務局を正院に置き、參議伊藤博文をして長官を兼しむ○皇族大禮服制を改む○地方裁判所支廳及び區裁判所には總て其地名を冠せしむ○勤王家住江甚兵衛歿す年五十二

十月十四日 日韓修好條規附錄及び貿易規則等を布告し、民庶の釜山港に赴きて互市するを許す

十月十六日 賞勳事務局の職制章程を定む

十月十七日 栃木裁判所を水戸裁判所と改稱す○金工後藤一乘歿す年八十七

十月十九日 海軍下士以下の死者遺物取扱方を定む

十月二十日 陸奥尻矢崎燈臺成る

十月廿三日 陸軍武官恩給令、罷役俸恤金及び將官退職令を定む○黒住講社を神道黒住派に修成講社を神道修成派と唱へ、各別派を立つるを許す

神風連の亂

十月廿四日 熊本縣士大田黒伴雄、加屋齊堅、上野謙吾等、徒を聚め敬神黨と稱し、其黨二百餘人を率ゐ、火を放ちて熊本鎮臺を襲撃し陸軍中佐高島茂徳、大島邦悉等を斃し、司令長官種田政明の宅を襲ひて之を殺害し、縣令安岡良亮、參事小關敬直を傷つけ、遂に縣廳に迫る、中屬青木保弘等、亦之に死す

十月廿五日 熊本鎮臺、兵を發し縣廳及び街衢を防守し、且つ暴徒を撃破す、敬神黨主魁大田黒伴雄^{年四}、加屋齊堅^{年四}、上野謙吾^{年六}等、戰死し、餘黨或は自首し、或は逃走して、遂に平定さる

秋月の亂

十月廿六日 熊本の警報至る、乃ち陸軍少將三浦梧樓を廣島鎮臺司令長官と爲し、少將大山巖と共に熊本に赴かしむ、又内務少丞林友幸等を西海に差遣す○勸業に關する書牒物件の郵便遞送規則を定む○敬神黨植野常備自害す年三十六

十月廿七日 福岡縣士磯淳、宮崎車之助、今村百八郎、益田靜方等、兵を秋月に擧げ、熊本の賊に應ず、縣令渡邊清、兵を鎮臺に請ひて之を討つ、賊豊津に轉ず、小倉師管の兵、撃ちて之を走らす

十月廿八日 山口縣士前原一誠、奥平謙輔、横山俊彦等、熊本の賊に應じ、遂に萩の明倫館に據りて其徒を嘯集す

萩の亂

十月廿九日 陸軍少將大山巖を假に熊本鎮臺司令長官と爲す○侍從番長米田虎雄を熊本縣に遣し、鎮臺司令長官種田政明、縣令安岡良亮等を慰問し、金を賜ふ、差あり○前原一誠等、官兵來討を聞き、海路石見濱田に赴く○青森縣士永岡久茂、東京に在りて密に前原一誠等と東西策應し、其黨竹村俊秀、中原重義、井口慎次郎等と將に往きて千葉縣廳を襲はんとし、事露はれ思案橋にて捕縛さる○敬神黨古田十郎^{年二}、田代儀太郎^{年二}、加加美十郎^{年三}、自盡す

思案橋事件

十月三十日 議官佐々木高行、中島信行を四國に差遣す○前原一誠の位記を褫奪し、令して之を討たしむ○前原一誠等、俄に萩に歸り亦明倫館に據る○敬神黨阿部景器^{年三}、石原運四郎^{年三}、自盡す

十月卅一日 外務省出仕近藤眞鋤を管理官と爲し、釜山港に駐在せしむ○前原一誠等、山口

秋月の亂平定

縣廬を襲撃し縣令關口隆吉と戦ひて利あらず、再び海に航して東走す○廣島鎮臺司令長官三浦梧樓、山口に抵りて本營と爲す○銃砲彈藥の賣買輸送を嚴禁す

十月 中 東京秀英社を創立す

十一月 一日 特旨を以て松平容保、板倉松叟勝、松平定敬、小笠原長行を從五位に叙す○今村百八郎、其黨を率る秋月を反襲し、官軍と戦ひて破れ、宮崎車之助年三、磯淳年五、土岐清年十一、戸原安浦年三、磯平八年二、戸注半九郎年二、宮崎哲之助年十五、走りて筑前江川谷に自殺し、今村百八郎、益田靜方等は捕へられ、福岡の賊平定さる

十一月 二日 南部信民、水野利光を從五位に叙す

十一月 五日 前原一誠、横山俊彦、奥平謙輔等を出雲瓜生港に於て捕縛す

前原一誠等を捕ふ

十一月 六日 議官大給恒を賞勳事務局副長官と爲す○陸軍少將三浦梧樓、兵を率ゐて萩に進み、前原一誠の餘黨有福恂允、小倉信一等を撃破し、餘黨、尋で平定す○前原一誠等を松江に護送せしむ

十一月 七日 故左近衛中將新田義貞に藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列す

十一月 八日 岩國裁判所を廣島に移し、廣島裁判所と稱し、浦和裁判所を熊谷に移し、熊谷裁判所と稱す○改定再犯加等罪例條例を制定す○福岡縣矯志社の箱田六輔、捕へらる

十一月 九日 陸軍少將谷干城を熊本鎮臺司令長官と爲し、少將大山巖の兼務を罷む○醫學者喜多村考憲歿す年七十三辛酉講義十卷、大平御覽十卷、國方類聚二百六十六卷

十一月十一日 毎月一回づつ釜山港へ郵便船航通の旨を令す○司法卿大木喬任を西海に遣し、

賊徒の罪を處斷せしむ

十一月十三日 西國暴徒の犯罪處分は其地に臨時裁判を開き、以て審判せしむ

賞牌を勳章と改む

十一月十四日 賞牌を勳章に、從軍牌を從軍記章と改稱す、乃ち陸軍武官の勳章、從軍記章條例を定む

十一月十五日 司法卿大木喬任、東京を發し西海に赴く

十一月十六日 天皇、習志野に行幸あり、船橋に御駐輦○東京府、各區に總代人を設く

十一月十七日 天皇、習志野に臨み諸兵の野營射的演習を覽給ふ○前原一誠等を山口に護送す

○駿河志太郡宇都谷嶺の隧道成る、定て官道と爲す

十一月十八日 車駕、還幸あり○朝鮮漂民救恤規則を改む○神佛夢想又は家傳祕藥等の名義を以て、施藥するを禁止す

十一月十九日 司法卿大木喬任、萩に臨時裁判所を開き、岩村通俊を裁判長と爲して山口賊徒

を、福岡に臨時裁判所を開き巖谷龍一を裁判長と爲して秋月賊徒を、熊本に臨時裁判所を開き小畑美稻を裁判長と爲して熊本賊徒を、各糾問の事を掌らしむ

十一月二十日 皇后、東京を發興あり、京都に行啓し給ふ

十一月廿二日 天皇、明年を以て畝傍山東北、後月輪東の二陵に謁するを布告し給ふ○海軍の

祝砲を禮砲と改め、其條例を定む○釜山への郵便税は内地同様と定む

十一月廿四日 一ノ關裁判所を仙臺に移し、仙臺裁判所と稱す

十一月廿五日 紐育駐在副領事富田鐵之助を總領事と爲し、清國上海に駐劄せしむ○尋で鎮江漢口、九江、寧波四港の事務を兼理せしむ○終身華族壬生輔世を永世華族と爲す

十一月廿七日 司法省、諭して民事の詞訴は、先づ區裁判所の勸解を請はしむ

親鸞に見真大師を追諡

十一月廿八日 特旨を以て眞宗の教祖親鸞に見真大師の諡號を賜ふ○松山裁判所を開廳す○前田利鸞、本多康穰、戸田忠彌、大谷光勝、大谷光尊、常磐井堯熙、家祿賞典を奉還す

東京大火

十一月廿九日 東京京橋大火あり、一萬餘戸を焼く

十一月三十日 華族授爵の廟議内定す○青森、金澤二裁判所を開廳す

大勳位を定む

十二月 二日 大勳位、菊花大授章、菊花章を定む

十二月 三日 前原一誠^{年四}、奥平謙輔^{年三}、横山俊彦^{年二}、山田穎太郎^{年二}、佐瀨一清^{年二}、熊本敬神黨浦楯記^{年三}、高津運記^{年三}、吉村義節^{年三}、福岡の賊徒今村百八郎^{年三}、益田靜方^{年三}及び小倉信^{年三}等を斬に處し、其餘黨各罪せらる

前原一誠等を斬に處す

十二月 四日 儒者三上是庵歿す年五十九柏陰遺稿 十卷

十二月 五日 皇后、京都に着輿し給ふ

十二月 六日 陸軍武官等表を改定す○外務大輔鮫島尙信、陸軍中將鳥尾小彌太、大史土方久元、海軍少將赤松則良に議定官を兼しむ○儒者上田淇亭歿す年六十三

十二月 七日 米澤裁判所を福島に移し、福島裁判所と稱す○茨城縣眞壁郡の農民、黨を結び

標札を掲せしむ

十二月 九日 各戸に必ず標札を掲せしむ

十二月 十一日 東京府、角觥者に税を課し、冥加金を廢す

十二月 十三日 大藏卿大隈重信、歳計豫算表を上る○陸軍省服装規則を定む

十二月 十五日 故正四位下新田義貞に正三位を、正四位下楠正行に従三位を贈位す○西洋形船水先免狀規則を定む○府縣に令し私邸内自祭の神佛に衆人を參拜せしむるを禁す○寄席にて景物と唱へ、來客に札を賣り、當り闖の者に物品を與ふるを禁す

私邸内の神佛を衆人に禮拜せしむるを禁す

十二月 十六日 教導職試補以上の僧尼を公認するを令す

十二月 十七日 三重縣飯野、飯高二郡の農民數千人、嘯集して石代貢租の事に因りて騷擾す

十二月 十八日 議長熾仁親王、陸軍少將嘉彰親王、陸軍中尉貞愛親王をして議定官を兼しむ○戸塚文海を海軍々醫總監と爲す○東京府下の萬歳を禁す

十二月 十九日 海岸砲隊を函館に置く○三重縣下の黨民、四日市に侵入して火を放つ、伊賀、名張二郡の農民、亦蜂起す、縣令岩村定高、説諭するも服せず、乃ち士族を募りて之を防ぎ、又名古屋鎮臺に出兵を乞ふ

三重縣農民蜂起す

十二月 二十日 元老院開閉の期を定む

十二月 廿一日 浦役場を沿海各地に設け、以て船舶の事を管せしむ○三重縣下の黨民、桑名より愛知縣前ヶ須に亂入し、鎮臺兵と争鬪す

十二月廿二日 内閣顧問木戸孝允、參内して國民困窮の情實を具に奏聞す○舊諸侯華族に令し其所藏せる史乘、記録等を修史局に上らしめ、以て藩史編修の料と爲す○地理權助小花作助を小笠原島に遣す

十二月廿三日 三重縣下の農民一揆を鎮定す

十二月廿五日 廣島縣廳焼く

十二月廿六日 賞勳事務局を賞勳局と改稱す○内務卿大久保利通、大警視川路利良、議して少警部中原尙雄、佐藤信武、中警部園田長照等、二十三人を鹿兒島に遣し、西郷隆盛及び私學校黨の行動を視察探偵せしむるに決す

十二月廿七日 内務卿大久保利通、地租輕減の議を上る○少警部中原尙雄等、東京を發して鹿兒島に赴く

十二月廿八日 陸軍の祝砲を禮砲と改稱す○假に北海道の地租を定め、地價百分の一と爲す

十二月廿九日 太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○儒者關藤藤陰歿す年七十詩書筆記、杜詩偶評説、觀國錄、文章軌範筆記、蝦夷紀行等

十二月中 陸軍少將大山巖、歸國して西郷隆盛に面し、再び政府の要路に立たん事を勸む之を聽かず

明治十年 丁丑 皇紀二五三七年 西曆一八七七年

正月 二日 僧理山寂年七十九入出二門傳録、大經和讃録、二河警文略解、玄義十四行傳略解、教義十七代題略解、佛光寺卜勘系譜等

正月 三日 歴代の后妃、皇親を皇靈殿に合祀し給ふ

地租減額の詔下る

正月 四日 詔して地租を減じ、有司を戒めて度支を節省せしめ給ふ○正租は地價百分の二分五厘を課し、民費は五分の一を過ぐるを得ず

正月 五日 東京日本橋大火あり、四百四十三戸を焼く

正月 七日 駿河沼津大火あり、三百戸を焼く

正月 八日 太政大臣三條實美、内閣顧問木戸孝允を招き、參議復任を勸告す、之を固辭す○文部大輔田中不二麿、米國より歸朝し教育報告書を上る

正月 九日 熊本縣學校黨の首領池邊吉十郎、佐々友房、鹿兒島に至り、村田新八と面晤して默契成る

正月 十日 宮内省、華族部長局を東京、京都に置く○太政官及び各省使の本年度經費金を定む

正月十一日 皇太后、東京を發興し京都に赴き給ふ○教部省警視廳を廢し、其事務を内務省に屬し、更に大警視以下の官を置く○式部官を除く外、各省の諸官を廢し、便宜に局を設けしむ○各省の大少丞以下を廢して、正權大少書記及び屬十等を置く○開拓使に令して北海道回漕の商船に其の重載を禁じ、犯す者は過重の貨物を没せしむ○東京城非常警備演習の方法を定む○少警部中原尙雄等、鹿兒島に入る

正月十二日 文部省の督學局を廢す○祕露國大統領アリア・ノイグナシヨ・プラト書を致して新就任を報す

教部省、警視廳を廢す

正院、修史局を廢す

正月十三日 陸軍幼年學校を廢し、其生徒を士官學校に屬せしむ○四等官以下の俸給を改定す○神學者小池内廣歿す年四十六諸祭神略記、和奈美大門考、彌彦神社考、北越知士傳、神職心得草、人物奇觀、越後國古城跡略記、政治沿革略記、太神宮儀式帖略解等

正月十四日 儒者河野杏村歿す年六十七渭津外記、杏翁醉話四卷、同詩集、同文稿、高田屋嘉兵衛傳、建築錄五十卷、小楠公梓弓歌、覆箱錄五卷等

正月十五日 天皇、元老院に臨幸あり○各省に諭し法令は熟議の後、之を布告し務めて紛更の弊なからしむ

正月十六日 府縣の參事を廢し、大少書記官及び屬十等を置く○宍戸璣大久保一翁を議官と爲し、議官、長谷信篤、壬生基修を罷め、麝香間詰と爲す

正月十七日 熾仁親王、中山忠能、九條道子、伊達宗城、池田慶徳、毛利元徳、先つて東京を發す○大藏省に租税、關稅、檢査、國債、出納、造幣、紙幣、常平、記録の九局及び議案、受付、傳票、銀行、統計、翻譯、用度の各課を置く○裁判所の召喚を受け、無屈にて其期を過ぎ、又は不參の者は罰金を課す

正月十八日 正院及び修史局を廢す○大少史主記を廢し、正權大少書記官及び屬十等を太政官に置く

正月十九日 内務省に警視、勸農、驛遞、地理、土木、社寺、會計の七局を置く○區戸長の銃獵を業とするを禁す

正月二十日 賣藥規則及び民有荒地處分規則を定む○府縣の警部、巡查の官等を改む

正月廿二日 右大臣岩倉具視に勅し、車駕西幸中は庶政を攝し、大事は之を行在所に奏せしめ給ふ○開拓大判官を廢し、正權大少書記官及び屬十等を置く○太政官日誌の頒布を止む

車駕西幸

正月廿三日 鳥獸獵規則を改定す○上海駐在總領事富田鐵之助を罷む○羽後本庄町大火あり三百餘戸を燒く

正月廿四日 車駕、東京を發輦し給ふ、二品熾仁親王、太政大臣三條實美、内閣顧問木戸孝允、參議山縣有朋、伊藤博文、宮内卿徳大寺實則、海軍大輔川村純義等、之に隨ふ

正月廿五日 御船高雄艦、鳥羽に抵る○熊本、秋月、萩の役に戦死したる者を東京招魂社に合祀す

正月廿六日 太政官に修史館を置く、一等侍講伊地知正治をして總裁を兼しむ○各地方の警察出張所を警察署と改稱し、屯所を分署と稱す

正月廿七日 天皇、鳥羽港を發航あり○工部省に鐵道、鑛山、電信、工作、燈臺、營繕、書記、會計、檢査、倉庫の十局を置く

正月廿八日 天皇、神戸に着御あり、京都に抵り給ふ

正月廿九日 地方廳布令の條規違犯者に罰金を課す○海軍省、水先船の旗章圖式を頒つ○内務卿大久保利通、更に野村綱を鹿兒島に遣して私學校徒を離間せしむ

正月三十日 天皇、後月輪東陵に親謁し、祭典を行ひ給ふ○陸軍省、大砲兵支廠に令し鹿兒島屬廠の製彈器械を大阪に輸送せしむ、是夜、私學校徒松永高美等二十餘人、草牟田村の陸軍火藥硝藥製造所を襲ひて彈藥を奪ふ○鹿兒島縣士谷口登太、少

修史館を置く

鹿兒島私學校の徒騒ぐ

警部中原尙雄を訪ひ、其目的の西郷隆盛刺殺及び私學校徒の離間にあるを探知し、之を永山彌一郎に報ず、是に於て私學校徒の憤激昂奮將に爆發せんとす

正月卅一日 車駕、京都府廳に臨み、又裁判官及び博物館を巡覽し給ふ○府官の任期は縣官の例に依準す○鹿兒島私學校徒、更に海軍造船所及び磯火藥庫を襲ひ、小銃彈藥を掠略す○時に西郷隆盛は遊獵の爲め、大隅小根占に在り、西郷小兵衛馳せて之に急を告ぐ、尋で邊見十郎太、又來りて其歸國を促す

正月 中 思案橋事件の首魁永岡久茂獄死す年三十七○貯金利子を五分に改む

二月 一日 車駕、諸學校及び牧畜場等を巡覽し給ふ○開拓使の警部長、警部補を廢し、警部十等を置く○外務省火あり○地方官に令し、庶民の兵役を忌避すること勿らしむ○鹿兒島私學校徒の彈藥を奪ふ事益々甚し

教育博物館

二月 二日 車駕、集書院及び勸業場等を巡覽し給ふ○東京博物館を教育博物館と改稱す○鹿兒島私學校徒、又海軍造船所の彈藥を奪ふ○外務省の假廳を工部省中に開く

二月 三日 車駕、加茂兩社に詣り給ふ○大藏大書記官吉原重俊を清國に差遣す○修史館に命じ、食貨志を編輯せしむ○鹿兒島私學校徒、壯士を各縣下郷に派遣し、少警部中原尙雄、高崎親章、安樂兼道、中警部園田長輝、末廣直方等、二十一人を悉く捕縛し、鹿兒島に護送せしむ○西郷隆盛、邊見十郎太等を從へ小根占より鹿兒島に歸り、武村の私邸に入る

京阪間鐵道開業式

二月 五日 車駕、京都、大阪間の鐵道に臨み、開業式を舉行し給ふ○議定官土方久元を調

鹿兒島の警報、行在所に至る

車駕、奈良に向ふ

查局長官と爲す○舊高知藩士故武市半平太以下二十八人の國事に死せしを憫み、其族籍家祿を復し、尋で武市半平太、平井收次郎等、九人に祭料を賜ふ

二月 六日 皇后、皇妃、皇子、皇女の陵墓禁榜書式を定む○海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸を鹿兒島に遣して事情を視察し、且つ陸軍大將西郷隆盛に面接せしむ

二月 七日 車駕、京都を發し伏見を経て宇治に至り給ふ○石川縣礪波、射水、新川三郡の農民、復蜂起して、擾亂す、尋で之を鎮定す○川村純義、林友幸等、神戸港を發す○西郷隆盛、鹿兒島縣令大山綱良を招き、政府尋問の爲め、東上する旨を告ぐ○思案橋事件の竹村俊秀^{年三十二}、中原重義^{年四十九}、井口慎次郎^{年二十四}を斬る

二月 八日 車駕、平等院に臨幸あり、尋で奈良に抵り給ふ○私學校徒、兵を出水に出し、鹿兒島の境界を鎖し、行人の縣内に入るを拒む、又郵船大平號の琉球より鹿兒島港内に入りしを拘留す

二月 九日 車駕、春日神社に臨幸、博覽會場、正倉院等を巡覽し給ふ○保釋條例を定む○陸軍卿山縣有朋、書を以て各鎮臺司令長官に戒嚴の令を下す○海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸、軍艦高雄丸に乗じ鹿兒島港に抵り、縣令大山綱良を艦中に招き、彈藥掠略の事を詰責し、意を西郷隆盛に傳へて、與に鎮撫に盡力せし

鎮薩軍發す

む、私學校徒、兵を執り來りて高雄艦に逼る、乃ち純義等、其反狀既に明なるを以て、直に港内を去る

二月 十日 陸軍少將野津鎮雄を大阪に差遣す○少警視綿貫吉直、巡查六百人を率ゐて東京を發す○陸軍卿山縣有朋、出征の内命を近衛及び東京、大阪兩鎮臺に下す○寄場取締規則を定む○越中新川郡に農民一揆起る

二月十一日 天皇、畝傍山東北陵に親謁し、祭典を行ひ給ふ○皇太后、皇后、宇治に行啓し給ふ○勅使を遣して大臣武内宿禰、贈太政大臣正一位藤原不比等、贈從三位楠正行の墓を祭り、金幣を賜ふ○野村綱、鹿兒島に入り、私學校徒に捕へらる○第十四聯隊、小倉を發す○大阪鎮臺兵、福岡に至る

二月十二日 陸軍將校免黜條例を定む○川村純義、林友幸、備後尾道に抵り、電信を以て鹿兒島反狀の明なるを行在所に報す○陸軍中將鳥尾小彌太、東京を發す○陸軍卿山縣有朋、戰略書を太政大臣三條實美に呈し、東京、大阪兩鎮臺に出兵を命ず○陸軍大將西郷隆盛、少將桐野利秋、篠原國幹と連署し、政府尋問の爲め、東上する旨の正式届書を縣令大山綱良に提出す

二月十三日 天皇、雄略天皇御陵に親謁し給ふ○川村純義、林友幸、神戸に至り木戸孝允によりて、具に鹿兒島の事情を奏上す、天皇、林友幸を召し、出征の準備、並に臨機の措置に出づべき旨を陸海軍に傳達せしめ給ふ○内務卿大久保利通、東京を發す○廣島鎮臺に令し、兵を馬關に出さしむ○銃砲彈藥は陸海軍の外、賣買

西南の役起る

運送する事を嚴禁す○假に各地私報の電信を停む○東京府下に河海警察を設く尋で全國の海港非常警備方を假定す○小倉分營隊長心得乃木希典、小倉を發す陸軍大將西郷隆盛、兵を舊練兵場に會し、東上部隊七大隊を編制し、篠原國幹村田新八、永山彌一郎、桐野利秋、池上四郎、兒玉強之助、別府晋介を各隊長と爲し、讚良清藏を砲兵隊長に、淵邊群平を本營警衛隊長と爲す○海軍少將伊東祐磨、軍艦清輝、春日の二隻を率ゐる神戸を發す

二月十四日 天皇、大阪に抵り住吉神社に詣で、鎮臺學校等を巡覽し給ふ○皇太后、加茂兩社に詣で給ふ○東京府下囚人糺問手續を定む○議官山口尙芳、楠田英世を長崎に、陸軍中將鳥尾小彌太を大阪に遣す○陸軍少將野津鎮雄、東京を發す○熊本鎮臺司令長官谷干城、嬰城守戰の部署を定む○陸軍少佐乃木希典、熊本に至り軍議に參與す

二月十五日 天皇、大阪府廳及び上等裁判所に親臨し給ふ○尾張、伊勢間の電信線成る○陸軍大將西郷隆盛、諸兵進軍の部署を定め、鹿兒島出發を開始す、縣令大山綱良官金を輸して軍資金を助け、又使を遣して西郷隆盛舉兵の理由を沿道の府縣及び各鎮臺に報す○内閣顧問木戸孝允、書を岩倉具視に致し、其衷情を陳じ、身を死地に投じ、以て奉公竭力せんことを告ぐ○熊本鎮臺籠城の準備を嚴にし、且つ小倉、福岡の分營を本臺に合す

二月十六日 天皇、大阪より京都に還幸し給ふ○内務卿大久保利通、京都に至る○鹿島鎮臺

に出兵を命ず○陸軍少佐乃木希典、兵を率ゐて熊本を發す

隆盛鹿兒島を發して北上す
小學補助金を定む

二月十七日

太政大臣三條實美及び大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、山縣有朋等、參内して鹿兒島出兵と勅使差遣の議を決し、宸裁を仰ぐ、乃ち熾仁親王を勅使と爲し、柳原前光、河野敏謙に之が從行を命ぜらる○陸軍大將西郷隆盛、少將桐野利秋、村田新八等を從へ兵を率ゐて鹿兒島を發し、大口街道より肥後に向ふ○小學扶助金を補助金と改稱し、年配附高を四十二萬五千圓とす

二月十八日

陸軍少將野津鎮雄、三好重臣を勅使護衛司令長官と爲す○薩軍の先鋒、肥後水俣に入る、西郷隆盛、横川に抵る○陸軍少將谷干城、熊本城外の民家を焼拂ひ各所に砲壘を築く○薩軍、既に熊本管内に入るの報、京都に達す、乃ち勅使差遣を停め、征討總督を任命するの議を決す

征討の詔下る

二月十九日

征討の詔を下し、熾仁親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍と爲し、鹿兒島の賊を討せしむ、乃ち旅團を編制し、勅使護衛を征討軍團と改稱し、陸軍少將野津鎮雄を第一旅團司令長官に、少將三好重臣を第二旅團司令長官と爲す○蹕を京都に駐め、征討の事務を經理するを布告し、陸軍中將烏尾小彌太に命じて、行在所陸軍の事を管せしむ○大阪に總督本營を置く○熊本城内に火災起り、本丸、天守閣に延焼し兵糧を悉く焼く、假に縣廳を御船に移す○海軍少將伊東祐磨、鹿兒島に至る○島津啓二郎、鮫島元等、佐土原隊を組織して賊軍に應ず○大審院、各裁判所及び檢事の職制章程を改正し、巡

細川護久等
舊封地に赴く

池邊吉十郎
舉兵

二月二十日

回裁判規則、判事職制通則を廢す○東京女學校及び愛知、廣島、新潟の師範學校、英語學校、並に長崎、宮城の英語學校を廢す○藥性峻烈なるものを分ち、毒藥、劇藥の二種と爲し、其取扱規則を定む○賊徒征討に關し、無根の風説、流言等を新聞紙に掲載するを禁ず○二等軍醫正橋本維綱を第一、第二旅團病院長と爲す○書家萩原秋巖歿す年七十五書法等

二月廿一日

陸軍少佐津下弘は山鹿に、少佐吉松秀枝は高瀬に向ひ熊本を發す○熊本鎮臺兵川尻を焼かんとして成らず、賊兵と戦端を開始す○海軍少將伊東祐磨、縣下の情勢を視察して鹿兒島を發す○熊本學校黨首領池邊吉十郎、松浦新吉郎等、西郷隆盛に應じ將に御船假縣廳を襲はんとす、縣令富岡敬明、内務大書記官品川彌二郎と俱に熊本城に入り、判事南部甕男は肥後南關に走る、又熊本民權黨首領平川惟一、宮崎八郎等と協同隊を組織して、賊軍に應ず○銀行家三野村利左衛門歿す

熊本城包圍せらる

二月廿二日 陸軍大佐高島勲之助を長崎警備隊指揮官と爲す○賊軍、熊本城を包圍す、是より交戦虚日なし○西郷隆盛、熊本に入り、本營を二本樹に置く○野津鎮雄、三好重臣筑前博多に着す○陸軍少佐乃木希典、小倉營兵一大隊を率る熊本城に赴く、賊兵、之を植木驛に邀撃して破り、聯隊旗を奪ふ、官軍、高瀬に退きて陣す

愛媛縣下の陰謀

二月廿三日 參軍山縣有朋、神戸を發す○陸軍少將大山巖を大阪に差遣す○賊兵、進んで肥後木葉の官軍を撃破す、陸軍少佐吉松秀枝等、之に死す○官軍第一旅團は筑後松崎に、第二旅團は大宰府に至る○小倉分營の兵は肥後山鹿に入る○東京、名古屋、大阪の三鎮臺に令し、第二後備軍を召集す○愛媛縣士武田豊城、飯淵貞幹等四十四人嘯集し將に兵を擧げんとす、是日、發覺して捕へらる○藁谷英孝大島景保等、延岡隊を編成して賊軍に投ず○龍驤艦長海軍中佐福島敬典賊軍の輸船迎陽號一隻を肥後海にて俘獲す

二月廿四日 征討總督熾仁親王、參軍川村純義を従へ大阪を發す○西郷隆盛等、議して熊本城長圍の策に決定す○高瀬口の官軍、退きて南關に據り、賊兵は分ちて山鹿驛に據る

西郷隆盛等の官位を奪ふ

二月廿五日 陸軍中將兼參議黒田清隆、大警視川路利良、東京を發して京都に赴く○臨時海軍事務局を神戸に置き征討事務を理し、海軍大佐林清康を局長と爲す○陸軍大將西郷隆盛、少將桐野利秋、篠原國幹の官位を褫奪し、其反狀を布告す○參軍

勅使、島津氏に就いて諭さんとす

山縣有朋、陸軍少將三浦梧樓、博多に至り、本營を置く○陸軍少將野津鎮雄、三好重臣南關に抵る○軍團病院を福岡に置く

二月廿六日 勅使柳原前光、陸軍中將兼參議黒田清隆を鹿兒島に遣し、島津久光、島津忠義を諭さしむ、海軍少將伊東祐磨、大佐仁禮景範、陸軍大佐高島勲之助、權少警視三間正弘等、之に従ふ○征討總督熾仁親王、福岡に至り直に本營を勝立寺に移す○賊將池邊吉十郎、熊本諸隊を率ゐて高瀬に赴く○熊本鎮臺司令長官谷干城、伍長谷村計介を高瀬官軍營所に遣し、城内籠守の狀を報せしむ

二月廿七日 陸軍少將大山巖を別働第一旅團司令長官と爲す○黒田清隆、川路利良、京都に至る○賊兵、大舉して肥後高瀬に逼り官軍と戦ふ、賊將西郷小兵衛^{年三十一}之に死し、第二旅團長三好重臣も亦傷つく○熊本城兵、出て賊兵と戦ひて利あらず○坂田諸潔、日高義正等、福島隊を組織して賊兵に應ず○巡查を東北各縣に募り、東京府下の警備に充てしむ○船舶信號の事務を内務省に屬す。

内閣行署を設く

二月廿八日 内閣行署を大阪に設け、顧問木戸孝允、參議大久保利通、伊藤博文等をして征討事務を處辨せしむ○勅使柳原前光、陸軍中將黒田清隆等、京都を發す○總督本營、告諭書を九州各縣に下す○長崎、福岡、大分三縣の非職士官を召集す○賊兵花岡山より熊本城中を砲撃す

二月中 府縣立師範學校に補助金を配布して教員養成に努めしむ

三月一日 陸軍少將大山巖、四大隊を率ゐて博多に至る○熊本假縣廳を南關に置く○總督

師範學校補助金

本營を福岡城中に移す○勅使柳原前光等、神戸を發す○賊將西郷隆盛、肥後川尻に至り病院を巡視し、負傷兵を慰問す○島津啓二郎等、佐土原隊を率ゐる賊軍に合す○青森縣民眞田太古、黨を募り亂を作らんとし、是日、發覺して捕へらる

田原坂の激戦

賊將篠原國幹瘞る

國立銀行創立請願

三月 二日 參軍山縣有朋、福岡を發す○勅使柳原前光等、博多に至る○伍長谷村計介、船隈の營に至り熊本城中の事情を報す○賊將桐野利秋、南關進撃の部署を定む

三月 三日 參軍山縣有朋、南關に至る○官軍、進んで田原坂を攻む○官軍、戦つて木葉驛を取り、其支軍は吉次嶺に戦ふ○永の原の戦○賊將貴島清、兵を率ゐる鹿兒島を發す○賊將平川惟一、鍋田に戦死す年二十九○摺附木の無稅輸出を許す

三月 四日 參軍山縣有朋、陸軍中將黒田清隆、少將大山巖、界木に至りて戦況を視察す○官軍、再び大舉して田原坂を攻む○官軍、吉次嶺を攻撃して賊將篠原國幹^{年四十二}、^{年三十九}、^{年十九}を瘞し、陸軍少佐江田國通等之に死す○伍長谷村計介戦死す年二十五

三月 五日 勅使柳原前光等、長崎に至る○二俣、田原坂の戦○山鹿口の官軍、鍋田を撃ち車阪及び平山村を取る○司法省及び検事の職制章程を改正す

三月 六日 木葉の激戦○田原坂、二俣の戦○備前、讃岐間の海底電信線成る

三月 七日 陸軍臨時裁判所を南關に置く○二俣口の激戦○内務權大書記官石井省一郎をして熊本縣權令の事を兼知せしむ○徳川慶勝等、發起人の名を以て國立銀行創立

の願書を大藏卿大隈重信に提出す

三月 八日 侍從番長高崎正風を遣して、征討總督及び參事諸將を慰勞し、侍醫猿渡盛雅をして創痍者を問はしめ給ふ○皇太后、皇后、親製の綿撒絲を傷者に賜ふ○故熊本縣令安岡良亮等の死事を追賞し、弔祭料及び遺族扶助料を賜ふ○巡查にして警部の職務を行ふ者は佩劍を許す○勅使柳原前光、陸軍中將黒田清隆等、鹿兒島港に入る、島津久光、病を以て其の子忠欽、珍彦をして之を迎へしむ、乃ち勅旨を島津忠義に傳ふ○二俣及び長窪山の戦○東嵐正、禰寢重邦等、都城隊を率ゐる賊軍に投ず○船舶賣買及び抵當には戸長の公證を受けしむ

三月 九日 廣島以西の諸縣に令して軍事の電報を停む○陸軍省、假に戦地役夫死傷手當規則を定む○二俣、田原坂及び五郎山に戦ふ○右大臣岩倉具視、羽後酒田の士族不穩の形勢あるを報じ、討伐準備の事を太政大臣三條實美に商議す○武藤東四郎、柿原宗敬等、高鍋隊を編成して賊軍に應ず○海軍少將伊東祐磨等、鹿兒島に上陸し、直に諸砲臺及び磯造船所を破毀す

三月 十日 勅使柳原前光等、鹿兒島に上陸して島津久光邸に臨み、勅旨を傳宣す○海軍少將伊東祐磨等大隅敷根に航し火藥製造所を破毀す○別働第一旅團司令長官大山巖に第二旅團司令長官を兼しむ○陸軍少將三浦梧樓を第三旅團司令長官と爲し山鹿口を督せしむ○東京書籍館を復して、之を設く

三月 十一日 島津忠義、島津久光、奉命書を勅使柳原前光に上る○勅命慰問使、高崎正風、

勅使、島津邸に臨まる

福岡に至り、勅旨を總督及び諸將に傳達す○日進艦長海軍中佐伊東祐享、肥後海に入り陸軍の聲援を爲す○二俣、田原坂、横平山、立野の戦○賊將永山休二十八は圓臺寺山に、村田三介十三は鍋田にて戦死す

國澤新九郎
歿す

三月十二日 元老院幹事河野敏鎌を高知縣に差遣す○勅使柳原前光、黒田清隆等、鹿兒島縣令大山綱良を従へ、鹿兒島を發す○軍艦天城の進水式を行ふ○段山の激戦○田原坂、二俣、原倉村の戦○山鹿口の官軍、鍋田に進撃して數壘を抜く○明治洋畫の開拓者國澤新九郎歿す年三

黒田清隆出
征す

三月十三日 舊神官の配當米を廢し、改めて公債と爲す○官軍、拔刀隊を編成す○陸軍中將黒田清隆、賊軍衝背の策を建議す○華族鷲尾隆聚を拘引す○段山の戦、賊將貴島清、三本樹の本營に入る

三月十四日 陸軍中將黒田清隆を征討參軍と爲し、長崎より肥後に航して賊軍の背面を衝撃せしむ○第四旅團を編成し、別働第一旅團を解き、各旅團に合す○官軍拔刀隊始て田原坂に斬込みを行ふ

三月十五日 征討總督本營を久留米に移す○軍人軍屬の俸給を増加す○勅使柳原前光、神戸に至る○二俣口及び田原坂の戦○横平山の激戦○山鹿口の官軍再び鍋田に進撃す

縣令大山綱
良の官位を
褫ふ

三月十六日 嘉彰親王を東京鎮臺司令長官と爲す○勅使柳原前光、京都に入りて復命す○縣令大山綱良の入京を禁ず○陸軍少將曾我祐準を大阪に差遣す○田原口、二俣口の戦○對馬竹敷港を海軍港と定む

三月十七日 鹿兒島縣令大山綱良の官位を褫奪し、尋で之を檢事に付し、中原尙雄等と共に東京に護送せしめ、臨時裁判を開きて審判せしむ○陸軍大佐高島鞆之助を別働第一旅團司令長官と爲し肥後に赴かしむ○官軍、田原口、二俣口の正面攻撃を行ふ

三月十八日 別働第一旅團司令長官高島鞆之助、長崎を發し肥後に赴く○二俣、七本、横平山の戦○賊將神瀬鹿三、荻迫に戦死す年三十八

三月十九日 大警視川路利良をして陸軍少將を兼しむ○陸軍大佐高島鞆之助、肥後日奈久に至り賊軍の哨兵を逐ひて、遂に八代に入る

田原坂を抜
き向坂に至
る

三月二十日 陸軍少將山田顯義を別働第二旅團司令長官に、少將兼大警視川路利良を別働第一旅團司令長官と爲し、西海に差遣す○官軍、遂に田原坂の險を抜き、植木驛の賊營を焚き、向坂に至り、山鹿の賊軍と激戦す○參軍黒田清隆、長崎を發す○辛未歲鎮臺に服役せる兵を召集す○衝背官軍、小川原に戦ふ

三月廿一日 判事岩村通俊を鹿兒島縣令と爲す○岩村の官軍、山鹿驛を抜く○衝背官軍、氷川を取る○郵便取扱役提燈徽章を定む

三月廿二日 伊豆七島の裁判を東京裁判所に屬す○佛國博覽會事務局を内務省に置く○令して燐製殺鼠藥の販賣を禁ず○參軍黒田清隆肥後八代に入る○衝背官軍、南種山早尾山に戦ひ、砂川を攻む○山鹿方面の官軍一箇中隊を植木方面に進め、兩道

植木の戦

三月廿三日 始て聯絡を通ず○植木の激戦○總督本營を南關に進む
 總督本營を高瀬に移す○植木、木留、三岳に激戦す○衝背官軍、立神山及び宮
 原口に戦ふ○熊本城兵、出でて賊兵と戦ふ
 三月廿四日 陸軍少將山田顯義、川路利良、長崎を發す○官軍、滴水、轟の兩道を進撃す○
 野村文夫、團團珍聞を發刊す
 三月廿五日 天皇、京都市中を巡幸あり○陸軍少將山田顯義、川路利良、八代に至る○參軍
 黒田清隆、賑恤の事を令す○官軍、木留を攻撃し共に激戦す○撰拔隊、狙撃隊
 を陸軍少將山田顯義に屬す
 三月廿六日 神戸の臨時海軍事務局を長崎に移し、海軍大佐仁禮景範を局長と爲し、林清康
 を罷む○木留口を攻撃す○衝背官軍、小川を攻撃す○賊將兒玉八之進戦死す年
 三十五
 三月廿七日 官軍植木を砲撃し木留を燬く
 三月廿八日 陸軍大佐高島鞆之助を少將兼別働第一旅團司令長官に、少將川路利良を別働第
 三旅團司令長官と爲し、少將山田顯義の別働第三旅團を別働第二旅團と改め、
 長官と爲す○木留、吉次越の戦○福岡縣士越智彦四郎、武部小四郎、久光忍太
 郎等四百餘人、隆盛に應じて福岡城を襲ひ秋月城に據る、城兵、之を邀撃して
 卻く、衝背官軍久貝村に戦ふ
 三月廿九日 青森裁判所を弘前に移し、弘前裁判所と稱す○官軍、福岡縣の賊徒を早良郡金

秋月城の戦

大分中津の
叛

武村に撃破す
 三月三十日 皇太后、皇后、侍醫船曳清修を遣し、御親製の綿撒絲を負傷兵に下賜し給ふ○
 海軍省に令して軍艦の禮砲條例を更正せしむ○内閣顧問木戸孝允、京都に至り
 直に參内して大阪行幸を奏請す○三嶽の戦○鳥栖及び隈府の激戦
 三月卅一日 車駕、京都を發輦あり、大阪に抵り給ひ、陸軍病院に臨み、負傷兵を親問して
 物を賜ふ○衝背官軍、進んで松橋を抜く○福岡縣の賊徒、走りて秋月城に據る
 ○大分縣士増田宗太郎、後藤純平等、黨を結びて西郷隆盛に應じ、中津支廳、
 警察署等を焚掠し、縣吏馬淵清純等を殺す
 四月 一日 侍従片岡利和を八代に遣し、參軍及び、將校以下を慰勞し給ふ○總督府、令し
 て八代郡諸村の兵燹に罹りし者を賑恤す○島津久光、其子珍彦、忠欽をして勅
 使御禮を兼ね、建白書を齎して上京せしむ、是日、鹿兒島を發す○陸軍大佐福
 原實、中佐品川氏章秋月城の福岡賊徒を撃ち、首魁越智彦四郎、武部小四郎等
 を捕縛す○高瀬口の官軍、吉次の寨を抜き、木留に逼る○衝背官軍、進んで宇
 土、堅志田を取る○中津の賊徒、進んで大分縣廳に逼る、縣吏、巡查と共に城
 に據り、拒戦して之を卻く、賊徒、火を懲役場及び市街に放ち、別府に退く
 四月 二日 馬耳塞駐在領事の中村博愛を罷め、副領事佛人レーモンドを以て之に代ら
 しむ○國事犯處斷を征討總督に委任し、元老院幹事河野敏鎌、大檢事岸良兼養
 判事小畑美稻等を九州に差遣す、尋で裁判所を福岡に置き、九州臨時裁判所と

九州臨時裁
判所を設く

稱す○官軍、遂に木留を抜き、邊田野を攻む○熊本鎮臺司令長官谷干城、諸隊に令し銃彈の濫費を禁す

四月 三日 戦時船舶出入及び密賣取締心得を各廳に頒つ○八代口の官軍、賊兵と堅志田に戦ひて、利あらず陸軍少佐國分友諒等、之に死す○中津の賊徒増田宗太郎等肥後に走り二重嶺の官軍に投ず

賊軍本營神瀬に移る

四月 四日 令して壯兵一萬人を山口、和歌山縣に募る○假に外務省を延邊館中に移す○西郷隆盛、本營を神瀬に移す○山鹿口の官軍、北田島の賊兵を破り、南田島に戦ふ○熊本城兵、是日より粥黄梁飯を用ふ

深見谷、櫻馬場の戦

四月 五日 陸軍中將鳥尾小彌太を九州に差遣す○八代口の官軍、連戦北進して參軍本營を宇土に移す○官軍、山鹿口より進撃して田島近傍の賊壘を抜き、進んで鳥栖に逼る、賊兵、之を邀撃して破り、悉く舊壘を復す○深見谷、櫻馬場の戦

四月 六日 屯田兵を發して八代衝背の軍に従はしむ○大分縣宇佐、下毛、國東等の農民、蜂起して所在を焚掠す、是日、之を鎮定す○高瀬口の官軍、木留を攻む、陸軍少佐桑原力、之に死す○賊將宮崎八郎、萩原堤にて戦死す年二十七

四月 七日 侍醫船曳清修、御下賜の綿撒絲等を高瀬の總督本營に傳達す○熊本城に於て川尻方面に突出するに決し、其部署を定む○賊將邊見十郎太、別府晋介、潜に兵を鹿兒島に募りて八代の背後を衝く、官軍、連戦して之を卻く、賊兵、古麓、小川等に據る○參軍川村純義、高瀬の總督本營に至る○畫家關根雪停歿す年七

十四

荻迫、木留の戦

四月 八日 陸軍少佐奥保鞏、部兵一大隊を率る熊本城を出で賊兵を突撃して、遂に宇土に達す○荻迫、木留の激戦○八代地方の賊兵、人吉に走る

四月 九日 陸軍少將大山巖を第四旅團司令長官と爲す○太政大臣三條實美、大阪に至りて陸軍病院を慰問す○山鹿口の官軍、隈府を取る○陸軍少將野津鎮雄、大山巖、三好重臣、軍營を滴水に移す

四月 十日 島津珍彦、忠欽、京都に至る○議官佐野常民を西海に差遣す○山鹿口の官軍、石川、鳥栖に戦ふ

四月 十一日 陸軍中將鳥尾小彌太、木葉の本營に至る○岩倉具視、書を大久保利通に遣り、地方官に訓諭して非常の備を爲さしめん事を告ぐ

東京大學成る

四月 十二日 東京開成、醫學二校を併せ、東京大學と改稱し、英語學校を大學豫備門と稱す

賊軍本營を木山に移す

○東京府士板橋盛興、鹿兒島縣士廻政徳等、其黨を東京に募り、以て賊軍に應ぜん事を謀る、發覺して捕はる○八代の官軍、御船を陥れ、川尻を攻む、賊將永山彌一郎、力戦して自殺す年四十○參軍山縣有朋、陸軍少將三浦梧樓、大山巖と左翼大迂回の策を議す○賊將西郷隆盛、本營を木山に移す

四月 十三日 第四旅團司令長官大山巖を別働第五旅團司令長官と爲す、官軍、阪梨を陥る○參軍黒田清隆、屬僚を長崎に遣し、縣士を募る

四月 十四日 八代口の官軍、川尻の賊軍を撃破し、中佐山川浩、一中隊を率る長驅して熊本

城に入る、城南の一路始て通ず

四月十五日 參軍黒田清隆、別働諸旅團を率ゐて熊本城に入る、木留、植木等の賊兵、之を聞きて皆逃走す、高瀬口の官軍、進んで城に入る○黒田清隆本營を川尻に移し別働第四旅團を編成し、大佐黒川通軌をして長官の事を攝せしむ○熊本城附近の賊軍、退きて木山、矢部及び大津に據る

四月十六日 參議兼大藏卿大隈重信を京都に差遣す○陸軍少將曾我祐準を第四旅團司令長官と爲す○參軍山縣有朋、諸將を率ゐて熊本城に會す○熊本縣廳を復す○島津珍彦、忠欽、參内して島津久光、忠義の建白書を上り、勅旨の諭旨に奉對し、且つ休戦を命じ、亂を致せし罪魁を糾判せん事を奏請す○八代口の官軍、健軍に戰ふ○大津、坂梨の戰

四月十七日 内務省、眞宗五派に管長各一人を置く○征討總督本營を熊本城中に移す○官軍櫻馬場、妙見山、正覺寺山を取る

四月十八日 參軍山縣有朋、會議して諸軍の進撃部署を定む。○別働第二旅團司令長官山田顯義をして別働旅團を總轄せしむ○大警部佐川官兵衛戰死す

四月十九日 第一、第二旅團、竹迫町に陣す

四月二十日 大阪の内閣行署を罷む、參議大久保利通、伊藤博文等、京都に歸る○御船、健軍、保田窪に激戰し、賊將中村烈助十三年三落合直言十三年三之に死す○官軍、進んで御船を抜く○賊將貴島清、官軍を撃破して遂に保田窪の舊壘を復す

休戦の議

大阪の内閣行署を廢す

隆盛人吉に退く

四月廿一日

參軍川村純義に令して鹿兒島に航し、以て賊の根據を剷絶せしむ○官軍大津、木山を復す○西郷隆盛、本營を矢部濱町に移し、桐野利秋、村田新八と會議し遂に退きて人吉に據り、機を見て攻勢に轉ずるに決す、乃ち諸隊の編成を行ひ、奇兵、振武、正義、行進、干城、雷擊、常山、鵬翼、破竹の九箇大隊と爲し、野村忍介、中島健彦、河野主一郎、相良五左衛門、阿多壯五郎、邊見十郎太、平野正助、淵邊群平、別府晉介を各隊長と爲す○官軍、逆撃して保田窪の賊兵を破る

四月廿二日

參軍黒田清隆を罷む○内務少輔林友幸を熊本縣に遣して、兵燹に罹りし者を賑恤す○參軍山縣有朋、各旅團長官を木山に會議す○第一、第二旅團は小山御領村に陣し、熊本鎮臺兵は出でて馬水村に陣す○西郷隆盛、矢部本營を發し、椎葉越を経て人吉に退く

四月廿三日

太政大臣三條實美、島津珍彦、忠欽を招見して之に諭告し、島津久光父子の建白書を卻下し、且つ休戦の請は採用致し難き旨を傳達す○參軍川村純義、陸海諸兵を率ゐて鹿兒島に赴く○賊將桐野利秋、諸隊を率ゐて矢部を發し、二分して日向路に退く○文部省を竹橋門外に移す

四月廿四日

陸軍中將西郷從道を京都に差遣す○參軍山縣有朋、再び諸將官を木山に會議す

四月廿五日

生絲取締規則を廢す○賊軍、悉く矢部を去て、人吉及び日向に走る

四月廿六日

右大臣岩倉具視、手書を征討總督熾仁親王に贈り、熊本城解圍を慶し、且つ軍

休戦の議止む

勞を慰問す○別働第一旅團長高島鞆之助、別働第五旅團長大山巖、兵を率ゐて鹿兒島に入る

四月廿七日 參軍川村純義等、鹿兒島に入り上陸して本營を長崎用藏邸に置き、諸兵を各地に配備し、總督府の令を掲げて人民を慰諭す○賊將桐野利秋、諸隊を率ゐる球摩越を経て江代に至る○大勳位菊花大綬章菊花章を露國皇帝に贈る

四月廿八日 別働第三旅團長川路利良、堅志田を發して出水口に向ふ○賊將桐野利秋、命じて野村忍助を豊後方面に、池上四郎を三田井方面に進撃せしむ

四月廿九日 島津珍彦、忠欽、京都を發す○官軍、佐敷を取る○第四旅團長曾我祐準を鹿兒島に遣す

四月三十日 生絲賣買鑑札を廢す○賊將貴島清、中島健彦、相良五左衛門、兵を率ゐて人吉を發し鹿兒島に向ふ

モスリン工場建つ

四月 中 京都市白川に始てモスリン加工工場を設く

五月 一日 九州臨時裁判所に於て、福岡縣暴動賊徒を審糺し、越智彦四郎年二武部小四郎年三久光忍太郎年二等を斬に處す○官軍、矢部を發し漸次人吉の西北面に進軍を開始す○海軍大佐仁禮景範を鹿兒島縣令心得と爲す

西郷従道、行在所陸軍事務を掌る

五月 二日 陸軍中將西郷従道をして行在所陸軍事務を管理せしめ、中將鳥尾小彌太を罷む○陸軍少將井田讓を陸軍卿代理と爲す○私報電信の禁を解く○鹿兒島縣令岩村通俊、鹿兒島に至り縣廳を開く

博愛社を設く

五月 三日 皇太后、西本願寺に行啓し給ふ○議官佐野常民、大給恒、總督府に請ひて病院を戦地に設け、官軍及び賊兵の傷痍を療す、名けて博愛社と曰ふ○毛利元徳、第十五銀行の頭取と爲る○陸軍中將西郷従道、鳥尾小彌太、書を參軍山縣有朋に贈り、徵兵の景況を報す○第三旅團營を肥後高森に移す○國學者富田節齋歿年六十七 十八考、宮我園會、三郡沿、飛騨後風十記、詩歌集

五月 四日 陸軍少將、四條隆調をして假に大阪鎮臺司令長官を兼しむ○第四旅團長曾我祐準、兵を率ゐて鹿兒島に入る○賊將貴島清、中島健彦等、鹿兒島に至り、牙營を吉野、帶迫、伊敷に置き、官軍に備ふ○熊本鎮臺兵、肥後馬見原を守る

東京府書籍館開く

五月 五日 陸軍中將兼參議黒田清隆、長崎より京都に還る、之を召見して賞勞あらせらる○東京府書籍館を開く○鹿兒島縣令岩村通俊、告諭書を縣下人民に頒つ○賊將貴島清等、兵を率ゐて進み岩崎、城山の官軍を攻撃して利あらず、遂に敗兵を收拾して佐敷に退く

人吉攻撃開始
橋本焦雪歿す

五月 六日 工業費區分規程を改正し、作業費出納條例と改稱す○官軍、人吉攻撃を開始す○佐敷地方の戦○官軍、牛尾川に賊兵を大いに破る○畫家橋本雪焦歿す年七十

五月 七日 皇太后、京都を發興し給ふ○鹿兒島縣令岩村通俊、告諭書を西郷隆盛に贈る○種山道の戦

五月 八日 島津珍彦、忠欽、鹿兒島に歸り、直に櫻島に至りて島津久光に復命す○總督本

球摩川筋の戦

五月 九日 營將に第二旅團を鹿兒島に分遣せんとす○球摩川筋の戦○大關山の戦
令して鹿兒島縣下の諸港を封し、船舶の出入を禁ず○九州臨時裁判所を長崎に移す○參軍山縣有朋、灰塚を發し川尻、宇土地方を巡視す○別働第四旅團の兵大に三處に戦ふ

五月 十日 參軍山縣有朋、八代に至り諸旅團長官を會し、人吉、大口の攻撃部署を定む○

賊兵日向三田井を取る○大河内口の激戦○五木、種山兩道の戦○山野の戦

五月 十一日 五木越道の戦○賊軍、堡壘を催馬樂山に築き、官軍と戦ふ○第三旅團の先鋒、

水俣に向ふ○久木野地方の戦○畫家鹽川文鱗歿す年七十

五月 十二日 第三旅團肥後佐敷に入る○賊將野村忍助、豊後重岡を襲ふ○渡瀬の戦

五月 十三日 勅使東久世通禧を九州に差遣す○青森縣民眞田太古、異志を蓄へ黨を募り、事

覺はれて捕縛さる○別働第四旅團を別働第二旅團に合併す○賊將野村忍助、官

軍を撃破して豊後竹田に入る

五月 十四日 官軍、柏原川に至り、賊軍の硝石製造所を焼く○賊將池上四郎、進んで鏡山の

官軍を撃破す○熊本鎮臺兵、馬見原口に戦ふ○球摩川道の戦○官軍、平瀬を取

る

五月 十五日 根室納沙布崎燈臺成る○大分縣人堀田政一、田島武馬等黨を結び賊將野村忍助

に應じ、報國隊と稱す、總督府、熊本鎮臺兵を發して之を討たしむ

五月 十六日 令して神官、僧侶、社寺の需用に因つて錢穀を借る者は、氏子檀越總代をして

報國隊の叛

巡查を九州に派遣

車駕木戸孝允邸臨幸

八代の軍議

征討費の借入

五月 十七日 參議兼司法卿大木喬任を京都に差遣す○内閣顧問木戸孝允病篤し○海軍少將伊東祐磨、軍艦に乘じ福山沖に至り、賊兵を砲撃して倉庫を焼く○官軍警視隊、大分に入る○第四旅團の兵大隅福山を取る○種山、五木越兩道の戦

五月 十八日 特に侍從西四辻公業を遣し、木戸孝允の病を問はせ給ふ○華族懲戒例を改正す○巡查七百人を東京より九州に遣す○官軍、鷹巢山を抜く○歌人伊達千廣歿す

年七十五齋藤集、大勢三轉考、餘身時、隨筆等
天皇、内閣顧問木戸孝允の褥室に臨み、之を親問して勅語を賜ふ○官軍、湯治

五月 十九日 天取る○上木場及び切通の戦○萬江越、五木越の戦

五月 二十日 參軍山縣有朋、少將山田顯義、三好重臣と八代に會議す○第三旅團の兵、札松

五月 廿一日 官軍、肥後矢筈嶽及び八原山を取る○五木越、五箇庄道の戦○官軍、日當、尾

五月 廿二日 皇太后、東京に還り給ふ○大藏省、征討費として第十五銀行より五分利を以て

五月 廿三日 陸軍中佐北村重頼、議官佐々木高行を高知縣に、陸軍少佐梶山鼎介、三等大警

部有馬純堯を愛媛縣に差遣し、不慮に備へしむ○國見峠の戦

五月廿四日 鹿兒島の官軍、武村に賊兵と戦ひて利あらず、陸軍少佐永田貞伸、之に死す○官軍、不土野及び球摩越峠を取る○熊本鎮臺兵、豊後竹田に戦ふ

五月廿五日 内閣顧問木戸孝允を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○官軍、日向三田井を抜く○肥後江代の戦

五月廿六日 内閣顧問木戸孝允薨す年四十四○大藏省に監吏九等、監吏補四等を置き、其官等服制を定む○司法省に令して大山綱良及び、其連累者を九州裁判所に送付せしむ○陸軍少將山田顯義、人吉總攻撃の部署及び、方略を定め、八代を發して市之俣に至る○官軍、大いに賊兵を薩摩谷山に撃破す○賊軍、再び退いて大隅、日向の地に據る○熊本鎮臺兵、悉く三田井を去り竹田に向ふ

五月廿七日 矢筈嶽の戦○竹田の戦○銃彈藥賣買の禁を嚴にす

五月廿八日 函館八幡宮を國幣小社と爲す○開港地方廳に令し、嚴に軍器密賣を検せしむ○海軍少將赤松則良をして大阪の陸軍事務所に參せしむ

隆盛人吉を去り宮崎に向ふ

五月廿九日 巡查一萬千二百十餘人を募り、之を陸軍省に付して新選旅團を編制し、陸軍少將嘉彰親王を司令長官と爲す○豊後の官軍、遂に竹田を取る○西郷隆盛、人吉本營を退き宮崎に向ふ

五月三十日 右大臣岩倉具視、手書を三條實美に贈り、新選旅團編成の事並に要件を報す○七道の官軍、進撃を開始し、賊軍の根據人吉に向ふ○賊將淵邊群平傷死す年三

人吉城陥る

十八○官軍、佐連原を取る○國學者奥宮慥齋歿す年六十六 日本書記私講、神道大叢抄、宗略説、聖學問要、孫子私講、神道問答、詩文和歌集、八宗門要略、莊子情解、論語割記等

山口縣下の異圖

五月卅一日 官軍、照嶽山を取る○賊軍、悉く人吉に退く○官軍、遂に肥後に入る

六月 一日 官軍大舉進撃して遂に肥後人吉城を陥る、賊將桐野利秋日向延岡に退き、尋で宮崎に入る○西郷隆盛、日向宮崎に據る○豊後の賊兵、官軍を撃破して臼杵城を陥る○山口縣士町田梅之進、密に黨を聚め、鹿兒島の賊に應ぜん事を謀る、事覺はれて捕へらる、其黨、萩の警察署を焼き、町田梅之進を奪ひて山口に赴く、是日、少檢事林三介、縣官巡查と共に之を邀撃して町田梅之進を殲す 年三十三 餘衆、皆散す

六月 二日 官軍、肥後大關山を攻略し、尋で國見山を取る

六月 三日 官軍、米津に戦ふ

六月 四日 令して本年の補充兵及び免役の壯丁を徵集す

六月 五日 官軍、鬼嶽を取る○第二旅團、人吉の守備を撤す

六月 六日 參議兼外務卿寺島宗則を京都に派遣す

六月 七日 賊兵、南海に走らんとするの状あるを以て、陸海軍に命じて嚴に伊豫、土佐、諸港出入の船舶を検せしむ、尋で兵を堺縣に遣し海口を警備す○官軍、肥後久木野を取る○小河内地方の戦

六月 八日 大山綱良等三十一名を東京より九州裁判所に護送す○官軍、小河内を取る

熊本縣下平定

外國郵便稅表改正

弘文天皇の御陵定まる

六月 九日 熊本鎮臺兵、警視兵共に臼杵に戦ふ

六月 十日 官軍、遂に豊後臼杵城を陥る、賊兵、重岡、佐伯に走る○陸軍少將山田顯義、肥、日、國境攻撃の策を決す

六月 十一日 官軍、賊兵を追躡して薩摩に入り、出水を抜く○熊本縣下、悉く平定す○官軍肥後水俣、薩摩山野、日向加久藤等の地を扼し、道を分ちて賊軍を撃つ

六月 十二日 官軍、大畑を取り、加久藤越、皆越に戦ふ○立志社總代片岡健吉、京都に至り國會開設の建白書を上る

六月 十三日 官軍、日向飯野を攻略し、大野山、漆田を抜き、吉田越を取る○官軍、山野を取る○重岡地方の戦

六月 十四日 高知縣士藤好靜、村松政克、鹿兒島の賊兵と通じ、事覺はれて捕へらる○熊本鎮臺兵、警視兵、三國旗返に戦ふ

六月 十五日 近江滋賀郡大津龜丘を以て、定めて長等山前陵(弘文天皇)と爲す○第二旅團に鹿兒島進剿を命ず

六月 十六日 官國幣社豫備金方法及び支消定期を定む

六月 十七日 參軍山縣有朋、諸將を八代に會し、都城進軍の方略を定む○薩摩阿久根街道の戦○官軍、熊山を攻む○熊本鎮臺兵、三國峠を取る

六月 十八日 議官宍戸璣を山口縣に差遣す○官軍、高熊山、坊主石山、青木越に戦ふ

六月 十九日 萬國郵便聯合條約を頒ち、外國郵便稅表を改正す○官軍、高熊山を攻む

大分縣下平定

官軍連勝して鹿兒島に會す
山田方谷歿す

官軍日向に進む

六月 二十日 官軍、大隅高熊山を抜き進撃して遂に大口を陥る○賊兵、退いて横川に據る

六月 廿一日 賊軍、悉く日向に走る、官軍、乃ち豊後重岡に入り赤松嶺、及び大越、水ヶ谷の諸險を抜き、大分縣下悉く平定す○官軍、薩摩阿久根を取る

六月 廿二日 重富地方及び、草牟田に戦ふ○川内川の戦

六月 廿三日 陸軍中將兼參議黒田清隆を京都に差遣す○官軍、向田を取る○雀宮の激戦

六月 廿四日 赤松、陸地峠の激戦○武岡の戦

六月 廿五日 出水の官軍、鹿兒島に進入す○賊軍紙幣を製造して、之を日向地方に用ゆ○延岡口の戦

六月 廿六日 儒者山田方谷歿す年七十三 方谷遺稿、方谷詩文集、義喪私儀、大隅講義、中唐講記、孟子養氣章或問圖解、集義和書類抄等

六月 廿七日 官軍、大舉して吉野本道、及び雀宮の兩道より、賊兵を攻撃して之を破る○官軍、延岡道の賊兵を砲撃す○湯尾地方の戦○赤松峠の戦

六月 廿八日 別働第三旅團長川路利良、疾を以て東歸せん事を總督府に請ふ、之を聽す、尋で少將大山巖をして之を管せしむ○官軍、稻葉崎を砲撃す○一等判事、大檢事以下の官を廢し、更に判檢事を置き、其俸給を定む○大審院及び、各裁判所の大中小屬を廢し、屬十等を置く

六月 廿九日 別働第一旅團、鹿兒島を發して大隅の南方に向ふ○蒲生地方の戦

六月 三十日 曾木、湯尾兩地方の戦○稻葉崎の戦

七月 一日 鹿兒島の官軍、海路日向に赴き志布志に入る○官軍、進んで栗野横川を取る○

官軍連戦

海技に長ぜし者は兵役を免す

外航の船の国旗掲揚

観音山、荏子山の戦

七月 二日 重岡方面の戦○皆越口の戦

七月 三日 各廳に令し勳章叙賜等の申牒は、總て賞勳局長官に致さしむ○川路利良、鹿兒島より京都に還る、尋で其別働旅團長を罷む○英國と約し難破船救助の諸費は兩國政府互に之を支辨す○陸軍少佐能久親王、獨國より歸朝せらる○官軍、皆越口を取る

七月 四日 西洋形船長、運轉手、機關手の免狀及び海技卒業證狀の所有者は陸軍兵役を免す○官軍、日向新町を取る

七月 五日 府縣社以下の神社什物取締方を定む○官軍、大隅市成を取る○陸地峠の戦○加治木地方に戦ふ

七月 六日 訴訟の上告して已に裁判を経し者、司法卿、其裁判を以て妥當ならずと爲す者は、檢事に命じて再審を求むるを得せしむ○市成地方の戦

七月 七日 假に硝石の輸出を禁ず○證書は必ず自書して實印を捺せしむ○三春山の戦○官軍、進んで大隅踊に入る、賊兵大窪に退く

七月 八日 伊達宗城、池田慶徳、山内豊範の力を西海の亂に竭せしを賞して物を賜ふ○馬見原口の官軍、進んで宮水に陣す○國分地方の戦

七月 九日 商船の外國に航するものは国旗を掲げしむ○官金取扱規則を改定す○霧島山、木原村の戦○官軍進んで大窪を抜く

七月 十日 飯野方面の戦

伊能穎則歿す

七月 十一日 官役人夫死傷手當規則を改む○國學者伊能穎則歿す年七十三 國史略傳、文貞公事蹟、夏衣集、當梅録、陸奥日記、

總社傳記考證、香取鹿島二神祭神説、史類名稱訓止續篇、史類略辨遷、百人一首新説、歌文集夏衣、日本史類名稱訓、神道新論、歌語重論、大嘗會の考

七月 十二日 高原地方及び大埜地方の戦○官軍、鳥平山を取る○黒澤口の戦

七月 十三日 親王署名正式を定む○司法省に令して勅奏官及び華族の犯罪、贖罪罰金、若くは科料に該り、勾喚推問を要せざる者は直に處分せしむ○陸軍少將川路利良東京に歸る○官軍、須田尾及び荒磯嶽を取る○官軍大隅福山を攻略し、軍營を敷根に移す

七月 十四日 地租徴收を改む○延岡道の戦

七月 十五日 福山原及び梅木村の戦

七月 十六日 參軍山縣有朋、國分に至る○官軍、陸地峠及び額返の諸險を抜く

七月 十七日 高崎地方及び財部地方の戦

七月 十八日 野尻口の戦

七月 十九日 參軍山縣有朋、陸軍少將大山巖、三浦梧樓と共に軍議を爲す

七月 二十日 戸籍表を頒つ○須木方面の戦

七月 廿一日 特命全權公使河瀬眞孝を罷む○新選旅團司令長官嘉彰親王を鹿兒島に遣し、陸軍中將兼參議黒田清隆をして共に赴かしむ○黒土峠の戦

七月 廿二日 陸軍中將西郷從道を九州に差遣し、中將鳥尾小彌太を再び行在所陸軍事務を管

八月 十日 延岡口の戦

八月十一日 内務少輔前島密を勸業博覽會審査官長と爲す、尋で審査官職制、審査條例を設け、博覽會賞牌三等を定む○無罪解放者の旅費日當支給法を定む○農産表編制例言を定む○延岡口の戦○日向細島に運輸局を設く

八月十二日 參軍山縣有朋、富高新町に至り、延岡攻撃の部署を定む○官軍、赤木村に入り神前村に戦ふ○小原村及び門川の戦

八月十三日 小黒木道及ひ中之峯峠の戦○延岡道の戦

八月十四日 内務省、地方長官に命じ勸業博覽會を參觀し、以て將來振興の方法を商量せしむ○官軍、諸路より進撃して遂に延岡城を陥る○西郷隆盛、自ら和田峠に抵りて諸隊を指揮す○賊兵、長井、熊田に敗走す

八月十五日 太政官を赤阪皇居内に移す○無鹿地方、長尾山地方、可愛嶽の戦○豊後口の官軍、瀬口村に入る○西郷隆盛、長井村に據る

八月十六日 家祿賞祿没收の律例を廢す○官軍、諸道より併進し、賊軍の根據地たる長井、熊田の諸隘口を扼して之を包圍し、以て之を殲滅せんとす○西郷隆盛、長井の本營に桐野利秋、村田新八等、諸將と會議して遂に豊後方面に突出するに決す○賊將中津大四郎自盡す年三十四

八月十七日 内務卿大久保利通、米國費府博覽會の顛末を録上す○豊後口の官軍、進んで熊ノ江に入る○西郷隆盛、更に三田井突出の議を決す○賊將佐佐友房、松浦新吉

延岡陥る

隆盛長井村に據る

隆盛可愛嶽を突破す
日向平定

八月十八日 郎、大里八郎、杉本良吉、堀田政一等、皆官軍に降り、衆餘降る者相次ぐ征討總督本營を宮崎に移す○教育博物館を上野公園内に移す○官軍、大學して長井に迫る○西郷隆盛、桐野利秋等、精兵數百を提げて夜に乗じて可愛嶽の險を踰へ、猝に大呼狙撃して官軍本營に突衝し、之を破りて遂に重圍を脱し、祝子川に沿ひて西走す、陸軍少佐迫田鐵五郎等、之に死す、是に於て日向悉く平定す

八月十九日 賊軍先鋒、祝子川に至り鹿川の官軍を撃破す○可愛嶽の西北に戦ふ

八月二十日 内務卿大久保利通を佛國博覽會事務總裁に、大藏大輔松方正義を副總裁と成す

○官軍、祝子川地方にて脱賊を要撃す

八月廿一日 天皇、皇后、臨幸して内國勸業博覽會の開場式を行ひ給ふ○官軍、三田井口に進む○西郷隆盛、三田井に至り、官軍を撃破して官金、糧米を奪ひ、更に議して鹿兒島進入を決す

八月廿二日 西郷隆盛、三田井を發す○鹿兒島縣令岩村通俊、宮崎より至り守備を爲す

八月廿三日 大學に教授、大學豫備門及び各校に訓導助訓を置く○官立學校教員の等次を廢す○賊軍、七ツ山の嶮に進み、官軍を撃破す

八月廿四日 判檢事同補席次を定む○賊軍、進みて鬼神野の官軍を撃破して進む○儒者小林寒翠歿す年五十一四書章句註題疏、小學國史、興學私儀、察地小言、泰西兵備一

八月廿五日 鹿兒島に警視局出張所を置く○西郷隆盛、進んで日向銀鏡に至る

内國勸業博覽會開場

隆盛頻りに走る

朝
壘國皇族來

隆盛蒲生に
入る

八月廿六日 關西大暴風あり
 八月廿七日 内務省、虎列刺病豫防方法を府縣に頒つ○賊軍上槻木に至る
 八月廿八日 壘國皇族リーチオンステイン親王、東京に来る○陸軍少將三好重臣、兵を率ゐて鹿兒島灣に入り、尋で重富に上陸す○西郷隆盛、須木の山路を経て小林に進む
 八月廿九日 宮内大輔、萬里小路博房を皇太后宮大夫と爲し、一等侍講修史館總裁伊地知正治の侍講を罷め宮内省御用掛を兼しむ○宮内省の大少丞及び侍從長、侍從、番長、藥劑官等を廢し、書記官、侍補、並に皇太后宮大夫、亮の二官を置く○參軍山縣有朋、延岡を發し、日知屋に移る○第二旅團、牙營を加治木に置く○脱賊、馬關田に入る
 八月三十日 西南の亂に力を竭せしを賞し、細川護久、徳川茂承、黒田長薄、津輕承昭、南部利恭、松平定敬、細川立則、津輕承叙、徳川慶勝、毛利元徳、前田利同、成瀬正肥、毛利元敏に賞賜各差あり○陸軍中將西郷從道、東京に還る○脱賊大隅横川の官軍を撃破して踊に入る
 八月卅一日 供御金額及び皇族支費を定む○府縣警察營繕堤防等の費額を定む○美濃、飛驒の裁判を名古屋裁判所に屬す○陸軍少將井田讓の陸軍卿代理を解く○西郷隆盛大隅溝邊の官軍を撃破し蒲生に入る
 九月 一日 宸裁御印の制を定む○凶歳租稅延納規則を定む、尋で延納願取扱順序を頒つ○賊將邊見十郎太、前軍を率ゐる吉野街道より、岩崎谷に出で、直に私學校に突入

隆盛遂に城
山に據る

去
靜寛院宮墓

定
利子法を制

九月 二日 靜寛院宮親子内親王薨去年三十二○第一旅團、別働第一旅團、別働第二旅團の兵、鹿兒島に入る
 九月 三日 諸道の官軍、鹿兒島に聚り城下攻撃の部署を定む○伊數地方の戦○多賀山の戦
 九月 四日 賊將貴島清^{十三年}、増田宗太郎^{十八年}、梅谷安良^{十二年}米倉の官軍を襲撃して利あらず、之に死す○賊兵、火を鹿兒島縣廳に放ち、近傍の市街、遂に火焰と化す
 九月 五日 陸軍少將三浦梧樓大隅加治木より鹿兒島に入る○參軍山縣有朋日向高鍋を發す
 九月 六日 西郷隆盛等、城山の土窟に據る○大門口、及び明神山、常盤村の戦
 九月 七日 新選旅團の兵、賊營に火を放つ
 九月 八日 參軍山縣有朋、鹿兒島に入る○官軍、城山の包圍漸く成るを以て、諸艦に令し巨砲を陸上に輸して砲撃せしむ
 九月 九日 參軍山縣有朋、官軍の哨兵線を巡視す
 九月 十日 外務大書記官花房義質をして代理公使を兼しめ、朝鮮に差遣す○官軍、賊將小倉啓助を擒にす○西郷隆盛、土窟より出で、馬乘馬場の鹿柴に移る
 九月十一日 貸借金銭の利息制限法を定む○大隅加治木に鹿兒島假縣廳を設く

九月十三日 靜寛院宮親子内親王を芝増上寺に葬る○西郷隆盛、再び城山の土窟に移る

九月十四日 式部寮を宮内省に屬し、判任以下の官を改む

九月十五日 府縣の本年度經費金を假定す

九月十七日 官軍、燒彈を以て舊本丸側面の鐘樓及び私學校を燬く

九月十八日 領事の官等を改む○勅奏官大禮服、上下衣袴、竝に黒羅紗、金飾章を用ひしむ

小禮服は黒色、紺色の上服を換用するを許し、尋で各色服用區別を定む○府縣に令して、暫く地方區畫を更改し、郡村を分合するを禁ず

城山全く包圍せらる

九月十九日 官軍の城山包圍全く成る○西郷隆盛、新に一洞を掘りて、之に移る○光明寺山の戦

九月二十日 官軍、城山攻撃を開始す

九月廿一日 陸軍少將大山巖、令して城山を砲撃す○賊將邊見十郎太等、相議して使節派遣に決す

隆盛救援の使立つ

九月廿二日 賊使山野田一輔、河野主一郎、鶴嶺神社の堡壘を出でて官軍の營に達す

皇子降誕

九月廿三日 皇子降誕あり○賊使山野田一輔、河野主一郎、共に參軍川村純義に面謁して西郷隆盛暗殺及び征討の理由を質し、且つ隆盛救援の意を陳ずるも時機既に遅し乃ち純義、明廿四日午前四時を期し、總攻撃するの旨を告げ、主一郎を留め、參軍山縣有朋の親書を齎して一輔を歸山せしむ。是に於て隆盛、諸將と會し訣別の宴を開く

城山陥落西郷隆盛自盡

九月廿四日

諸軍、一齊に城山總攻撃を行ひ遂に之を陥る、西郷隆盛^{十一年五}、桐野利秋^{十四年四}、村田新八^{十二年四}、別府晉介^{十一年三}、池上四郎^{十六年三}、邊見十郎^{十九年二}、桂四郎^{十八年四}、中島健彦^{十五年三}、東胤正^{十四年四}、平野正介^{十二年三}、山野田一輔^{十四年三}、秋月種事^{十四年三}、佐藤三二^{十二年三}、讚良清藏^{十三年三}、島津啓二郎^{十二年二}、岩切喜次郎^{十五年三}、蒲生彦四郎^{十八年二}、國分壽介^{十二年三}、兒玉強之助^{十二年三}、町田啓二郎等自盡し、野村忍助、阪田諸潔、別府九郎、後藤純平、市來矢之助、有馬要介、伊地知壯之助等官軍に降る

九月廿五日

鹿兒島賊徒戡定を海内に布告す○修史館をして戊辰以降戰歿死事者の祀典に列せし者及び本年西征戰歿者の履歴を調査録上せしむ

九月廿六日

征討總督熾仁親王、日向細島を發す

九月廿七日

征討總督熾仁親王、鹿兒島に至り、軍團諸旅團の編制を解き、九州地方悉く平定す○征討總督、令して諸軍を班し、熊本鎮臺司令長官谷干城に命じて、鹿兒島駐屯の兵を統轄せしむ

九月廿八日

征討總督熾仁親王、鹿兒島を發し、凱旋の途に就く

九月廿九日

皇子の御名を敬仁と名け、建宮と稱し給ふ

九月三十日

大山綱良を斬に處す年五十二

九月 中

名古屋米穀取引所を設立す

十月 一日

召集兵及び後備軍を解く○歌人梅本敏鎌歿す年三十九

十月 二日

征討總督熾仁親王、參軍山縣有朋、神戸に至る

一録

征討總督宮凱旋の途に就かる
大山綱良斬刑

征討諸將東京凱旋

十月三日 海軍省、東海水兵本營を横須賀に置き、浦賀水兵屯集所を分營と爲す○中根雪江歿す年七十一再夢記事、同續、昨夢記事

十月四日 陸軍少將山田顯義、野津鎮雄、大山巖、東京に凱旋す

十月五日 國立銀行設立の府縣に銀行掛を置く

十月六日 警視官以下禮帽の前章を改む○賊徒大分縣土堀田政一を斬に處す年三十四

十月七日 征討總督熾仁親王、參軍川村純義神戸を發す

十月八日 修史館の系譜掛を宮内省に屬す

十月九日 賊徒鮫島元を斬に處す年四十四

十月十日 征討總督熾仁親王、參軍川村純義、海軍少將伊東祐磨、東京に凱旋す○熾仁親王を陸軍大將と爲し、議長を兼しむ○政治家北島秀朝歿す年三十六

十月十一日 陸軍少將嘉彰親王、曾我祐準、東京に凱旋す

十月十二日 壯兵及び舊近衛兵を解く

十月十三日 俳優坂東彦三郎歿す年四十六

十月十五日 九州臨時裁判事務局を元老院中に置く○府縣の警部巡查給與規則を改定す

十月十六日 參軍山縣有朋、陸軍少將高島鞞之助、東京に凱旋す

十月十七日 天皇、皇后、華族學校の開校式に臨幸して、名を學習院と賜ふ

十月十八日 皇太后、學習院に行啓し給ふ○銀行紙幣損札引換方を定む

十月十九日 上野新町屑絲紡績所を開業す

學習院開設

雇人諸宿規則

池邊吉十郎等を斬に處す

十月二十日 賊徒後藤純平を斬に處す年二十八

十月廿一日 天皇、皇太后、皇后、俱に上野教育博物館へ行幸啓あり

十月廿二日 雇人諸宿規則を定む○賊徒坂田諸潔を斬に處す年三十三

十月廿三日 敬仁親王、始て賢所を拜し給ふ

十月廿四日 修史館に監事を置く○賞勳局に命じて西征の軍功を論定せしむ

十月廿五日 香港駐在副領事安藤太郎を領事と爲し、廣州、汕頭、瓊州、三口の事務を兼管せしむ○朝鮮國漂流難破船處分心得を定む

十月廿六日 天皇、皇太后、皇后、上野公園に行幸啓あり、内國勸業博覽會を巡覽し給ふ○大阪上等裁判所分轄内に琉球藩を加ふる旨を布告す○賊徒池邊吉十郎年四、石井竹之助年三、櫻田總四郎年四、松浦新吉郎年三、大里八郎年四を斬に處す、

十月廿九日 神宮及び官國幣社の神官に令し、錢穀を借りて社用に充つるを禁す○西海擾亂の際、各府縣にて徵募せる巡查を悉く解く

十月三十日 臨時海軍事務局を廢す

十月卅一日 式部寮中の大伶人以下を廢し、伶人、伶員を置く

十月 中 音曲諸藝人の物真似並に道化茶番の興行を禁す

十一月 一日 陸軍少將谷干城、三好重臣、三浦梧樓、東京に凱旋す○天皇、吹上御苑に臨み凱旋兵の整列を覽給ひ、詔して之を慰勞せらる

十一月 二日 詔して西征の功を賞し給ひ、陸軍大將熾仁親王を大勳位に叙し菊花大綬章を、

西征戦死者を招魂社に祭る

中將山縣有朋、黒田清隆、海軍中將川村純義を勳一等に叙し旭日大綬章を授け陸海軍將校、佐賀、臺灣二役の功を併録して勳章を賜ふ、各差あり○參議大久保利通、大隈重信、大木喬任、寺島宗則、伊藤博文、宮内卿徳大寺實則を勳一等に叙し旭日大綬章を授け、其餘文官に勳章を賜ふ、亦各差あり○内務省の一等大警部以下を廢し、更に正權大警部以下を置く○閏刑律及び收贖條例を改正し、逃亡律例及び、滯獄例圖華士族の條を廢す○西征の際、華士族平民及び外國人等金を獻じて軍費を補はん事を請ふ者あり、是日、其志を嘉みして其の獻金を停む○儒者今井潜歿す年四十八復故紀原、鐘近或撰、與豆茶話、豪傑傳、詩文遺稿等

十一月 六日 天皇、有栖川宮邸に行幸あり○元老院議官松岡時敏歿す年六十四熱海遊蕩、學古暇、上野博覽會雜誌

十一月 七日 天皇、吹上御苑に臨み、新選旅團の整列式を覽給ふ

十一月 八日 陸軍中將山縣有朋、少將大山巖、大佐小澤武雄を勳功調査委員と爲す、尋で少將山田顯義、野津鎮雄、曾我祐準、海軍少將中牟田倉之助、伊東祐磨、赤松則良、大佐仁禮景範等を加ふ○元老院幹事河野敏鎌、檢事長岸良兼養、國事犯徒を處斷して東京に歸る

十一月 九日 元老院幹事河野敏鎌、檢事長岸良兼養、刑名表を上る

十一月 十日 陸海軍二省に令して警視警部、巡查及び屯田兵の戦死者を招魂社に合祀せしむ

十一月 十三日 陸軍大將熾仁親王、中將山縣有朋、海軍中將川村純義を祭主と爲し、西征戦死者を招魂社に祭ること三日

加藤千浪歿す有朋、從道純義議定官と爲る

十一月十四日 天皇、皇后、俱に招魂社臨時祭に臨幸し給ふ、陸海軍二軍、及び勅奏官以下參拜す

十一月十五日 コルサコフ駐在副領事成富清風を領事と爲す

十一月十六日 僧良基寂年七十五歌集選見小野の夕顔、密宗安心鈔、禪觀雜記、閑窓雜記、日並の記、西部神道概説、あつまの記、敬神愛國論等

十一月十七日 車駕、紙幣局に行幸あり、製造工場を觀給ふ

十一月十八日 國學者加藤千浪歿す年六十八藏園歌集、詠史百集一卷、續詠史百集等

十一月二十日 陸軍中將山縣有朋、西郷從道、海軍中將河村純義を議定官と爲す○硝石輸出の禁を解く○郵便切手八錢及び葉書三錢、五錢、六錢を發行す○陸奥尻矢崎燈臺に霧鐘を設く

十一月廿一日 建宮の邸を赤阪に置き、建御殿と稱す○租税未納者の身代限處分法を廢し、財産公賣、營業停止の法を定む

十一月廿二日 太政官に征討費總理事務局を設く、尋で參議大隈重信を以て長官と爲す○假に田租の半額は米を以て代納するを許す

十一月廿四日 陸海軍武官の勳章及び、從軍記章佩用方を定む

十一月廿六日 陸軍中將兼參議山縣有朋の近衛都督を罷め、中將西郷從道をして之に代らしむ

十一月廿七日 皇太后、皇后、女子師範學校、幼稚園に行啓し給ふ

十一月廿八日 皇太后、皇后、紙幣局製造場に行啓し給ふ

十一月廿九日 陸軍中將西郷從道の陸軍卿代理を解く

十一月三十日 天皇、皇后、親臨して内國勸業博覽會の閉場式を行ひ、臣庶の勤勉を褒し給ふ
○清國公使何如璋、副使張斯桂等、長崎に來る○露國全權公使スツルウエ、水師准提督バロン・シタケルヘルク及び米國公使、並に水師准提督テー・エツチ・ハツテルソン、參内して謁見す

十一月中 虎列刺病流行す

十一月中 軍艦清輝、歐洲に回航す、外人によらず軍艦を製造し遠洋航海の始なり

十二月 一日 丸山作樂、小河眞文の黨、古松簡二、岡崎恭助を懲役終身に處す○大阪浪速銀行を設立す

十二月 二日 各鎮臺司令將官の邸宅に番兵を置く

十二月 四日 行幸啓の際、前驅騎兵の御旗揚方を定む

十二月 五日 酒類稅則を補正す

十二月 七日 海軍武官勳章從軍記章條例を定む

神宮及び官國幣社の職制

十二月 八日 神宮及び官國幣社の神官を廢し、祭主、宮司、禰宜、主典、宮掌を置く○修史館の地誌掛を廢して、尋で之を内務省内に設置す○第十五國立華族銀行を開業す

十二月十二日 清輝艦を遣し歐洲を回航せしむ、外人に依らずして軍艦を製し、歐洲回航するの始めとす○國立銀行條例を補正す

十二月十四日 大阪陸軍臨時病院を廢す○參議兼内務卿大久保利通の佐賀役及び、清國使命の

功を賞して正三位に叙し、參議兼大藏卿大隈重信の蕃地事務局綜理の勞を賞して金幣を賜ふ

十二月十五日 太政大臣三條實美、傳家の薰香を献上す○征西の役に盡力せるを賞し、元老院幹事河野敏鎌、議官柳原前光を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ふ

十二月十六日 清國公使何如璋等、横濱に來る

十二月十七日 政治始に院、省、使長官の成績を奏するの制を廢す

十二月十八日 地方廳及び稅關の常に國旗を掲揚することを停む○メリヤス類の無稅輸出を許す

十二月十九日 修史館に命じて西征史を編輯せしむ○三府及び神奈川、兵庫、長崎、新潟、四縣の判任官以下俸給の歲額を定む

十二月二十日 陸軍將校馬具圖例を定む○新年朝拜式を補定す○海軍品川病院を廢す

十二月廿一日 太政大臣の官邸を永田町に設く○宮内省に於て始めて電話を試む

十二月廿三日 東京上等裁判所の新築成る

十二月廿四日 清國公使何如璋、副使張斯桂等、東京に著す○司法省に附屬代言人を置き、其條規を定む

十二月廿五日 太政官に刑法草案審査局を置き、參議伊藤博文を總裁と爲す○大勳位菊花大綬章、菊花章の圖式を頒つ、又諸種の略綬を廢し、更に大勳章以下の略綬を定む
○地方長官に諭して廳内需用の器物は務めて國産品を用ひしむ○中山盛高、谷

電話を試む

凱旋巡查御親閲

口登太等八人の、中原尙雄等を構誣せし罪を斷じて盛高を懲役十年に處し、其餘處分差あり

十二月廿六日

天皇、吹上御苑に臨み、少警視綿貫吉直の引率せる凱旋巡查の整列式を觀給ふ

十二月廿七日

○宮内少輔杉孫七郎を同大輔と爲す

勅使綾小路有義を横濱東海鎮守府に差遣し、將士を慰勞し給ふ○大藏卿大隈重信、歲計豫算表を上る○豫備紙幣二千七百萬圓を發行し、以て西征の役の費用を補ふ○既に發行せる半圓以下二千七百十萬圓は十五年間を期して銀貨、銅貨と交換せしむ○賊徒武田豊城、飯淵貞幹を懲役五年に處し、其餘を處分して各差あり

十二月廿八日

清國公使、何如璋、副使張斯桂、參内して國書を捧呈す○官、院、省、使に令して經費金百分の五を減ぜしむ○警視官以下禮帽の横線を改む○銀行紙幣を改造す

十二月中

東京府下千束村女工場成る

十二月

東京慈惠醫院醫學專門學校を創立す

是歲

福澤諭吉公開演説講談會を開く

是歲

學藝志林、數學雜誌、地學雜誌、法律雜誌發刊せらる○大槻修二著日本洋學年表を博覽會に出品○服部德譯ルソー民約論、田口卯吉著日本開化小史出づ○文部省刊行百科全書初篇出づ

明治十一年

戊寅 皇紀二五三八年 西曆一八七八年

正月 二日

書家佐藤得所歿す年五十七開化日用文證、前出師表、眞書千字文、開化千字文、眞草千字文、一新用文

正月 四日

徒刑戒役の首針及び手針を定む

正月 八日

詩儒、鈴木蓼處歿す年四十六詩文編 若干

正月 九日

天皇、海軍始に兵學校へ行幸し給ふ

正月 十日

伯耆氏殿神社、肥後菊池神社を以て別格官幣社と爲し、名和長重、菊池武重以下の將士を配祀し、氏殿神社を名和神社と改稱し、又新田氏の將士を藤島神社に配祀す

正月 十一日

静岡縣所管の伊豆八丈島以下の七島を東京府管轄と爲す○從軍記章授與式を定む○官選會議の魁たる千葉縣會を開く

正月 十二日

外務大輔鮫島尙信を特命全權公使と爲し、佛國に駐割せしむ、尋で尙信に白耳義公使を兼ね、獨逸駐割特命全權公使青木周藏に和蘭公使を兼しむ

正月 十五日

天皇、元老院開院式に臨幸し給ふ

正月 十六日

東京府下街路取締規則を定む○儒者林鶴梁歿す年七十三鶴梁 文鈔

正月 十七日

大藏省の官吏を各廳に派して、金穀物品の出納を檢せしむ○内務省、紅茶製場を勸農局に設く○米商會所及び仲買人の支社支店等を設くるを禁ず

正月 十九日

通用貨幣を鑄解し、若くは形體を毀傷するを禁ず○神官の旅費等級を更正す○俳人關爲山歿す年七十五續今人五百題、明治萬題集

通用貨幣の形體毀傷を禁ず

林鶴梁歿す

名和神社、菊池神社昇格

農學校を開校

正月廿一日 第一國立銀行、其支店を釜山港に設けんことを請ふ、之を聽す○鹿兒島假縣廳の新築成る

正月廿二日 清國公使何如璋等、横濱より東京芝山内の月華院に移る

正月廿四日 天皇、駒場野に臨み農學校の開校式を行ひ給ふ

正月廿五日 海軍少將中牟田倉之助の兵學校長を罷め、横須賀造船所長と爲す

正月廿六日 海軍一等卒の商業を營むを禁ず

正月廿九日 陸軍省に令し九年以降、西海道、及び山口縣下騷擾の際、縣官、巡查等の殉難者を東京招魂社に合祀せしむ

正月卅一日 陸海軍番兵の帶動者に對する敬禮式を定む

正月 中 貯金利子を一ヶ年元金の百分の六に改正す○米人ドクトル・リーランドを師として體操傳習所を開く

正月 中 漢學者松本巖歿す年六十 九經要語、詔勅要略、兩音便覽、實學便蒙、日本魂說、感泣雜誌、士道要義、條齊近鑑、教和歌集、九經要語、日用飲食、能毒歌、偃蹇隨筆、學方大要、實學、九經三復、二

二月 一日 角紙及び行司取締規則並に興行場取締規則を定む○鹿兒島屬廠を廢止す

二月 五日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

二月 六日 海軍中將兼特命全權公使榎本武揚 特命全權公使鮫島尙信、森有禮、大藏大輔松方正義を勳二等に叙し、旭日重光章を賜ひ、特命全權公使吉田清成、上野景範、青木周藏を勳三等に叙し、旭日中綬章を賜ふ○國書封囊の緘章を定む

石川縣下眞宗諸寺の別派獨立

二月 七日 石川縣下の眞宗毫攝寺を出雲路派に、證誠寺を山元派に、誠照寺を誠照寺派と爲し、各別派獨立するを許す○土浦五十國立銀行を開業す○大阪五十一國立銀行を開業す

二月 十一日 紀元節祝砲百零一發施行、毎年の恒例となる

二月 十三日 海軍大佐柳禮悦を遣して、英佛二國の觀象臺を視察せしむ○參議及び院省使長官の外客禮問の内規を定む

二月 十四日 大阪、長崎、宮城の師範學校を廢止す○免許鑑札料を質屋は免許税、旅人宿及び藝者は營業税と改稱す

二月 十五日 舟車及び賣藥等の收稅期限を定む

二月 十九日 海軍文武官の官等表中より海兵部を廢止す

二月 二十日 海外旅行免狀を海外旅行券と改稱し、其規則を頒つ

二月 廿六日 綏靖天皇の桃花鳥田丘上陵を大和高市郡四條村家根山と治定さる

二月 廿七日 皇太后、龜井戸邊に行啓あり

二月 廿八日 宮内省に命じて陵墓を管せしむ

二月 中 數學者山本仁平歿す年六十七○儒醫朝長文哉歿す年六十六 傷寒論、水辨三卷

三月 一日 眞田太古を懲役五年に處し、其餘黨徵役禁獄各差あり

三月 四日 海軍省に令して、朝鮮國咸鏡、全羅、忠清三道の海岸を測量せしむ

三月 五日 皇太后、四谷勸業局試驗場に行啓あり○賞勳局に正副總裁を置き、太政大臣三

三月 五日 皇太后、四谷勸業局試驗場に行啓あり○賞勳局に正副總裁を置き、太政大臣三

條實美に總裁を、議官大給恒に副總裁を兼しむ○法制局に副長官を置き、元老院幹事河野敏鎌をして之を兼しむ○參議伊藤博文を議定官兼地方長官會議々長と爲す○田中不二麿、山田顯義前島密を議官と爲す

齋藤幸成歿

三月 六日 國學者齋藤幸成歿す年七十五 武江年表十卷、續武江年表四卷、東都歲事記五卷、江戸名所圖會遺、霍集拾遺筆、聲曲類纂、武江震災記、松濤軒雜錄等恐慎記事

三月 八日 淨土宗寺院を東西兩部に分ち、各管長を置く○伊國人シエバリエー・マルキーズ・ゴイツエツタに伊國ナール領事を命ず

三月 九日 高山彦九郎に正四位を贈り高山神社の神號を賜ふ

三月 十日 大藏省に内國運輸の便を謀り、商工振暢の目的を以て額面千二百五十萬圓の内債を起さしむ

三月十四日 官有の山野を人民に貸付して樹木を栽植せしむ、因て部分木仕付條例を頒つ

議院憲法改正

三月十五日 議院、憲法及び議事規則を改定す

三月十六日 東京小石川砲兵本廠に火あり、銃工場四棟を燒く

三月十七日 東京神田大火あり、四千五百六十二戸を燒く

三月十八日 内務省、議を上り原野を開墾し、華士族をして其業に就かしめ、又資金を府縣に貸與し、以て物産を増殖し、修港疏河の工を興して運輸の便を開かん事を請ふ、因て其方法、概算費を開申す、是日、批して其地を検査し後命を俟しむ

三月十九日 正七位小河一敏の勤王及び勞績を賞し、位一級を進め金を賜ふ

東京府會開

三月二十日 全國府縣の魁として東京府會を開く

三月廿一日 文武官兼任者制服服用の區別を定む

三月廿三日 地方官の神宮大麻頒布の事を管するを止む○儒者春日潛庵歿す年六十八 讀易抄八卷、傳習錄評點四卷、讀史論略評點一卷、右木大學評點一卷、王心齋全集二卷、戩山人語一卷、潛庵遺稿三卷等

三月廿五日 天皇、皇太后、皇后、俱に日比谷に行幸啓あり、近衛兵の操練を覽給ふ○電信中央局を東京に置き、海外通信は萬國電信公法に據りて之を行ふ○東京電信中央局開業に就て始めて電燈點く

電信中央局を設置電燈始めて用ふ

三月廿八日 高崎市大火あり、七百戸燒く

三月三十日 内務省の大警部以下の官を廢し、更に警視補二等、正權大中少警部、警部補及び試補を置く

三月卅一日 西南役の賊將那須拙速獄死す年七十三

三月 中 右大臣岩倉具視、儀制調査局設置の議を上る○淨土宗寺院を東西兩部に分つ

四月 一日 北海道の産物を小樽、岩内、室蘭、根室に致し、筑後の石炭を肥前口之津に致して、海外に輸出するを許す○地理、土木二局吏員の派遣給與規則を定む

四月 二日 内國勸業博覽會の賞牌を受けし者は、其圖章を製品、若くは招牌等に標識するを許す

四月 四日 内務省より全國の面積及び里程表を上る

岡本保孝歿す

四月 五日 皇太后、金澤へ行啓あり○官吏及び官費留學生、英佛郵船搭駕の支費給額を定む○國學者岡本保孝歿す年八十二 周易註疏考、易音考、墨子考、淮南子考、左氏註疏考、左氏傳考、日本書記攷文同續、萬葉集略解附記二十卷、論衡符二十卷、同補遺二十

卷人名考十六卷、言靈十九卷、讀書志六卷、尙書註疏考三卷、續異稱日本傳四卷、小學雜錄三卷、難波江七卷、歷代通鑑輯覽六卷、數雅七卷、日本紀通證引用書目、三代實錄放文、榮花物語抄、平治物語放、三種考、施藥慈田兩院考

四月 六日 天皇、戸山ヶ原に幸し陸軍實地演習式を覽給ふ

四月 八日 天皇、上野公園に行幸あり、櫻花を御覽、歸途、大隈重信邸に臨み給ふ○皇太后、金澤より還啓し給ふ

四月 十日 地方官會議を開く、天皇、親臨して其儀を行ひ、議員に詔して所見を悉して諮詢に答へしめ給ふ

四月 十一日 工部省より京都、大津間の鐵路造築の議を上る、之を聽す

四月 十六日 内務大書記官河瀬秀治を上海、香港に遣して貿易の事を検査せしむ○高知縣士大江卓、岡本健三郎を捕縛す

四月 十八日 陸軍中將西郷從道を以て特命全權公使と爲し伊太利國に駐劄せしめ、其近衛都督を罷む○アニリン及び鑛屬製の染料を以て、食物を彩飾するを禁ず

四月 十九日 車駕、地方官會議に臨幸し給ふ

四月 廿四日 巡查の夏略服を白色の木綿小倉織と爲す

四月 廿五日 車駕、地方官會議に臨幸し給ふ

四月 廿六日 伊國特命全權公使コンテラファ・エレユリス・バルボラニー參内し國書を捧呈す

四月 廿九日 國事犯罪囚の疾に罹りて危篤なる者は其親屬の之を保管するを許す

四月 三十日 起業資金千二百五十萬圓を國內に募り、以て公債と爲す

四月 中 板垣退助等、大に天下の有志を糾合して愛國社再興の議を決し、以て公議輿論

内國公債

板垣等自由民權説を唱ふ
起業公債證書發行條例公布

を擴張せんとす、乃ち栗原亮一、杉田定一、植木枝盛、安岡道太郎を諸國に派遣し、自由民權説を遊説せしむ

五月 一日 陸軍中將兼參議山縣有朋をして近衛都督を兼しむ○起業公債證書發行條例を公布す

五月 二日 大藏省、金錢利子の稱を定め、府縣に令して之を準用せしむ

五月 三日 地方官會議を閉院す○陸軍省、西征戦死負傷の準少尉以下、及び壯兵大隊長心得以下の恩給扶助等級を定む

五月 四日 株式取引條例を改定す○蠶種原紙の諸條例規則を廢止す

五月 六日 工部大輔山尾庸三を遣して奥羽佐渡及び北海道の諸鑛山を巡檢せしむ○天台宗の眞盛派に管長を設置するを許す

五月 九日 吉井友實、岩下方平を議官と爲す○東京府下に飲料水注意法を頒つ

五月 十日 澁澤榮一等、資本金二十萬圓にて東京兜町に株式取引所設立を出願して聽さる石川縣士島田一郎、長連豪、杉本乙菊等、紀尾井坂に於て參議兼内務卿大久保利通を擁護し之を斃す年四十七○島田一郎等自首して捕に就く

五月 十五日 詔して故大久保利通の復古の元勳を賞し、右大臣正二位を贈り、金幣を賜ふ○參議伊藤博文の工部卿を罷め、内務卿を兼しめ且つ工部省の事務を兼知せしむ

○朝野新聞の發行を停止す
五月 十六日 大藏卿大隈重信をして地租改正局總裁を兼しむ

大久保利通暗殺さる

眞言西部を分つ

東京株式取引所を設立

五月十七日 鶴鴉獵規則を定む
五月十八日 日向宮崎神社を宮崎神宮と改稱す
五月二十日 仁和寺、大覺寺、廣隆寺、神護寺、法隆寺、藥師寺、西大寺、唐招提寺を眞言西部と稱し、別に管長を置く

五月廿三日 一車駕、將に北陸東海二道を巡幸せんとす、之を布告す○贈右大臣大久保利通の子利和、贈正二位木戸孝允の子正二郎を華族に班し、從五位に叙す○熾仁親王及び大臣參議に衛兵を賜ふ○羅馬駐在副領事中島才吉を領事と爲し、伊太利ミラノに駐在せしむ

五月廿四日 陸軍中將西郷從道の特命全權公使を罷め、參議文部卿に、海軍中將兼海軍大輔川村純義に參議海軍卿を兼しむ○獵銃等の彈藥賣買規程を定む

五月廿七日 貿易銀貨を以て、通用貨幣と爲す○府縣に令して衛生事務吏員を置く

五月廿八日 參議兼内務卿伊藤博文をして佛國博覽會事務總裁を兼しめ、其刑法草案審査總裁を罷め、議官柳原前光之に代る

五月廿九日 警視補以下の禮帽、禮服の徽章を改定す

五月三十日 菊澤血波之助の罪を斷じて懲役十年に處す

五月卅一日 開拓使より管内の採煤、開路、築港の議を上る、是日之を聽さる

五月 中 京都市立盲啞院成る○北海道に聖保祿女學校を設く○衛生局東京製藥所を置く

六月 一日 長野縣士小松彰、東京府民澁澤喜作等、株式取引所を東京に設立す○華族學校

を開放す

六月 三日 伊集院兼官を議官と爲す

六月 四日 勳章授與式を改定す

春秋二季祭を設く

六月 五日 春秋二季の皇靈祭日を設く○九州臨時裁判事務を司法省に屬す、尋で罪犯處分順序を定む

六月 七日 陸軍卿山縣有朋を大阪に差遣し、砲兵支廠を検せしむ○元老院幹事河野敏鎌を副議長と爲す

六月 八日 東京新富座を開く

陸軍士官學校を開設

六月 十日 陸軍士官學校成る、二品熾仁親王、代り臨みて開校式を行ふ、是日、始て輕氣球の飛揚を試む○元老院幹事陸奥宗光、西南の變に林有造、大江卓等と謀を通ぜしを以て其官を免じ、之を拘引す

大槻磐溪歿す

六月十三日 從一位徳川慶勝、舊名古屋藩士の貧困者を北海道に移して開墾の業に服せしめん事を請ふ、之を聽す○儒者大槻磐溪歿す年七十八福齋、孟子約解、右經文、近右史談、學問詩文集、奇文欣賞等

六月十五日 地方官に令して徵兵の初檢を精覈にし、徵兵使巡閱の際、詐欺避匿等の弊なからしむ

菊池容齋歿す

六月十六日 畫家菊池容齋歿す年九十一

六月十七日 根室納沙布燈臺に霧鐘を設く

六月二十日 宮内省に皇后宮太夫、及び亮を置き、二等侍講元田永孚を皇后宮太夫と爲す

六月廿四日 府縣に御陵墓地に係る事件は、之を宮内省に伺出しむ○神戸、長崎に清國領事館を置く

六月廿五日 元老院の新築を始む

六月廿七日 特命全權公使森有禮を外務大輔と爲す

六月廿九日 大藏卿大隈重信、歳計豫算表を上る○東京府、令して醫師、藥鋪の其業を兼ねるを禁ず、但し醫師の患者に藥劑を與ふるは此限りにあらず

六月三十日 内國勸業博覽會事務局を廢す

六月 中 國學者狩谷鷹友歿す年五十七類聚國史補二十五卷、歐戒類制、眞弓、國集、文許乃御桶、那良之志平理等

七月 一日 大藏省に常平局を開設し、支局を大阪難波米廩に設く

七月 二日 銀行紙幣五圓札發行を令す○河田景與を議官と爲す

七月 三日 天皇、陸軍士官學校に臨み、生徒の講習を覽て物を賜ふ○戰役死傷者扶助料概則を定む○舊松代藩士山寺常山歿す年七十一常山文集、如坐漏船居、紀聞、松代封内實測圖

七月 六日 神道教導職の部管を廢して、管長を更選せしむ

七月 七日 俳優澤村田之助歿す年三十四

七月 十日 天皇、横濱港に臨幸し、新製軍艦扶桑、金剛、比叡の三艦を覽給ふ○脚氣病院を東京神田神保町に設く○陰陽兩曆對照表を頒つ

七月十二日 内務省、及び府縣に令し士民の社を結び、衆を集め、政體を妄議する者を檢し之を禁止せしむ

工部大學校を開校

郡區町村編制法制定、地方稅規則制定

日米條約改正成る

七月十五日 天皇、工部大學校に臨み開校式を行ひ給ひ、勅して學業を勸奨せらる、議畢り衆庶の縦覽を許す、始て各國の國旗を掲ぐ

七月十六日 軍艦磐城の進水式を行ふ

七月十九日 大阪株式取引所を開業す

七月廿二日 府縣の大小區畫を廢し、郡區、町村編制法を設け、其施行順序を定む○府縣會規則を頒布す、乃ち府縣區費を地方稅と改稱し、徵收支辨の條規を定め、府縣會を設けて其方法を議せしむ

七月廿四日 陸軍の軍樂部正服を改む

七月廿五日 府縣官職制を更定す○義倉、社倉を設くる者は官有の土地家屋を貸與し、其稅を課せず○日米條約改正成り調印す

七月廿六日 敬仁親王薨去二年

七月廿七日 大藏省、金銀、地金、精製分析規則を頒つ○島田一郎十三年長連豪十四年杉本乙菊十八年杉村文一七十年脇田巧一十八年淺井壽篤を斬に處す

七月廿八日 歌人進藤千尋歿す年六十二

七月廿九日 議官井上馨を參議兼工部卿と爲す○奏任官の朝參に乗馬、騎馬して中仕切門に至るを許す

七月卅一日 歳計出納の閉鎖期限を定む○癖香間祇候華族をして勅任官の大禮服を着せしむ

七月 中 右大臣岩倉具視、士族授産の議を提出す

東京商法會議所設立

鹵簿の制を定む

八月 一日 東京府民、澁澤榮一、益田孝等、上請して商法會議所を府下に設く

八月 二日 故敬仁親王を豊島に葬る
八月 三日 行幸行啓鹵簿の制を定む○令して常備兵役を竟へざる者は分戸主と爲るを得ず
○縣官任期例を改正し、府縣官任期例と稱す

八月 五日 儒者芳野金陵歿す年七十六 二卷 學庸

八月 九日 藥用阿片賣買製造規則を定め、生阿片取扱規則を廢止す

八月十四日 海軍卿川村純義に命じて邊海を周航せしむ

八月十五日 一等官 大臣、參議、諸省卿、議長、副議長、幹事、議員 の班次を定む○東京第百銀行を開業す

八月十七日 板橋盛興、廻政徳、別府國助、江夏于城、江夏直方を懲役二年に處す

八月十九日 五代友厚等、大阪の北濱に株式取引所を開業す

八月二十日 帶動者の接遇を定む○藤好靜、林有造、岩神昂、大江卓を禁獄十年に處し、陸

奥宗光、池田應助、三浦介雄を五年に處す

八月廿一日 國學者千家尊澄歿す年七十九 櫻の林、歌神考、松壺文集、神、詞後々編、松壺歌集

八月廿二日 東京永田町の華族會館を太政官分局に移す

八月廿三日 親王宣下式を改定す○近衛兵卒三添卯之助、小島萬助等二百餘人、黨を結び、去

歳の論功行賞及び俸給減省の事を強訴せんと謀り、夜砲銃を放ち、秣舎を焼き、週番士官大尉深澤己吉を殺して竹橋の營を脱走し、將に皇居に赴き闕下に訴えんとす、近衛兵、及び鎮臺兵、之を鎮定す、之を竹橋の暴動と稱す

大阪株式取引所開業

千家尊澄歿す

竹橋騒動起る

戸籍表を頒つ

八月廿四日 明治九年一月一日調査の戸籍表を頒つ、戸數七二九萬三一一〇戸、人口三四三

三萬八四〇〇人なり

八月廿六日 三品能久王の仁孝天皇の養子及び親王を復し、熾仁親王の弟稠王を親王の嗣と爲し、名を威仁と賜ひ、閑院宮愛仁親王の子易王に名を載仁と賜ひ、並に親王と爲し、三品に叙し給ふ○地方官に令し、戸長を命ずるは務めて部民の公選を要せしむ○陸軍少將嘉彰親王に東部檢閱使を、少將井田讓に中部檢閱使を、少將曾我祐準に西部檢閱使を命ず

八月三十日 車駕、東京を發し北巡に就き給ふ、右大臣岩倉具視、參議大隈重信、井上馨、

宮内卿徳大寺實則、陸軍少將大山巖、大警視川路利良等、之に従ふ

八月卅一日 車駕、埼玉縣に至り氷川神社に親謁し給ふ○東京府下刑事被告人の區戸長保管を罷め、其親戚若くは鄰佑に責付す

九月 一日 舊幕府老中牧野忠泰卒す年五十五○治水家土屋邦敬歿す年四十八

九月 二日 内務省に取調局を設け、法律に係る事務を取扱はしむ

九月 三日 車駕新町驛に至り屑絲紡績所を覽給ふ○裁判所を札幌に置き、宮城上等裁判所の所轄と定む○府縣に令し、舊貨幣の交換は金銀貨を以てせしむ

九月 四日 車駕、群馬縣に至り製絲原社、及び座繰製絲場を巡覽し給ひ、尋で縣廳に臨幸あり○贈正四位高山正之の玄孫守四郎を行在に召し、謁を賜ふ○大藏卿大隈重信の國債償還紙幣支消の方を聽す○起業募金を内務、工部二省に下付し、以て

勸業、土木、採鑛等の費に充てしむ

九月 五日 車駕、松井田驛に至る○各廳に令し所有財産の價額を検して、大藏省に開申せしむ

九月 六日 車駕、碓氷嶺を経て追分驛に至る

九月 七日 車駕、信州上田驛に至る○國産フラネル、紋羽、綾木綿の三種の無稅輸出を許す

九月 八日 車駕、長野縣に至る

車駕、長野臨幸

九月 九日 車駕、長野縣廳に臨幸し給ふ○社寺取扱概則を定む○外國人の遊歩域外の留宿を許す

九月 十日 車駕、關川驛に至る○公立學校創設准可の事を地方に委し、學規は仍ち文部省に稟請せしむ

九月 十一日 車駕、越後高田に至る○陸軍省を永田町に移置す○大阪に於て愛國社再興第一回大會を開く○山下門内の博物館を開く

九月 十二日 車駕、黒井驛に至る○俳優五代市川門之助歿す年五十八

九月 十三日 車駕、柏崎驛に至り給ひ、縣民星野藤兵衛の力を國事に勞せしを賞して、祭料を賜ふ○判事玉乃世履をして大審院長を兼ねしむ

九月 十四日 車駕、出雲崎に至り給ひ、縣民長谷川鐵之進の國事竭力を賞して祭料を賜ふ

九月 十五日 車駕、彌彦驛に至る

九月 十六日 車駕、新潟縣に至り給ふ○舊村松藩士下野勘平、田村定之丞、以下十餘人の死事を追悼して祭料を賜ふ○皇后、青山御所に行啓し給ふ

順徳帝の遺跡を検せらる

九月 十七日 車駕、新潟縣廳及び學校裁判所、博物館に臨幸し給ふ○侍從富小路敬直を佐渡に遣して、順徳帝の遺跡を検せしめ給ふ

九月 十九日

車駕、新潟を發輦して新發田に至る○賣藥准可の事を地方官に委す

九月 二十日

車駕、新津町に至る○内務省、製氷者に令し製造販賣の際は管廳の検査を受けしむ

九月 廿一日

車駕、三條驛に至る

九月 廿二日

車駕、長岡に至る

九月 廿三日

車駕、柏崎驛に至る

九月 廿四日

車駕、柿崎驛に至る○漢學者池田草庵歿す年六十六

讀易錄三卷、尙書蔡傳蔡說三卷、中庸略解一卷、大學學說、古本大學略解一卷、

九月 廿五日

車駕、名立驛に至る

文集十二卷、日錄若干卷

九月 廿六日

車駕、糸魚川驛に至る○雜文家小寺玉晁歿す年七十九 古今招牌集考、俗の歳事記、續膝栗毛、狂賊文集、近世淫亂集、續世事

九月 廿七日

車駕、糸魚川驛駐輦あり○國學者東條琴臺歿す年八十四 津逮書目三十卷、皇朝藝文志十

東條琴臺歿

十卷、近世藝苑年表二卷、唐鑑音注集解廿四卷、先哲叢談續編八卷、

九月 廿八日

車駕、魚津驛に至る○皇太后、皇后、工部大學校に行啓あり○國立銀行の稅額

を定む

九月廿九日 東京市村座成る

九月三十日 車駕、魚津驛を發し、越中富山に至り給ふ○各廳の出納簿式を改めて、複記法を用ひしむ○株式取引所の税額を定む

十月 一日 車駕、石動驛に至る

十月 三日 車駕、石川縣金澤に至り給ふ

十月 三日 大使、公使及び領事官の訓令を定む

十月 四日 車駕、金澤師管營に臨み、操練を覽給ふ○府縣に令し出入の船舶を検して、舷燈の位置を誤ること勿らしむ

十月 五日 車駕、金澤を發し小松驛に至る

十月 六日 車駕、福井に至る

十月 七日 天皇 舊福井藩士橋本左内の死事を追悼し給ひ、祭料を賜ふ

十月 八日 車駕、福井を發し今庄驛に至る○上野寛永寺の造營を始む○郡長、區長、書記の班次及び職務の條款を定む

十月 九日 車駕、敦賀に至る

十月 十日 車駕、敦賀港を巡覽し給ふ○滋賀縣に令し、舊水戸藩士武田正生等の墓を祭らしめ、金幣を賜ふ○皇太后、皇后、巢鴨邊に行啓あり、有栖川宮邸に至り給ふ
十月十一日 車駕、近江高宮を経て草津驛に至り給ふ

車駕、西京に至る

十月十二日 車駕、大津驛に至る

十月十四日 車駕、滋賀縣廳に臨幸し、尋で長等山前陵に親謁し給ふ

十月十五日 車駕、京都に入り給ふ、侍臣を靈山に遣して招魂社を祀り給ふ○竹橋暴動の三添卯之助、小島萬助、長島竹四郎等、五十三人を死刑に處す、其餘準流十年、以下二百五人處刑差あり

十月十六日 車駕、後月輪東陵に詣り給ふ○侍臣を遣はして贈正二位木戸孝允の墓を祭り給ふ○各廳の本年經費金を定む

十月十七日 陸軍省に令し、砲兵廠の經費金は作業出納條例に準じて措置せしむ

十月十八日 舊膳所藩士保田信解、田河藤馬之丞、以下十一人の死事を追悼し、祭料を賜ふ

十月十九日 横濱製鐵所を海軍省に屬す

十月二十日 天皇、京都を發し山階陵に親謁し給ふ、此行や將に伊勢に幸し神宮に謁し給はんとす、會々三重縣下疫疾流行を以て、改て御通路を美濃に取る、因て宮内卿徳大寺實則を遣して神宮に謁せしめ、參議井上馨をして三重縣を巡視せしむ

十月廿一日 車駕、高宮驛に至る○違式註違の贖金を科料と改め、罪犯の資力なき者は拘留に處す

十月廿二日 車駕、大垣に至る

十月廿三日 車駕、岐阜驛に至る○税關に鑑定役を置き、以て出入の貨物を検す

横濱製鐵所を海軍省に屬す

十月廿四日 車駕、岐阜縣廳に臨幸し給ふ○體操傳習所を東京大學に設く
 十月廿五日 車駕、名古屋に着御○田宮篤輝に祭染料を賜ふ○畫家前田暢堂歿す年六十二
 十月廿六日 陸軍恩給令及び附録を補正す○古流生花家松盛齊理恩歿す和漢草木名寄狂歌、生花松の擧
 十月廿七日 車駕、名古屋鎮臺に臨み、操練を覽給ふ
 十月廿八日 車駕、名古屋を發し岡崎に至る○小笠原島の裁判警察を内務省に屬し、本島駐在の内務權少書記官小花作助をして判事の事を行はしむ
 十月廿九日 滋賀縣に令して、彦根城郭を保全せしむ○神田、玉川兩上水の水源取締假規則を定む
 十月三十日 車駕、岡崎を發し豊橋に至る
 十月卅一日 車駕、濱松に至る
 十一月 一日 車駕、濱松を發し天龍川に至り、輦を治河協力社に駐め、社長金原明善を召し其治水及び架橋の功を賞して物を賜ふ
 十一月 二日 車駕、藤枝に至り給ふ○東京府、管内區郡の制を定め、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、本所、深川の十五區、荏原、東多摩、南豊島、北豊島、南足立、南葛飾の六郡と爲す
 十一月 三日 車駕、静岡に至る
 十一月 四日 車駕、静岡縣廳に臨み、尋で公立師範學校、駿府裁判所を巡覽し給ふ
 十一月 五日 車駕、蒲原驛に至る

車駕、天龍川に至る

車駕還幸

十一月 六日 車駕、三島驛に至る
 十一月 七日 車駕、小田原に至る
 十一月 八日 福島城を廢し、舊白川城を保存せしむ
 十一月 九日 車駕、東京に還幸し給ふ
 十一月十一日 逃亡失踪者追跡の制を廢す
 十一月十六日 箱館大火あり、千二百戸を燒く○團々珍聞の發行を停止す
 十一月二十日 陸軍少將兼司法大輔山田顯義、少將三浦梧樓、谷干城、野津鎮雄、大山巖を中將と爲す○大藏卿大隈重信、八年度歲計決算表を上る
 十一月廿一日 海軍少將中牟田倉之助 伊東祐磨を中將と爲す
 十一月廿二日 陸軍少將福原實を仙臺鎮臺司令長官と爲す
 十一月廿四日 詩人鱸松塘歿す年七十六超海集、松塘小稿、松塘詩抄、芽雲遊草、北遊存稿、松塘行狀記、房山樓詩、房山樓集、快説續々記等
 十一月廿五日 漢學者望月穀軒歿す皇統
 十一月廿九日 警視官の制服を服して劍を佩ぶる者は、印票を用ひずして皇居及び太政官諸門の出入するを許す○蘭英學者瀨脇壽人歿す年五十七蘭英文典
 十二月 二日 帶勳有位者拜賀の制を定む○開拓使、郡區町村編制法に據り、管内の區劃を更改せん事を請ひて許さる
 十二月 四日 監吏補の等級を改む
 十二月 五日 陸軍參謀局を廢し、參謀本部を置き、其條例を定む

參謀本部を置く

十二月 七日 參謀本部長、次長を置き中將大山巖を以て次長と爲す○東京芝公園内の海軍水

十二月 九日 東京府下に於て演說會を開く者は、豫め其旨趣及び會場を警視局に報告せしむ

十二月 十日 紙幣局を印刷局と改稱す
○洋式船の水先免狀規則を改正す

十二月 十二日 東京海上保險會社を開業す
監軍本部を置く、陸軍中將谷干城を東部監軍部長に、同野津鎮雄を中部監軍部

十二月 十三日 長に、中將三浦梧樓を西部監軍部長と爲し、少將曾我祐準を熊本鎮臺司令長官

十二月 十四日 に、同井田讓を廣島鎮臺司令長官に、同野津道貫を東京鎮臺司令長官と爲す
狂歌師港崎可粹歿す年七十七

十二月 十八日 能久親王を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ
郵便規則、及び罰則を頒つ

十二月 十九日 地方税中の營業雜種税の種類制限を定む○眞言宗古義、新義二派の別立を復し、
各其管長を置くを許す○畫家春木南溟歿す年八十四

十二月 二十日 府縣に令し改租に係る民費を検査し、毎歲之を開申せしむ○漢學者細野要齋歿
す年六十八 尾張名家志、同續編、蕪谷餘錄名
府諸家墓所一覽、受業錄、雜通商

十二月 廿三日 侍補を改置して勅任官と爲し、侍從長を置き侍補、侍從長の職制を定む○陸軍
中將山縣有朋の陸軍卿を罷、參謀本部長に、中將西郷從道の文部卿を罷め陸軍

十二月 廿四日 卿と爲す○土方久元を議定官に、山岡鐵太郎を皇后宮亮に、陸軍中佐米田虎雄
を侍從長と爲す

十二月 廿五日 判任官の三節賜饌を停む
新年朝拜式を更め、海軍始を廢す

十二月 廿六日 勸商局を廢し、其事務を大藏省に屬す
大警視川路利良を歐洲に差遣し、警察の事を講究せしむ

十二月 廿七日 十一月 中 外國人翻譯の我有版權の圖書販賣を禁ず
十二月 中 眞宗三門徒派の別立を許す

十二月 廿八日 眞宗三門徒派の別立を許す
明治十二年 己卯 皇紀二五三九年 西曆一八七九年

十二月 廿九日 臬刑を廢す○海軍兵學校規則を改定す
正月 四日 參謀本部條例を補訂す

正月 六日 大藏省に商務局を置く○俳人聾庵二承歿す年六十九 雨の日のすま
び、聾庵記

正月 十日 陸軍少佐能久親王を中佐と爲す
志士三輪田元綱歿す年五十四

正月 十一日 文部省に東京學士會院を設けて、學藝教育の事を討議せしめ、朝野の學士を選
びて會員と爲す

正月 十五日 陸海軍會葬式を定む○英國造船師リード來朝す、是日、之を召見せらる
正月 十六日 英國、將に萬國博覽會を濠洲シドニー府に開かんとする旨を布告し、衆庶の物

正月 十七日 東京學士會院を設立

紙幣局を印刷局と改む

監軍本部を置く

侍從長を置く

侍從長を置く

臬刑廢止

東京學士會院を設立

貨を輸送するを許す○親王署名式を更正す○開拓使廳火く

正月廿一日 海軍下士以下の善行章條例を定む

正月廿二日 海軍退隱令を補正す

正月廿三日 東京府區會及び町村會規則を定む

正月廿四日 起業基金出納條例及び附録を内務、大藏、工部三省、開拓使に頒つ

正月廿五日 石川縣士本多副元を華族に班す○内務大書記官松田道之、琉球那覇港に至る○

大阪朝日新聞を發刊す

正月廿六日 内務大書記官松田道之、首里城に入り、藩主尙泰に朝命を傳宣し、其久しく前

命を奉ぜざるを責む○尙泰、病と稱して之に面せず

正月卅一日 從四位長岡護美を華族に班す○毒婦高橋お傳を死刑に處す年二十九

正月 中 無壇無住の寺院廢止處分を定む

正月 中 國學者東方五楊歿す年六十七 皇統錄、君鑑、勸農文、聖城談異、芝山遺稿

二月 一日 各廳技術工藝者の死傷手當内規を定む

二月 四日 内務大書記官松田道之、那覇港を發して東京に還る、尋で朝議、遂に廢藩置縣

の令を發するに決す○漆工橋本市藏歿す年六十六

二月 六日 儒者並河寒泉歿す年八十三 拜恩志喜一卷、辨怪二卷

二月 十日 參議兼工部卿井上馨を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○洋式商船の管理を沿

海の地方廳に屬せしむ○清國人胡璇澤を雇ひて副領事と爲し、新嘉坡に駐在せ

しむ○銀行に令し紙幣の毀損せし者は、他店の發行に係ると雖も、之を交換せしむ

二月十三日 横濱の洋銀賣買を禁じ、株式取引條例に準じて、洋銀取引所を設けしむ○士族

の承家、養子、轉籍を管廳に稟請するの制を廢し、戸長に申するに止む

二月十七日 勅任官及び麿香間祇候の乗車、騎馬して車寄に至るを許す○獨逸、伊太利二皇

族、米國前大統領、來朝に付き、蜂須賀茂韶、伊達宗城、鍋島直大に接伴の事

を掌らしむ

二月十八日 洋銀取引所は横濱一處と定む

二月十九日 參議兼内務卿伊藤博文の法制局長官を罷め、參議兼工部卿井上馨をして法制局

長官を兼しめ、副議長河野敏謙の副長官を罷む○陸軍少將高島鞆之助を佛獨二

國に差遣す○洋式商船海員雇入雇止規則を定む

二月廿一日 令して文部省藏版の圖書を翻刻するもの原文を増減し、若くは註解圖書傍訓を

加ふるを禁ず

二月廿四日 横綱不知火光右衛門歿す年五十五

二月廿六日 神田、玉川水源取締假則を改訂し、取締禁例と稱す○藥劑の品類を頒示す

二月廿七日 地方官に令し河港、道路、堤防、橋梁諸費は地方の慣行に由り、施行順序に準

據し難きものは府縣の決議を取り、暫く舊貫に仍るを許す

二月 中 佛法律學校を東京に設く、後之を法政大學と稱す

法政大學を
設立

三月 一日 府縣會議員の元老院會議を傍聽するを許す
三月 三日 府縣廳に正午號砲を設くるを許す○東京府、郡區地方稅、分離條例、戶數割規則を定む

三月 四日 貢米賣拂規則を廢止す

三月 五日 府縣經費金の換用申稟書式を定む○官廳及び工場、艦船等に在りて變死傷者の檢視方を定む

三月 七日 參議大隈重信に命じて、條約改正の事を審査せしむ、特命全權公使榎本武揚、吉田清成、上野景範、青木周藏も亦、尋で命を受く○内務、大藏二省をして内外の博覽會事務を管せしむ

三月 八日 内務大書記官松田道之を再び琉球に差遣す○議官穴戸璣を特命全權公使と爲し清國に駐割せしむ

洋銀取引所を設く

三月 十日 勤儉の詔を下して百官を戒飾す○太政官中に内閣書記官を置き、職制を定む○東京府民瀧澤榮一、益田孝等、相謀りて洋銀取引所を横濱に設く、後之を横濱取引所と改稱す

三月 十一日 蘭醫司馬凌海歿す年四十一 獨和對譯辭書

三月 十二日 内務大書記官松田道之東京を發す

三月 十三日 皇后、東京女子師範學校へ行啓し給ふ○近衛天皇以下後桃園天皇に至る十四世の陵號、並に後水尾天皇以下仁孝天皇に至る九世の皇后、中宮の陵號を定め、

仁孝天皇の陵號を改む○工部省の各科工術等級俸給を改定す

三月 十四日 數町村聯合會規則を定む○國稅金領收順序附録を定む○外務大書記官兼代理公使花房義質を朝鮮國に差遣し、元山、仁川開港等の事を討議せしむ○盜賊捨置品處分法を定む

三月 十五日 議官吉井友實を工部少輔に、河瀬眞孝を議官と爲す

三月 十七日 假に外務省を東京寶田町舊太政官代に移す

三月 十八日 懲役終身以下輕減の典は、定例以外は具狀奏請せしむ○陸軍服裝規定を改正す

三月 十九日 代言人の免許請願期限を廢す

三月 二十日 東京府、始て府會を開く○岡山縣會を開く

三月 廿二日 長崎縣會を開く

三月 廿四日 府縣官職制中の處分方心得を定む

三月 廿五日 天皇、日比谷練兵場へ行幸あり○大分、長野兩縣會を開く

三月 廿六日 公使花房義質、東京を發して朝鮮に赴く○松田道之、琉球那霸港に達す○英國と議し、兩國難破船救助費の償還方を定む

三月 廿七日 萬國郵便聯合條約の改正成る○愛國社第二大會を大阪に開く○内務大書記官松田道之、首里城に入り、廢藩置縣の勅命を傳宣し、尙泰を東京に召す、是に於て先づ尙泰を別邸に移し、首里城を收め、圖籍を受け、兵隊をして城館を守らしめ、偏く朝旨を闡藩士民に諭告す○内務省の石川縣下舊藩卒千三百五十人の

琉球廢藩置縣

集治監を置く

- 三月廿八日 窮困者に授産資金貸與の請を聽し、七萬圓を下附す
鐵道犯罪例を更正す○商法會議所に於て 英國人エドウィン、始て自製の蘇音器(蓄音器)を實驗す○儒者相馬九方歿す年七十九 左氏春秋解史記、定本、立誠堂詩文存等
- 三月廿九日 閨秀詩人梁川紅蘭歿す年七十六 紅蘭集
- 四月 一日 集治監を東京府、及び宮城縣に置き、内務省の所管と爲し、獄司、書記、守長監守を置く○外務四等屬小林端一を副領事と爲し、コルサコフに駐在せしむ○麴香間祇候大原重徳薨す年七十九
- 四月 四日 琉球藩を廢して、沖繩縣を置き、鍋島直彬を縣令と爲し、尋で判事を兼しむ○工部大書記官芳川顯正を英國に差遣し、電信會議に參列せしむ○大阪英語學校を大阪専門學校と改稱す
- 四月 五日 天皇、三條實美邸に臨幸し給ふ○大阪府會を開く
- 四月 七日 御前議事式公文上奏式を定む○侍從富小路敬直を沖繩縣に遣し、舊琉球藩王尙泰の病を問ひ、之を東京に召さしむ
- 四月 八日 鹿兒島縣所管の大島、喜界、徳、沖永良部、與論の諸島を大島郡と稱し、大隅國に屬す
- 四月 九日 大勳位、菊花大綬章、菊花章を獨逸皇帝に贈進せらる
- 四月 十日 天皇、王子村抄紙場に臨幸し給ふ
- 四月十一日 副島種臣を宮内省御用掛と爲し、一等侍講を兼しむ

大阪府會を開く

- 四月十二日 開拓使雇使の清國人范永吉、許士泰の歸化を聽し、北海道に入籍せしむ○儒者田中華城歿す年五十五 大阪繁昌詩、日本詩復古詩二卷、大阪新繁昌詩一卷、華城詩鈔、華城隨筆、華城通策等
- 四月十三日 大井川の架橋成る
- 四月十四日 修史館に命じて神祇、兵、刑、氏族、職官、禮樂、佛事、藝文、風俗の九志を撰せしむ
- 四月十六日 府縣會議員の犯罪にて拘せんとするに其會議場内に在る時は議長に告げて後、其事に従はしむ
- 四月十八日 本年の地方官會議を停む
- 四月廿一日 修史館總裁伊地知正治を罷め、宮内省御用掛と爲す○廣島銀行を設く
- 四月廿二日 天皇、東京大學に親臨して、醫學部の開業式を行ひ給ふ○國幣社神殿の裝飾、及び帷幔等に菊章を用ふるを許す
- 四月廿三日 司法省に令し、文官及び無官の勳位佩用者にして國事犯以下の犯罪者は、其罪狀刑名を賞勳局に具申して、勳位を褫奪し、後に刑を加へしむ
- 四月廿四日 公使領事以下の俸給を改め、銀貨を之に給す
- 四月廿五日 全權公使宍戸磯、清國北京に至る
- 四月廿六日 鹿兒島の造船所を廢す
- 四月廿八日 皇太后、皇后、横濱に行啓あり、軍艦を覽給ふ
- 四月廿九日 公使花房義質、釜山を發す

鹿兒島造船所廢止

四月三十日 眞言宗新義派西部の別立を停む○開拓使北海道移住者渡航の法を定む○三重縣

會を開く

四月 中 參議大隈重信、名祠巨利保存の議を上る

五月 一日 國學者那河梧樓歿す年五十二和漢一卷、致傳讀一卷、愛國餘話旅の苞一卷、古事記便要、はばかりながら一卷等

五月 二日 舊琉球藩王尙泰、病を謝し其子尙典をして代りて東京に至らしめ、入朝の期を

緩くせん事を請ふ、因て尙典に命じて暫く駐在せしむ

五月 三日 宮内少輔土方久元を西南地方に差遣す○飛脚、貨物運送私營の禁を解く○儒者

富永芋陽歿す年六十四尾張古今人物誌、隨筆昌平珠林、雜史箋注、糞土驛、田端志、經德堂誌、八陣圖衍義等

五月 五日 公使花房義質、忠清道庇仁沖に抵る

五月 六日 海軍省、横濱、横須賀間の郵船を廢す○東京四谷勸農試驗場を宮内省に屬し、

植物御苑と稱す

五月 八日 行幸行啓鹵簿の制を改む

五月 九日 各廳の長官に諭し、官吏の職務に關せずして衆を聚め、政談講説を爲すを禁ず

○東京久松座成る

五月 十日 清國政府、我が琉球藩を廢するを傳聞して、其照會を全權公使宍戸璣に致す、

因て之を外務省に報ず

五月十二日 岡山縣廳を天神山の新廳に移す○小笠原島を東京上等裁判所の管轄と爲す

五月十三日 陸軍幕僚參謀條例を定む

新宿植物御苑を置く

那河梧樓歿

五月十五日 洋式商船免狀を改正し、航海公證規則を廢す

五月十六日 内務省に山林局を置く○内務省、原野開墾の業、先づ岩代猪苗代湖疏通の開始

を聽す○是れより先、山口縣士小林牧太郎石川縣士香西正雄、密に大臣要撃を

謀り、事露れて捕縛さる、是日、其罪を斷じて禁獄五年に處す

五月十七日 外務省五等出仕前田獻吉を管理官と爲し、釜山港に駐在せしむ○大藏省に火災

保險事務取調掛を置く

五月十九日 社寺に令し、所藏の圖書古器を検して其目錄を上らしむ○生絲繭茶共進會開催

を布告す

五月二十日 内務省、北海道を除く、全國の地質を測定せん事を請ひ、之を聽さる

五月廿一日 大藏大輔松方正義をシドニー府博覽會事務總裁と爲す○實業家伊藤小左衛門歿

す年六十

五月廿二日 社寺に令し殿堂、屋宇に粧飾せし菊章の明治二年八月禁令以前に係る者は之を

許す

五月廿三日 懲役囚徒の工藝等級を定む

五月廿五日 勅使富小路敬直、尙典を伴ひ東京に歸る

五月廿六日 假に府縣の經費金を定む

五月廿七日 電信取扱規則を改正す

五月廿八日 太政大臣三條實美に修史館總裁を兼しむ

東京招魂社
を靖國神社
と改む

五月廿九日 獨逸皇孫アルベルト・ウイヘルム・ハインリツヒ參内して國書及び獨逸皇帝贈る所の黑鷲勳章を上る

五月三十日 天皇 延邊館に臨幸し、ハインリツヒを慰問し給ふ

六月 四日 天皇、ハインリツヒを吹上御苑に饗し、皇族、大臣、參議及び獨逸公使等に陪食を聽さる○東京招魂社を別格官幣社と爲し、靖國神社と改稱す

六月 六日 公使花房義實仁川に達す○勤王家近藤弘方歿す年八十

六月 七日 天皇、ハインリツヒと日比谷操練場に臨み、陸軍の飾隊式を觀給ふ○コルサコフ駐在領事成富清風を罷む

六月 九日 元老院に令し、下付の議案、院議の之を非とし、若くは修正せし者は其理由を記して上奏せしむ○舊琉球藩王尙泰、東京に抵る○福田會育兒園を設く

六月 十日 海軍大臣、御暇乞の爲め參内す、天皇、親しく大勳位菊花大綬章を授け賜ふ○香港鎮臺ジョン・ホープ・ヘンネツシー參内す○佛國駐劄特命全權公使鮫島尙信をして瑞西國公使を兼しむ

六月十一日 獨逸皇孫ハインリツヒ、東京を退去す

六月十二日 國學者後醍醐院眞柱歿す年七十四 日本紀綱點校正、神代山陵誌及圖考、參宮日記、にひひら藤川紀行等

六月十三日 織物、衣服、及び陶器、磁器、七寶器、漆器、竹器、銅器、陶器、紙、扇、團扇、傘の無稅輸出を許す○海軍兵學生徒の懲戒令を設く

六月十四日 府縣に令し奇特者の賞與、未だ之を行はずして懲役禁獄の罪を犯せば、其賞與を止む

舊琉球藩主
王尙泰參内

六月十六日 東京芝新錢座の東海水兵假分營を廢す

六月十七日 舊琉球藩王尙泰、參内す、之を小御所に引見し勅して從三位に、尙典を從五位に叙し、東京に住せしめ、第宅を富士見町に賜ふ、尋で金祿證券二十萬圓を賜ふ○警視局に巡查教習所及び懲戒舎を設く

六月二十日 畫家木下蘆洲歿す年七十三

六月廿一日 官有物に屬する收入金の豫算決算順序を改む

六月廿三日 車駕、横濱に行幸あり、艦隊の操練を覽給ふ○内務大書記松田道之、東京に歸りて復命す、是に於て南島一體、全く府縣の制に歸す

六月廿四日 各地方の金穀公借、共有物の措置、及び土木の事は區會町村會の議を経て、之を施行せしむ

六月廿五日 内國勸業博覽會事務局を内務、大藏兩省に置く

六月廿六日 陸軍恩給支給の方法順序を定む○大藏卿大隈重信歳計豫算表を上る

六月廿七日 虎列刺病豫防假則を定む○警視局巡查の制服を禮服と爲す

六月廿八日 青山御所内の水田に稻を植ゑしめ、爲めに葛西村より農家の娘百五十名を召し皇太后、皇后、親しく其挿秧の業を覽給ふ○社寺明細帳書式を定む

六月廿九日 米國前大統領エリスセス・シムソン・グラント、神戸に来る

六月三十日 郵便葉書六錢、五錢、三錢の三種を廢し、郵便切手五十錢、三錢の二種を増製

朝
グラント來

六月 中 右大臣岩倉具視、萬機親裁の實を擧げ、諸官分任の責を重くし、施政の方向を慎む等、數件を書し以て之を上奏す

六 月 中 儒者堀田省軒歿す年七十二

七月 一日 米國前大統領グラント、清水港に上陸して、所在を遊覽す

七月 二日 寺院住職進退稟請の法を定む

七月 三日 米國前大統領グラント、東京に至る○内務大書記官松田道之の力を琉球藩更革の事に竭せしを賞し、勳三等に叙し、金を賜ふ○猿若座成る

七月 四日 米國前大統領グラント、同夫人、參内す○海軍退隱令を増補す

七月 五日 神嘗祭日の九月十七日を十月十七日と爲す○新舊公債證書、及び金祿公債證書條例を補正す○陸軍軍人の結婚の節、出願の儀を定む

七月 七日 天皇、日比谷練兵場に臨幸し、米國前大統領グラントと俱に陸軍節隊式を親閲し給ふ

七月 八日 東京府民、夜會を工部大學校に設け、米國前大統領グラントを饗す○宮城紡績電燈會社を創立す○國學者中村興三歿す年七十一 拾遺集、遠鏡、綾添雅語摘要解、詞玉藻、蘇露、蘇舎歌集

七月 九日 貸座敷、及び娼妓規則を改定す○商業夜學校を廢して、庶民夜學校を置く

七月 十日 東京大學に於て法學、理學、卒業生五十五人に、始て學士號を授く○小笠原島へ出稼、移住、及び寄留等にて航海するを停む○東京築地本願寺の造營を始む

グラント參内

監獄局を置く

七月十一日 越後岩代に大水あり

七月十二日 陸前陸中に洪水あり

七月十四日 内務省に監獄局を置く○海陸虎列刺病傳染豫防規則を定む、尋で之を改正し檢疫停船規則と稱す○中央衛生會を内務省に開き、外務大輔森有禮を以て會長と爲す

七月十六日 外務卿寺島宗則、全權公使宍戸璣に命じ、清國政府の照會に覆せしめ、琉球國の地勢、文字、言語、神教、風俗より王系、政治に至る迄、一に我が服屬たる所以の證左を列擧す○海軍省、病院を相模三浦郡に設け、横須賀海軍病院と稱す

七月十七日 米國前大統領グラント東京を發し、日光に赴く

七月十九日 太政官及び省、院、使の經費金を定む○府縣の營繕、堤防、警察費を定む

七月廿二日 獨逸皇孫ハインリツヒ横濱を發し、北海道に赴く

七月廿四日 天皇、吹上御苑に行幸あり

七月廿六日 三品威仁親王、英國旗艦アイロン・ジユク號に乗じて航海術を習練し給ふこと定まる、尋で勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ

七月廿八日 内務省、甜菜製糖の器械を佛國に購求し、大に其業を興さんとす

七月廿九日 儒者佐藤殘翁歿す年七十二 和歌廣葉集、詩文雜著、蕪湖詩鈔等

七月三十日 太政官の翻譯掛を廢す

製糖の業

琉球の我有たるを辯ず

海上保險會社を設立

グラント琉球事件について勧告す

七月卅一日 東京府民、車駕を上野公園に奉迎し、刀槍技及び烟火を天覽に供せん事を請ふ之を聽さる。○米國前大統領グラント、日光より東京に歸る

七月 中 各府縣に虎列刺病流行す、東京小石川の砲兵本廠内の大砲鑄造所成る

八月 一日 蜂須賀茂韶、伊達宗城、岩崎彌太郎等、相謀り海上保險會社を東京府下に設く

八月 二日 東京府衛生會を開く。○陶工高橋道八歿年六十九

八月 四日 有栖川威仁親王、東京を發し歐洲に航し給ふ

八月 五日 越後新潟の農民、嘯集して騷擾す、尋で之を鎮定す

八月 七日 土木局、官員派遣給與規則を改正す

八月 十日 天皇、濱離宮に臨幸し、米國前大統領グラントを延見し給ふ、グラント、親しく琉球事件に就き、日清好和の利を上陳す

八月十二日 畫家稻垣碧峰歿す年六十七

八月十三日 グラント、書を清國恭親王に贈り、琉球事件の照會を撤去し、日清兩國に委員を特派して商辨せん事を勧告す

八月十八日 天皇、岩倉具視邸に臨み、能樂を覽給ふ

八月十九日 皇太后、皇后、岩倉具視邸に行啓し、能樂を觀給ふ

八月二十日 天皇、陸軍戸山學校に行幸

八月廿一日 東京府下の虎列刺病死者の埋葬地を定む

八月廿三日 海軍水雷術練習掛を設く

車駕、上野に行幸

大正天皇御降誕

グラント歸國

閣員移動

八月廿五日 東京府民の請を聽し、車駕、上野公園に臨幸して騎射、犬追物を觀給ふ、米國前大統領グラント之に陪す。○虎列刺病、各地に蔓延せるにより、長浦、長崎港の檢疫を止む

八月廿七日 東京府下大久保村に虎列刺避病院を設く

八月廿九日 儒者内海鈞經歿す年七十七 高崎俊士傳、鈞經文集

八月三十日 グラント、御暇乞の爲め參内す

八月卅一日 皇子御降誕あり 御生母權典、待柳原愛子

九月 二日 陶工梶常吉歿す年八十一

九月 三日 グラント東京を發して歸國す

九月 四日 静岡縣民杉本權職、伏見忠七等、中山嶺の險隘なるを以て、新道を開設せんとし補助金の下附を請ふ、之を許す

九月 五日 露國皇帝、聖徒アンデレイベルウオスワンニ勳章を獻ず。○澳領匈牙利公使チバリール・ホーフエン・ド・ホーフエンフル參内して國書を捧呈す

九月 六日 皇子を嘉仁と名け、明宮と申し給ふ

九月 七日 詩人村山佛山歿す年七十 佛山堂詩鈔

九月 十日 參議寺島宗則の外務卿を罷め文部卿に、參議井上馨の工部卿法制局長官を罷め外務卿と爲し、陸軍中將兼司法大輔山田顯義をして參議工部卿を兼しむ

九月十一日 西班牙國皇帝に大勳位菊花大綬章を贈進さる

藤田組の質札事件

九月十二日 參議兼文部卿寺島宗則をして法制局長官を兼しむ○令して海關稅賣買等、總て貿易一圓銀と洋銀を兩貨併用せしむ

九月十三日 宮城集治監成る

九月十五日 陸軍檢閱條例を改定す○製茶共進會を横濱に開く○大阪藤田組の藤田傳三郎、中野梧一等を紙幣質造の嫌疑にて拘引す

九月十六日 舊幕臣池田長顯歿す年四十二

九月十七日 東京府下に令して、火止石炭油の製場を人家稠密の地に設くるを禁ず

九月十八日 松平太郎を領事と爲し、露國ウラジオストックに駐在せしむ

九月十九日 府縣に令し田租預米を爲すを許すは、時價の改租價額より低下せし時を限らしむ

九月二十日 天皇、吹上御苑に臨み、近衛兵の射的を御覽あり○東部監軍部長谷干城、中部監軍部長野津鎮雄、西部監軍部長三浦梧樓を遣し、其所部を檢閲せしむ○上野寛永寺中堂成る

九月廿二日 假に東京、大阪株式取引所及び横濱取引所に金銀貨幣賣買を許す

九月廿三日 彫刻家高橋東雲歿す年五十四

九月廿五日 鎮臺の司令長官を司令官と改む○司法卿大木喬任治罪法案を上る

九月廿六日 皇居造營の地を西城址に定む

九月廿七日 東京府下千住村の勸農局製絨所成る

金銀貨幣賣買許可

教育令制定

葡萄酒初めて造る

琉球事件に就き確答

陸軍職制を定む

九月廿九日 教育令を定め、學制を廢す○宮内大輔杉孫七郎を西京及び山陰、山陽地方に差遣す

九月中 此頃甲斐國にて初めて葡萄酒百五十石を造る

九月中 東京府下各警察署に於て、勤務の餘暇に擊劍の稽古を開始す

十月一日 海軍卿河村純義、參謀本部長山縣有朋と共に海防線巡視の爲め、相模地方に赴く

十月二日 儒者赤松寸雲歿す年六十二青砥藤綱論、撰、皇國三字經

十月三日 外務大輔森有禮の中央衛生會長を罷め、議官佐野常民をして之を兼しむ○東京府下の湯屋取締規則を定む

十月八日 天皇、元老院へ行幸あり○律令の拷訊に關するものを廢す○仙臺鎮臺司令官陸軍少將福原實を罷む○地方分畫處分規程を定む○海軍兵學校に教授及び教授補を置く○外務卿井上馨、再び駐清公使穴戸璣をして清國政府に回答し、我が琉球の廢藩置縣は撤回し難き旨を斷言せしむ

十月九日 旅宿以外に外人宿泊届出方を定む

十月十日 陸軍職制を定め、陸軍省職制事務章程及び武官官等表を改定す○砲兵本廠を廢し、東京に第一方面砲兵本署及び砲兵工廠を置き、大阪に第二方面砲兵本署及び砲兵工廠を置く○大藏省租稅局出張所を大阪、廣島、熊本、名古屋、仙臺に設く○大藏省に造幣局出張所を設け、地金受取方規則を頒つ

萬國電信訂盟成る

十月十一日 清國政府、前説を變更して更に照會を外務卿井上馨に致し、派員會商を求む

十月十三日 萬國電信訂盟成る、是日、其條約書を頒つ○侍補を廢す○陸軍少將兼大警視川路利良歿す年四十六○儒者塘雲田歿す年四十五

南遊日録、南遊奇事録、吉備遊借忘録、北遊日誌、北遊程曆、日光山程二十二驛記、岐蘇曆等

十月十四日 横濱銀行に於て金銀貨賣買官業を開始す

十月十五日 陸軍軍醫本部を置き、軍醫總監林紀を部長と爲す○參謀本部長山縣有朋の近衛都督を罷め、中將鳥尾小彌太をして之を兼しむ

十月十六日 陸軍中將兼參謀本部次長大山巖をして内務大輔大警視を兼しむ

十月十九日 勤王家兼枝柳村歿す年五十一

十月二十日 伊豆大島駐在の警察官をして、懲役三年以下の罪を處分し、五年以上は決を東京裁判所に取らしむ○儒者清宮秀堅歿す年七十一

下總舊事考十卷、外史前記一卷、古學小傳三卷、新選年表一卷、香取新誌一卷、北聰詩話

三家文鈔、下總全圖、雲烟略傳、近世詩鈔四卷

十月廿一日 右大臣岩倉具視を西京に差遣す

十月廿二日 外務卿井上馨、清國政府に回答し、派員の如何は其酌定に任憑すべき旨を陳す

十月廿三日 議官兼宮内省御用掛佐々木高行を奥羽地方に差遣す

十月廿四日 天皇、習志野及び下志津原に幸し、歩砲工三兵の野戰演習を御統監あらせらる

○内國勸業博覽會事務局の職制を定む○治罪法草案審査局を太政官に設け、元老院幹事柳原前光を總裁と爲す

十月廿五日 判事兼大審院長玉乃世履を司法大輔に、檢事長岸良兼養を判事兼大審院長と爲す

習志野へ行幸
治罪法草案
審査局

水上警察署を置く

十月卅一日 勅使參向の内規を定む

十月 中 始めて水上警察署を置く

十一月 一日 陸軍中將兼參議工部卿山田顯義を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○副議長河野敏鎌に内務省御用掛を兼しむ

十一月 三日 天皇、日比谷練兵場に臨み、陸軍諸隊の飾隊式を親閲し給ふ

十一月 四日 英國人エー・マークスに濠洲メルボルン領事を命ず

十一月 六日 外務大輔森有禮を特命全權公使と爲し、英國に駐劄せしめ、海軍中將榎本武揚に外務大輔を兼しめ、特命全權公使上野景範を罷む

十一月 七日 臨濟宗妙心寺派祖第二世授翁に國師號を贈り、圓鑑と諡す○愛國社第三會を大阪に開き國會開設の請願書を闕下に奉呈するの議を決す

十一月 八日 陸軍省に令し、後桃園、光格、仁孝三帝の山陵式年祭に儀仗兵を出さしむ○白

國人アルフレハブニスを白國アンウエルス領事に、伊國人カンピアキロカテリ

ーを伊國ミラノ領事と爲す

十一月 九日 畫家土佐光文歿す年六十八

森の英國公使、榎本の
外務大輔

幼稚園、書籍館の法規

承陽大師追諡

十一月十日 教導職學校教師兼補の禁令を廢す

十一月十一日 釜山港居留者の違式註違條例を定む○府縣社以下祠官祠掌の等級を廢し、其待遇一に寺院の住職に準ず

十一月十二日 公私立幼稚園、書籍館の設置、廢止、認可及び開申方を定む○幼稚園の補育法は法則の例に準ず

十一月十六日 神宮祭主朝彦親王を以て大教正に兼補す

十一月十七日 勤王家秋本新藏歿す年六十六

十一月十八日 天皇、有栖川宮邸に行幸あり

十一月十九日 皇后、有栖川宮邸に行啓あり○勅して奏任官以上及び華族の照影を徴す

十一月廿二日 曹洞宗の教祖佛性傳東國師道元に大師號を贈り、承陽と諡す

十一月廿五日 海軍火藥製造所章程を定む

十一月廿七日 天皇、吹上御苑に臨幸し、島津忠義傳家の犬追物を御覽あらせらる

十一月廿八日 伊國皇族フランス・トマス・ド・サウチア・デュツク・ド・ゼエン東京に來り參内す

十一月廿九日 デュツク・ド・ゼエン再び參内して同國皇帝贈る所の最上アンノンシヤード勳章を上る

十一月 中 メソヂスト教會の監督アクレイ博士、横濱に神學校を設く

十二月 一日 大藏卿大隈重信の更正國債紙幣銷還法の建議を採納し、其施行の順序を査定せ

横山由清歿す

新聞雑誌の行讀販賣を禁ず
國會開設運動

十二月 二日 （後の大阪銀）
（行集會所） しむ○大阪手形交換所を開業す

十二月 二日 國學者横山由清歿す年五十四 貨幣度量權衡考、活語自他捷覽、續詞法略、尙古圖錄、田制篇、商法篇、皇位繼承篇十卷、日本人種論、勳位考、元服沿革、食貨志略、婚姻通考、編輯系圖、上古實買起源、佩刀沿革、歷朝政治沿革史、貸借篇、刑法篇、本朝戶口考、流刑舊例、魯敏孫漂流記、上古實買起源

十二月 三日 府縣に令し町村公有の簿書を保存し、私有のものも憑據と爲すに足るものは散佚の患勿らしむ

十二月 五日 外務省に三等書記官、三等書記生を置き、書記見習を廢す○府縣に令し小學教員の師範學校卒業證書を有せざる者は、法を設け、其學力を檢せしむ

十二月 六日 嘉仁親王、中山忠能邸に移居し給ふ

十二月 八日 デュツク・ド・ゼエン御暇乞の爲め參内す、天皇、親しく大勳位、菊花大勳章を授け給ふ○神佛二道の管長に令して、教導職試験の法を檢せしめ暫く其選舉を停む○東京府下に令し新聞紙、雑誌の行讀販賣するを禁ず○福岡縣民箱田六輔、平岡浩太郎、頭山滿、進藤喜平太等、國會開設請願の爲め、筑前共愛同衆會を設立す

十二月十一日 東京、沖繩間の里程を改む○横濱にて新聞紙、雑誌の讀賣を禁ず

十二月十二日 楠本正隆を議官と爲し、東京府知事を罷め、内務大書記官、松田道之を之に代はらしむ

十二月十三日 上海地方に牛疫流行につき、開拓使及び神奈川、兵庫、長崎、新潟の四縣に電令し、本地船載の牛を陸に致すを禁ず

十二月十七日 公立師範學校、小學校補助金の支消費目を定む

十二月十八日 勳章を佩ぶる者は印票を持せずして、皇宮諸門に入るを許す○大藏省に書記議案二局を置く

十二月十九日 工部卿山田顯義、參謀本部次長大山巖をして議定官を兼しむ○月俸規則を改正す

十二月二十日 陸奥尻矢崎燈臺に霧笛を設く○藤田組贗札事件の藤田傳三郎等、無罪放免さる

吹上御苑に外國使臣を謁見さる

十二月廿三日 天皇、吹上御苑に臨み各國公使を召見して犬追物を御覽あり○副議長河野敏鎌をして地方長官會議々長と爲す

西征費決算濟む

十二月廿五日 天皇、海軍兵學校に行幸あり○征討費總理事務局長官大隈重信、西征費決算報告書を上る、是日、同事務局を廢す

十二月廿六日 各官に令し、奏任官以下の慰勞手當金給與方を定む

十二月廿七日 官祿税を廢す○各廳經費科目條例を定む○大藏卿大隈重信、歲計決算報告書を上る○檢事長を廢し勅任檢事を置く○令して府縣に衛生課を置かしむ○故廣澤眞臣の勳勞を追賞して、其子金次郎を華族に班す

十二月廿八日 地方官に令し公私立學校の教旨弊害ある者は之を文部卿に具狀せしむ○陸前金華山燈臺に霧笛を設く

十二月廿九日 三備の有志者、岡山に會し國會開設建白の事を議決して檄文を布く

十二月中 彫刻家島雪齋歿す年六十

明治十三年 庚辰 皇紀二五四〇年 西曆一八八〇年

正月 五日 漢學者秋月韋軒歿す年七十七

正月 六日 地方學務委員の選舉規則を定む○伊國皇族デュツク・ド・ゼン東京府下罹災者に金三百圓を贈る、尋で香港鎮臺ヘンネツシー亦金百五十圓を寄す

正月 九日 府縣に令し官民共設の米廩を民有と爲し、以て凶荒に備へしむ

正月 十日 陸軍に軍用電信隊を置く

正月 十一日 畫家吉坂鷹峯歿す年七十二

正月 十二日 陸軍恩給令を改正す○醫學者竹内玄同歿す年七十六

正月 十三日 天皇、日比谷練兵場に臨幸し、近衛諸隊を親閲し給ふ○府縣に令して毎歲部内收穫の數及び水旱等の狀を検して、之を常平局に申報せしむ

正月 十四日 八劍神社の舊號を復し、八劍宮と稱す

正月 十五日 天皇、元老院に行幸あり○東京府下に令し、兩換開業者に鑑札を申請せしむ

正月 十六日 福岡縣人箱田六輔、南川正雄、東京に至り國會開設、條約改正の二件を元老院に建白す

正月 十七日 藥品取扱規則を定む○秤税科目を定む

正月 十八日 東京自由新聞を發刊す

正月 十九日 熊本縣士東瀨連等、結社して抄紙採蠟等の業を興さんとし、資金の補助を請ひ

藥品取扱規則
東京自由新聞

軍用電信隊

て聽さる

正月廿一日 地方官會議規則を更定す

正月廿四日 造修艦船規則を定む

正月廿七日 桓武天皇柏原陵は山城紀伊郡伏見山と治定さる

正月廿八日 朝鮮國の元山津を開く○兵學者竹田斐三郎歿す年五十四

正月廿九日 華、士族の當主死後相續人決定を五十日に限りて申請せしめ、六月を過ぐる者は之を除族す○上海の牛疫流行終熄により、舶載牛の禁止を解く

正月卅一日 陸軍飾隊式を觀兵式と改稱す

正月 中 岡山縣士三村久吉、忍峽稜威兄等、東京に至り國會開設の建白書を元老院に上る

正月 中 東京に盲啞學校を設く○東京共濟生命保險株式會社を創立す○名古屋銀行集會所を設く

二月 五日 天皇、親臨して地方官會議を開き給ふ○外國郵便爲替及び小包郵便遞送方を設く○紙幣を改造し壹圓を發行す

二月 六日 府縣巡查の制服を改む○愛知縣士中村道太、和歌山縣士小泉信吉等、正金銀行を横濱に設く、是日、金百萬圓を加付し、管理官を置きて之を監す、尋で又三百萬圓を貸す

二月 七日 各官需用の外國品は大藏省に請求せしむ、因て外國品購求規則を定む○畫家平

横濱正金銀行を設立

壹圓札發行

盲啞學校を設く

柏原陵の所在地

華族士族の相續に就き

觀兵の稱

精鐵製造所設立

尾魯仙歿す年七十三 慶府新論、説教探要、鬼神借、谷の事等、

二月 十日 軍用電信隊概則を定む○地方稅豫算順序及び書式地方費科目類集を定む

二月 十二日 參議黒田清隆、立憲政體に關する建議を上る

二月 十三日 近衛兵編制規則を改定す

二月 十五日 大阪府下の中の島懲役囚徒破獄を企て騷擾す、之を鎮定す

二月 十六日 外務少書記官頼川君平を領事と爲し、紐育に駐在せしむ

二月 十七日 將に刑法を改定せんとす、因て北海道を徒流兩囚を置くの地と爲す○國學者淺野梅堂歿す年六十五 領芳閣書畫銘心錄、御營誌五册、安政造營記等

二月 十八日 大藏大輔松方正義を濠洲メルボルン府博覽會事務總裁と爲す○輜重輸卒概則を定む

二月 二十日 横須賀海軍病院を開く○儒醫石川良信歿す年五十九 内村簡明、養生訓、香雲閣詩鈔等

二月 廿一日 外務省五等出仕前田獻吉を總領事と爲して元山津に、權少書記官近藤眞鋤を領事と爲して釜山浦に駐在せしむ

二月 廿二日 武藏に地震あり

二月 廿三日 天皇、地方官會議に行幸あり

二月 廿七日 天皇、地方官會議長、議員等を召見して勅諭し給ふ○府縣に令し、船舶沈没せし者は直に海軍水路局に具申せしむ○大藏省、米廩を兵庫四日米に増築し、越中伏木筑後若津に新設す○陸軍、海軍、工部三省の聯合精鐵製造所設立を聽す

精鐵製造所設立

石川良信歿す

淺野梅堂歿す

黒田の立憲政體に關する建議

參議の諸省卿を兼ねるを停む

二月廿八日 參議の諸省卿を兼ねるを停め、大藏大輔松方正義を内務卿に、議官佐野常民を大藏卿に、陸軍中將兼内務大輔大警視大山巖を陸軍卿に、海軍中將兼外務大輔特命全權公使榎本武揚を海軍卿に、副議長河野敏鎌を文部卿に、工部大輔山尾庸三を工部卿に、文部大輔田中不二麿を司法卿と爲す、外務卿は姑く舊に仍る
○陸軍大將熾仁親王の議長を罷めて左大臣を兼しめ、外務少輔上野景範、内務少輔前島密を大輔に、參議大木喬任を議長に、神田孝平、林友幸を議官と爲す
○大藏卿大隈重信、文部卿寺島宗則、内務卿伊藤博文、陸軍卿西郷從道、海軍卿河村純義、工部卿山田顯義を罷む○後備軍軀員條例を定む○横濱正金銀行を開業す

近藤芳樹歿す

二月廿九日 ビュルガリー國王、書を上り其即位を報ず、今日、國書を致して之に答ふ○國學者近藤芳樹歿す年年八十六 類題書問の若菜六卷、標註令義解校本六卷、標註巖原抄校本六卷、冠體十符の菅藪四卷、黨風集等
三月 一日 陸軍少將嘉彰親王を中將と爲し、近衛都督を兼しめ給ふ○中將烏尾小彌太の都督を罷む
三月 二日 德島縣を置き阿波を管す
三月 三日 太政官の法制、調査二局を廢し、法制、會計、軍事、内務、司法、外務の六部を置く
三月 四日 内務少輔品川彌二郎に勸農局長を兼しむ

會計検査院を置く

三月 五日 太政官に會計検査院を置く○大藏省の検査局を廢し、尋で精算局を置く○海軍中將伊東祐磨の東海鎮守府司令官を罷め、少將林清康に之を兼しむ○天津駐在領事池田寛治を罷む○越中射水郡の地陥る、四十餘町なり
三月 六日 朝鮮國駐在官吏の俸給を増す
三月 八日 元老院幹事柳原前光を議官兼特命全權公使と爲して露國に陸軍少將井田讓をして特命全權公使を兼しめて埃國に、從三位鍋島直大を特命全權公使と爲して伊國に、從四位長岡護美を特命全權公使と爲して蘭國に各駐割せしむ○議官細川潤次郎を元老院幹事に、柴原和、安場保和を議官と爲す
三月 九日 大藏卿佐野常民の中央衛會長を罷め、元老院幹事細川潤次郎をして之に代ふ
三月 十日 從三位鍋島直大、從四位長岡護美等、相謀りて興亞會を設く、後之を亞細亞協會と改む○太政官大書記官兼會計検査院幹事安藤就高をして院長の事を攝せしむ○代理公使花房義質を朝鮮に遣はし仁川の開港を督促せしむ○陸軍中將烏尾小彌太の議定官を罷む
三月十一日 中御門寛麿を華族に班す○舊琉球藩の負債償還及び貸付金穀取立方を定む○毎歲三月を以て歲計豫定の期と爲す○鶴田皓を議官と爲す
三月十二日 内閣日則を定む○東京府に衛生課を置く
三月十三日 議官佐佐木高行を副議長と爲す
三月十五日 幕末外交家村垣範正歿す年六十八 道米日記

興亞會を設く

三月を歲計豫定の期とす

三月十六日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり、卒業生徒の技術を覽給ふ○朝鮮釜山、元山の居略地に警部巡查を置く

三月十七日 陸軍少將兼特命全權公使井田讓の廣島鎮臺司令官を罷む○愛國社第四回大會を大阪北野大融寺に開催し、社名を國會期成同盟會と改稱す

三月十八日 内帑金を府縣に賜ひ、虎列刺病豫防を嚴にせしめ給ふ

三月廿二日 天皇、皇太后、皇后と俱に吹上御苑に臨み、松浦詮の騎射犬追物を御覽あり

三月廿三日 内務省に驛遞官を置く○東京外國語學校に朝鮮語學科を設く

三月廿四日 皇后濱離宮に行啓あり、漁獵を觀給ふ○伊國皇族デユツク・ド・ゼエン長崎を發して歸國す

三月廿五日 内務大輔前島密を驛遞總管と爲す○武官所有の軍用銃賣買取扱規則を定む○文部省の學務報告二課を廢し、更に官立學務、地方學務、編輯、報告、會計の各局を置く

三月廿六日 陸軍中佐能久親王を内國勸業博覽會事務總裁に奉戴す

三月廿九日 府縣議員の任期は通常會四次を経るを以て四年に滿つと爲す、二年期も亦之に準ぜしむ

三月三十日 天皇、將に山梨、三重の二縣及び京都府に巡幸あらせらるべき旨を布告す

三月卅一日 電信萬國公法細目規則の改正を布告す○横濱の佛國郵便局を廢す

三月 中 大阪硫酸製造會社を創立す

府縣議員の任期

スペインサ一の教育論

三月 中 洋學者尺振八、英國のスペインサ一の教育論を譯し、實利主義を強調す

四月 一日 皇后、淺草今戸の細川護久別邸に行啓し給ふ○獨逸皇孫ハインリツヒ再び東京に来る○觀古美術會を博物館内に開く

四月 二日 ハインリツヒ參内して謁見を賜ふ○外務省御用掛吉田正春を遣して波斯國の地理、風俗、法制、工藝等を視察せしむ

四月 五日 集會條例を定め、屋外演説を禁じ、地方の狀況に依り政社の解散を命じ得る等を規定し、以て國會請願運動を拘束せんとす○獨逸皇孫ハインリツヒ横濱を發して歸國す○菊章の濫用を重ねて禁す

四月 七日 大藏省に外國品調度掛を設く

四月 八日 皇太后、小金井村に行啓し給ふ○區町村會法を定む○相模三浦郡觀音崎に砲臺を築く

四月 九日 人民私設の橋梁津渡に行軍士卒の賃銀を要求するを禁す

四月 十日 内務少輔品川彌二郎を内國勸業博覽會事務官長と爲す○渡邊驥、中村弘毅、箕作麟祥、本田親雄を議官と爲す

四月 十二日 米商會所株式取引所及び横濱取引所の金銀米穀賣買を停む○京都佛光寺に見眞の勅額を賜ふ

四月 十四日 參謀本部條例を改正す

四月 十五日 米商會所條例、株式取引所條例を改定し、私に金銀米穀及び株式の限月賣買を

區町村會法を定む

四月 八日 皇太后、小金井村に行啓し給ふ○區町村會法を定む○相模三浦郡觀音崎に砲臺を築く

四月 九日 人民私設の橋梁津渡に行軍士卒の賃銀を要求するを禁す

四月 十日 内務少輔品川彌二郎を内國勸業博覽會事務官長と爲す○渡邊驥、中村弘毅、箕作麟祥、本田親雄を議官と爲す

四月 十二日 米商會所株式取引所及び横濱取引所の金銀米穀賣買を停む○京都佛光寺に見眞の勅額を賜ふ

四月 十四日 參謀本部條例を改正す

四月 十五日 米商會所條例、株式取引所條例を改定し、私に金銀米穀及び株式の限月賣買を

米商會所、株式取引所條例を定む

四月 十五日 米商會所條例、株式取引所條例を改定し、私に金銀米穀及び株式の限月賣買を

爲すを禁す

四月十六日 勅題を勅奏任官に賜ひ、歌詩を詠進せしむ○東京日比谷大神宮の造營成る
四月十七日 代理公使花房義質を辨理公使と爲し、朝鮮京城に駐在せしむ○内閣大書記官長
井上毅に訓令及び條約案を齎して支那北京に遣し、之を全權公使穴戸璣に附せしむ

片岡、河野等の國會開設運動

四月十九日 高知縣民片岡健吉、福島縣民河野廣中等、二府二十八縣の同志八萬七千餘人の調印せる國會開設請願書を太政官に捧呈す、之を卻く

四月二十日 内閣大書記官長井上毅、東京を發す

四月廿一日 天皇 皇太后、皇后、吹上御苑に臨み、山内豊範等の要馬術を觀給ふ

東京爲替會社解散

四月廿二日 東京爲替會社を解く

四月廿三日 儒者阿部淡齋歿す年六十八

四月廿四日 京都處士宇喜多一惠の勤王を追賞し、金を遺族に賜ふ

四月廿五日 歌人僧辨玉す年六十二由良年呂集

四月廿七日 陸軍少將大阪鎮臺司令官三好重臣を中將と爲す○畫家目賀田介庵歿す年六十八

四月廿八日 畫家横山雲南歿す年六十七

四月廿九日 山梨、三重兩縣京都巡幸は、來る六月十六日東京發輦の旨を布告す○名古屋鎮臺司令官四條隆誥を仙臺鎮臺司令官に、熊本鎮臺司令官曾我祐準を大阪鎮臺司令官に、陸軍少將高島勲之助を熊本鎮臺司令官に、同黒川通軌を廣島鎮臺司令官に、

唱歌の學科を加ふ

官に、同揖斐章を名古屋鎮臺司令官と爲す

四月三十日 參議兼議長大木喬任を民法編纂總裁と爲す

四月 中 東京府下の公立學校に唱歌の科目を加ふ

五月 一日 獨逸人カールウォルフソンを雇ひて領事と爲し、伯林に駐在せしむ○太政官に恩給掛を置く

五月 四日 皇后、内藤新宿の植物御苑に行啓あり、藤花を觀給ふ○東京株式取引所横濱取引所の金銀賣買停止を解く、尋で大阪株式取引所も亦之に準ず○地方官の公立學校創設の委任を止む○渡邊昇を議官と爲す

五月 五日 元老院幹事細川潤次郎を陸軍刑法審査總裁と爲す○郡區の分割新置を布告す

五月 六日 天皇、吹上御苑に臨み、皇居造營の繩張を巡覽し、開拓使産馬の競走を觀給ふ

五月 七日 塙、伊、蘭、白の四國帝及び露、獨二國皇太子に大勳位菊花大綬章を贈進し給ふ

五月 八日 天皇、陸軍省及び參謀本部に行幸あり、尋で大木喬任邸に至り給ふ○大藏省の銀行課を廢し、更に銀行局を置く

五月 十日 元老院に陸軍刑法草案審査局を置く

五月十二日 米人ジョン・オーカルトルを雇ひ、布哇駐在貿易事務官と爲す

五月十三日 代言人規則を改正す

五月十四日 福岡孝弟を議官と爲す

弘前大火

五月十五日 石炭酸等の劇薬を調製して、傳染病消毒に用ふる場合に限り、成規外の販賣を許す

五月十七日 陸奥弘前に大火あり、千餘戸を焼く

五月十八日 朝彦親王、能久親王を二品に叙し、徳川慶喜、松平容保、南部利剛、大久保忠禮、酒井忠篤、松平定敬、板倉勝靜、酒井忠篤、丹羽長國、上杉齊憲、伊達宗敦、松平喜徳、小笠原長行を舊位に復す

五月十九日 東京 大阪、株式取引所、横濱取引所に令して金銀貨幣の定期賣買を禁ず○國學者西川吉輔歿す年六十五

五月二十日 太政官の公文取扱内規を定む○豫備紙幣拾錢を補造し、半圓以下毀損紙幣の交換に充てしむ

五月廿一日 越後三條に大火あり、二千五百餘戸を焼く

五月廿三日 上野に雹降りて被害甚々し

五月廿四日 各上等裁判所に巡回検事を置く

五月廿五日 大藏少書記官竹添進一郎を領事と爲し、天津に駐在し、芝罘、牛莊を兼しめ、奥國人ゲオルケヒツトロツトを雇ひて領事と爲し、奥國トリエストに駐在せしむ

五月廿六日 天皇、吹上御苑に臨み、近衛將校士官の競馬を觀給ふ

五月廿七日 東京府下の營業稅、雜種稅の各地方と制限を殊にするを許す

車駕、西巡

五月廿八日 東京府下に消防卒を置く

五月廿九日 山形縣令三島通庸、宮城縣令松平正直、連署して羽前關山村、陸前作並村の間に新道を開設せん事を請ひて聽さる○元老院に民法編纂局を置く

五月三十日 警視局巡查の制服夏衣を改む

五月 中 大阪府下の山口吉兵衛、始て結婚媒介所を開く○消費組合共立商社を創立す

六月 日 警視局に消防本部を置く

六月 五日 書畫及び諸製造物の巧藝美術に係るものは無稅輸出を許す

六月 七日 元老院に海上裁判所規則審査局を置く

六月 九日 天皇、芝赤羽の工作分局に行幸あり、歸途、寺島宗則邸に臨み給ふ

六月十一日 儒者土井聲牙歿す六十四論畫竹偶筆、格五新譜、詩文遺稿、贅牙齋文集、論語助解法、孟子學義、聲史

六月十二日 府縣連合共進會褒賞金給與の内規を定む

六月十四日 獨逸特命全權公使タリシ・フォン・アイゼンデツヘル參内して國書を捧呈す

六月十五日 左大臣熾仁親王に勅し、西巡中庶政を攝し、大事は之を行在所に奏し、其稽緩すべからざるものは處決して以聞せしむ○備荒儲蓄法を定む

六月十六日 天皇、東京を發輦し給ふ、二品貞愛親王、太政大臣三條實美、參議島宗則、伊藤博文、内務卿松方正義、文部卿河野敏謙、宮内卿徳大寺實則、陸軍中將三浦梧樓等之に従ふ

六月十七日 車駕、上野原に抵り給ふ○議官吉井友實を工部大輔と爲す